

# 建設産業の再生と発展のための方策2011

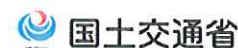
## — 資料編 —

平成23年6月23日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 目次



はじめに 建設産業政策2007の概要.....	2
第1章 現状分析と直面する課題	
I 建設産業の現状に関する定量的分析.....	4
II-1 地域社会の維持.....	16
II-2 技能労働者の雇用環境と社会保険等の加入状況・重層下請構造.....	25
II-3 技術者の育成と適正配置.....	44
II-4 公共調達市場と受発注者関係.....	50
II-5 海外建設市場への積極的進出.....	66
II-6 過剰供給構造・新たな事業分野への展開等.....	74
第2章 実施すべき対策	
① 地域維持型の契約方式の導入.....	83
② 保険未加入企業の排除・重層下請構造の是正と施工力のある企業の育成.....	85
③ 技術者データベースの整備と業種区分の点検.....	90
④ 入札契約制度改革の推進.....	94
⑤ 海外展開支援策の強化.....	98
⑥ 過剰供給構造の是正と不良不適格業者の排除・新たな事業分野への展開等.....	100



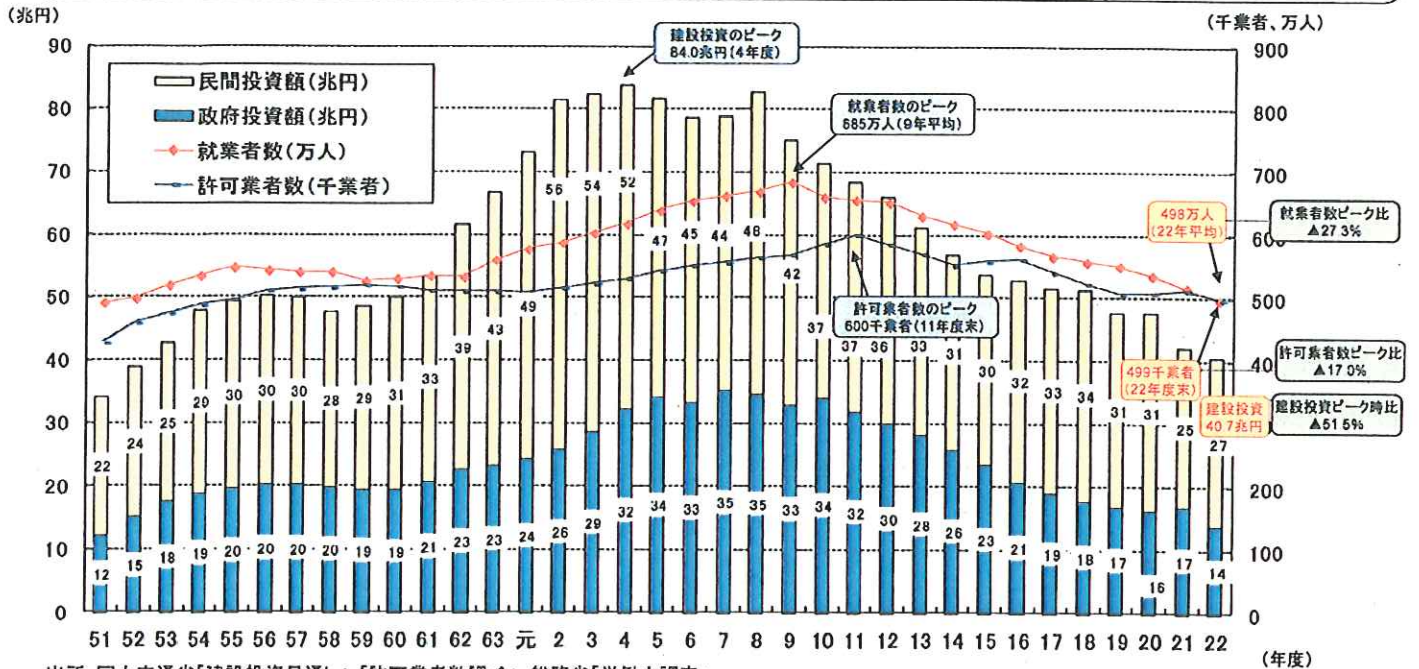
※1 CSR(コーポレート・ソーシャル・レスポンス)の字の:企業の社会的責任。具体的には、法令遵守、企業統治、情報開示など、一般に企業が社会に対して果たすべき責任と捉えられている。  
 ※2 VFM(Value for Money): 対価に対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方  
 ※3 CM(Construction Management)・PM(Project Management)方式: 発注者の代理人又は補助者として、発注者の利益を確保する立場から、①品質管理、②工程管理、③費用管理等を行う方式

## 第1章 現状分析と直面する課題



# I-1 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

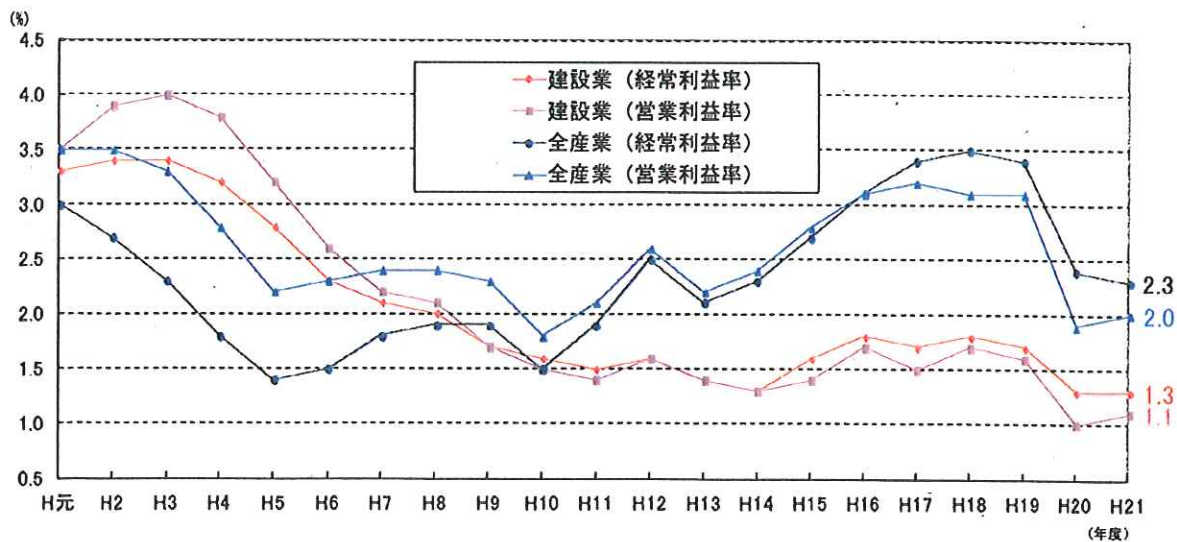
- 建設投資額(平成22年度見通し)は約41兆円で、ピーク時(4年度)から約52%減。
- 建設業者数(22年度末)は約50万業者で、ピーク時(11年度末)から約17%減。
- 建設業就業者数(22年平均)は498万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。 ※23年2月は499万人(前年同月比10万人減)。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」  
 注1 投資額については平成19年度まで実績、20年度・21年度は見込み、22年度は見通し  
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値  
 注3 就業者数は年平均

# I-2 建設企業の利益率の低迷

- 建設産業全体として、他産業に比し利益率が低迷。

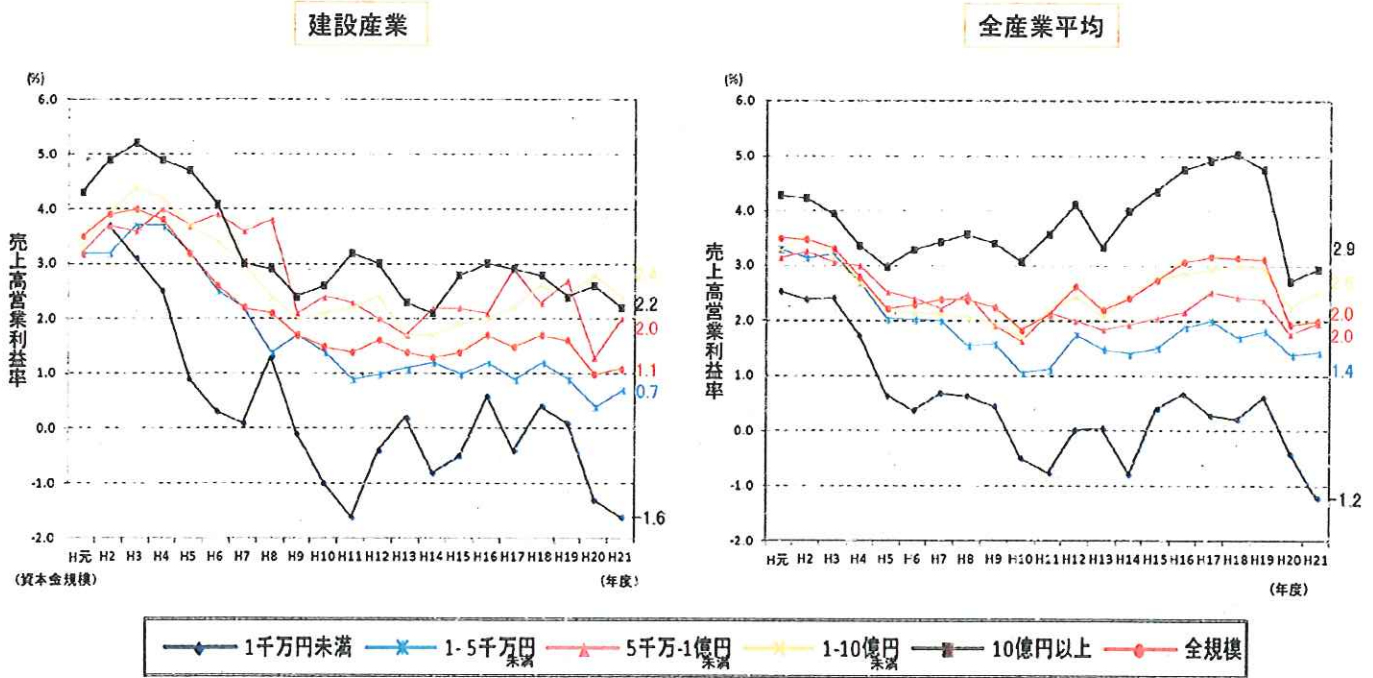


建設業	平成3年度 (利益率のピーク)	平成4年度 (建設投資のピーク)	平成21年度 (対ピーク比)
営業利益率	4.0%	3.8%	1.1% (▲2.9pt)
経常利益率	3.4%	3.2%	1.3% (▲2.1pt)



# I-3 建設企業の利益率の低迷(資本金規模別)

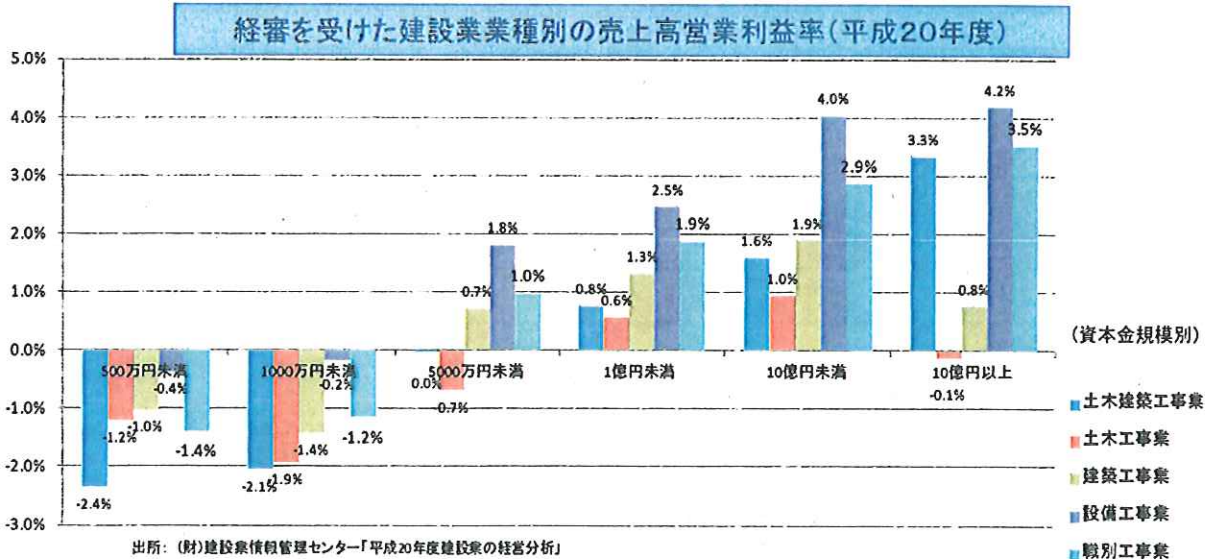
- 企業規模(資本金)の小さい建設企業ほど利益率が低迷。
- 建設産業の利益率は、大手・中堅も含め、全ての資本金階層において、他産業の水準以下(平成21年度)。



出所:財務省「法人企業統計」 6

# I-4 業種別の動向 ~小規模、ゼネコンほど営業利益率が低迷~

- 規模別にみると、小規模な企業ほど、営業利益率は低迷。
- 職種別にみると、総合工事業(特に土木中心の企業)の営業利益率の低さがより深刻。

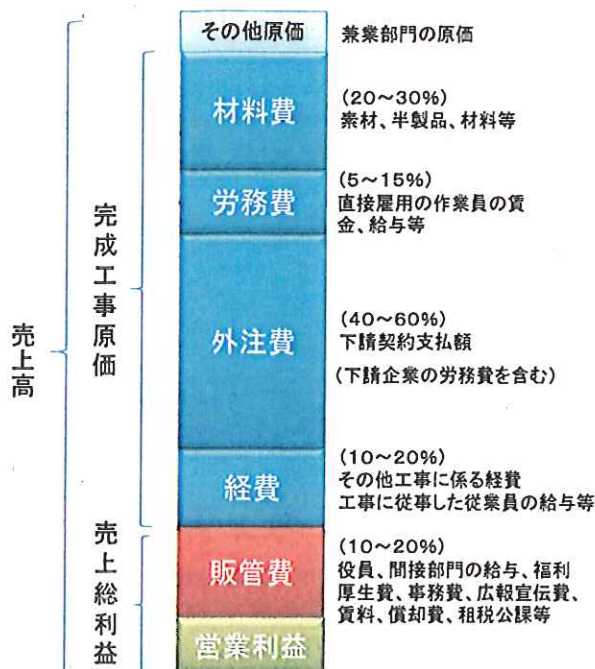


※業種分類は、日本標準産業分類にしたがって、「総合工事業」「設備工事業」「職別工事業」の3種類に大別し、さらに、「総合工事業」については、土木工事が完成工事高の8割以上を占めるものを「土木工事業」、土木工事が2割未満のものを「建築工事業」、これ以外のものを「土木建築工事業」としている。  
 ※調査企業は、資本金階層別に、500万円未満が12461社、500万円以上1000万円未満が10366社、1000万円以上5000万円未満が48570社、5000万円以上1億円未満が3217社、1億円以上10億円未満が629社、10億円以上が55社で、合計75298社となっている。

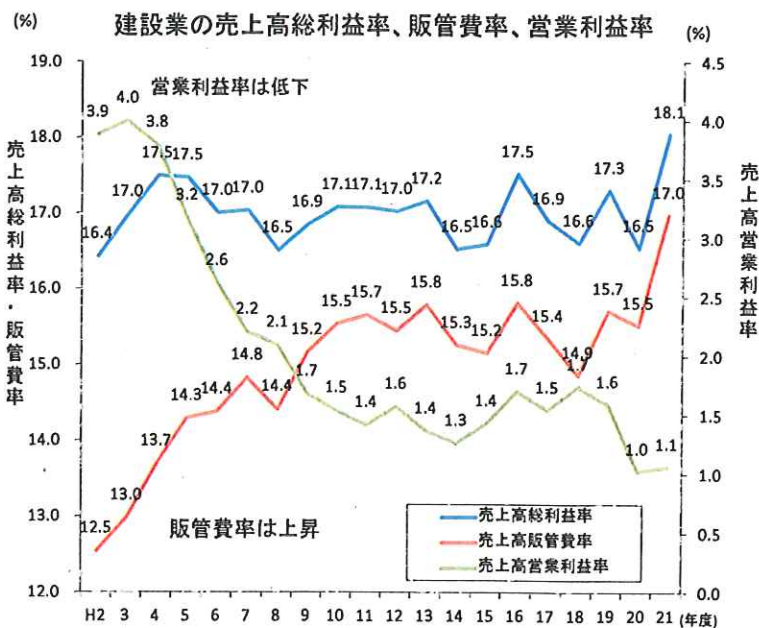


# I-5 売上高総利益率、販管費率、営業利益率の関係

- 建設産業全体としては、売上高総利益率は概ね16~18%程度の範囲で推移している。
- 間接経費である販管費の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷。



※( )内は売上高に占める各項目の標準的な割合

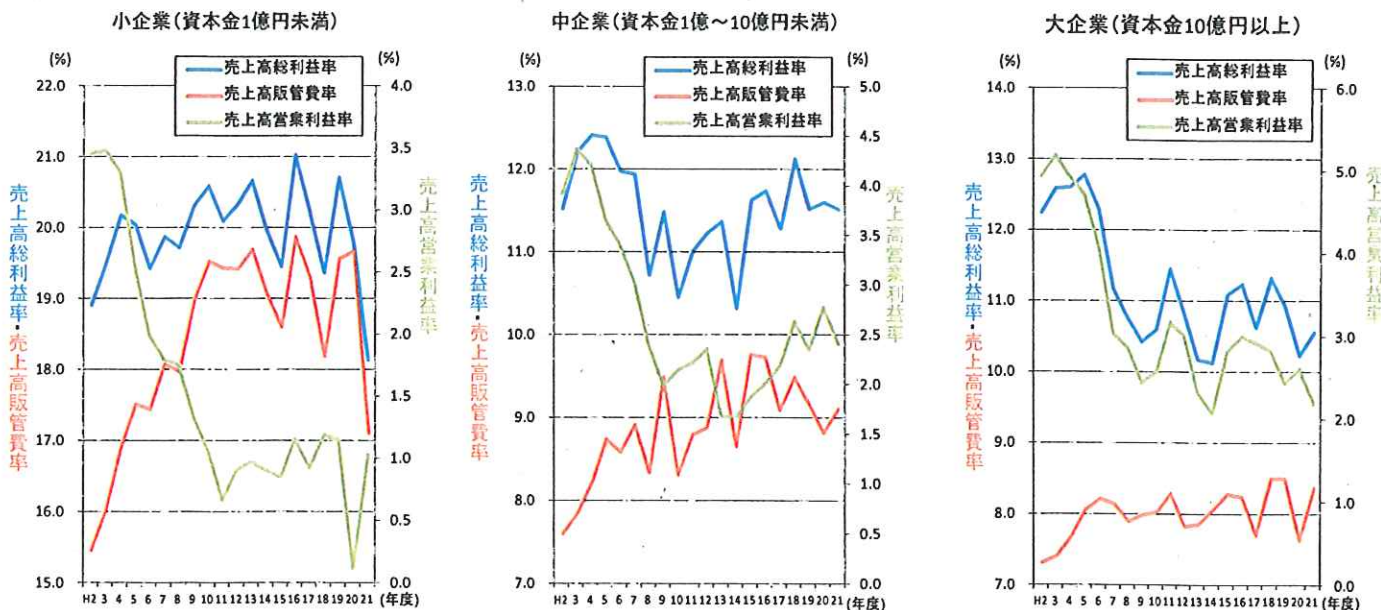


出所：財務省「法人企業統計」

※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

# I-6 規模別傾向 ~販管費率の上昇は小規模企業ほど顕著~

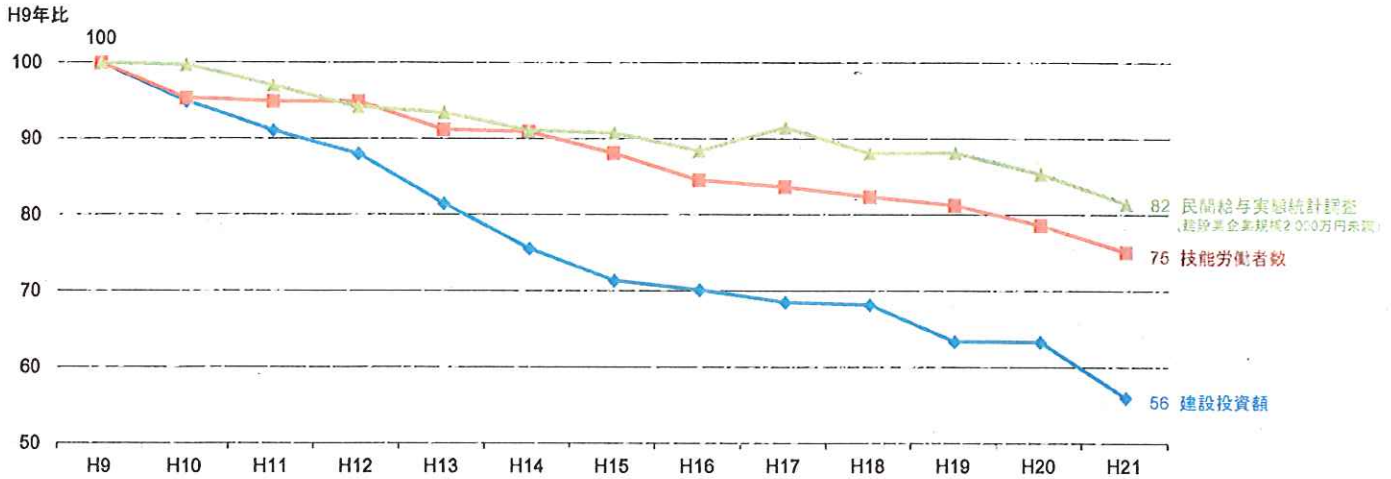
- 小企業では、販管費率の増加とこれに伴う営業利益率の下落が見られる。
- 中企業、大企業と規模が大きくなるに従い、この傾向は弱まり、売上高総利益率の減少が営業利益率の減少と連動している。



出所：財務省「法人企業統計」

# I-7 建設業の給与の動き(建設業企業規模2,000万円未満)

	H9	→	H21
○ 建設投資額	75兆円	→	42兆円(△44%)
○ 技能労働者数	455万人	→	342万人(△25%)
○ 民間給与実態統計調査 (建設業企業規模(資本金)2,000万円未満)	4,376千円/年	→	3,570千円/年(△18%)



※ 建設投資額については平成19年度まで実績、20、21年度は見込み(出所:国土交通省「建設投資見通し」)  
 技能労働者数は年平均(出所:総務省「労働力調査」)  
 年間給与(出所:国税庁「民間給与実態統計調査」)

# I-8 建設業における就労形態及び給与支払形態の状況

- 就労形態は、「常雇」は減少傾向、「一人親方」は上昇傾向
- 給与支払形態は、建設投資の減少局面、就業者数の減少局面において、固定費である「月給制」から、変動費に近い「日給月給制」にシフト

就労形態の状況

	常雇	日雇	臨時雇	自営業主 一人親方	その他 不明
平成9年度	80.6%	3.4%	3.7%	10.4%	2.0%
平成14年度	59.4%	5.6%	4.6%	14.9%	15.5%
平成17年度	62.3%	4.6%	5.2%	13.8%	14.1%
平成20年度	63.6%	5.1%	4.0%	16.7%	10.6%

※平成9年度の「臨時雇」は、「有期」として集計

給与支払形態の状況

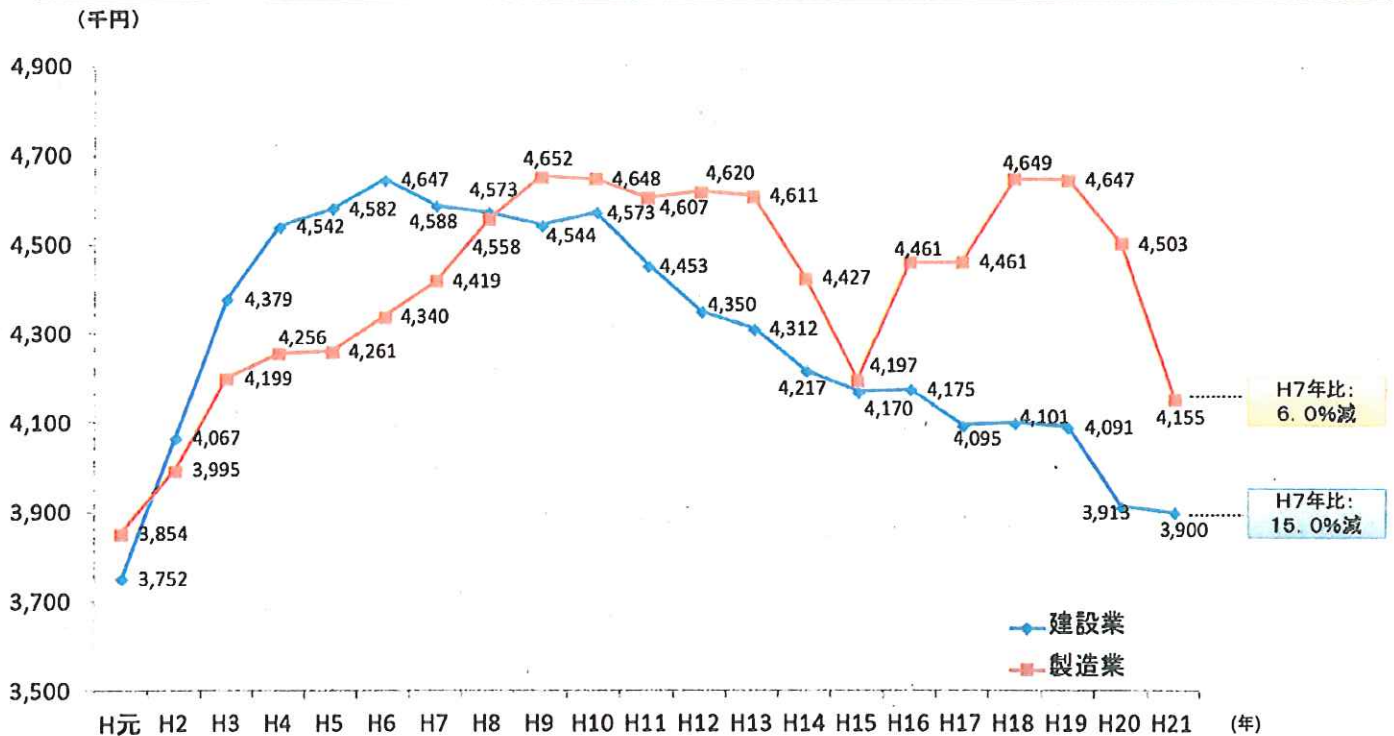
	月給制	日給月給制	日給制 出来高制
平成9年度	57.6%	30.6%	8.5%
平成14年度	36.6%	58.5%	4.3%
平成17年度	31.3%	58.4%	7.5%
平成20年度	29.3%	58.4%	8.5%

出所:国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」



# I-9 下落傾向が続く建設業の賃金(給与所得)

○ 建設労働者の年間賃金は平成7年以降、継続的に減少しており、製造業を下回る水準。



出所: 国税庁「民間給与実態統計調査」

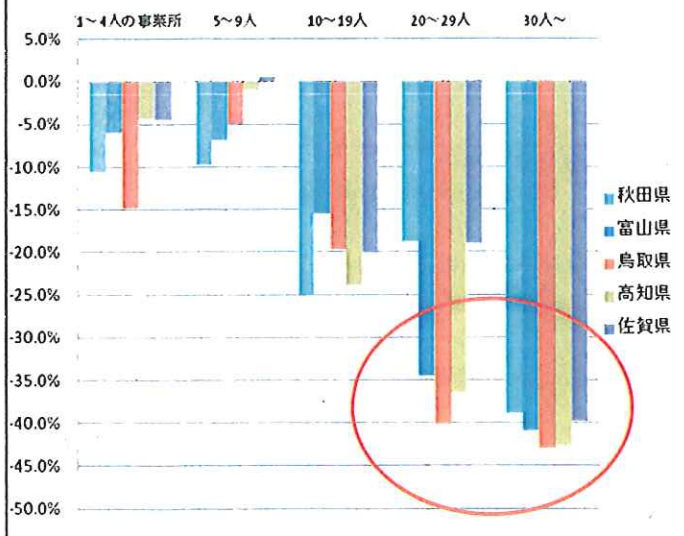
# I-10 建設企業の小規模化(地方圏ほど進展)

- 中規模(従業員10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。

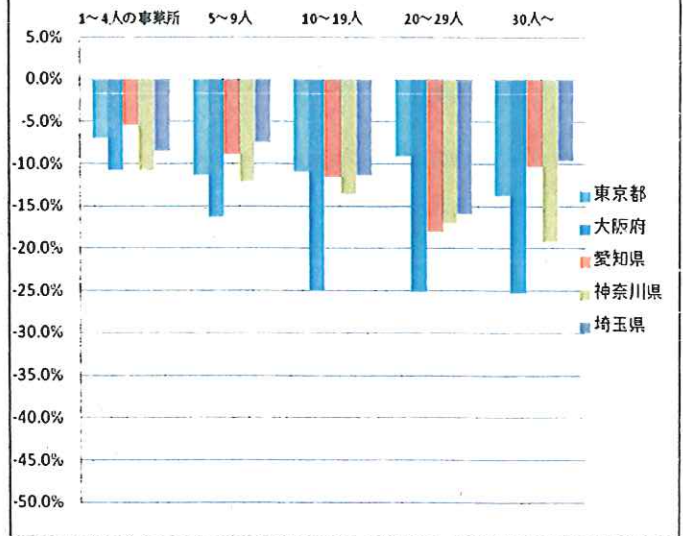
許可業者の減少率

秋田▲6.7%	東京 ▲11.1%
富山▲5.1%	大阪 ▲15.4%
鳥取▲3.8%	愛知 ▲4.4%
高知▲5.5%	神奈川▲7.6%
佐賀▲8.9%	埼玉 ▲9.7%

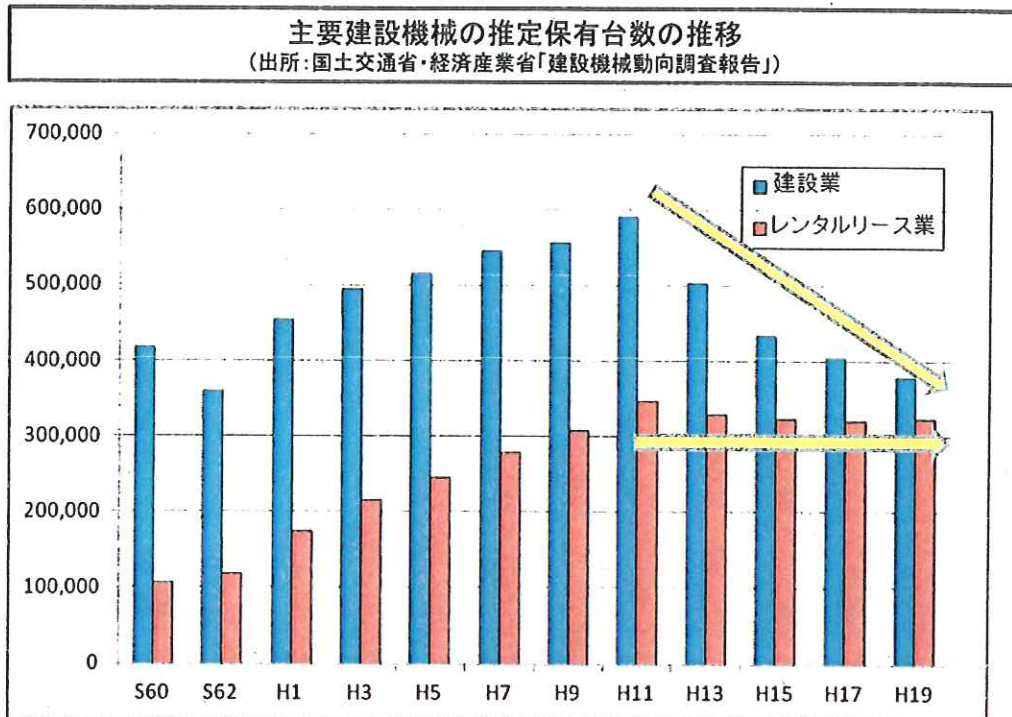
事業所数の減少率(H11→H18地方圏)  
【出所: 総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



事業所数の減少率(H11→H18大都市圏)  
【出所: 総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



○平成11年以降、リース業者の保有台数は横ばいの方、建設業者の保有台数は減少。



14

# I-12 東日本大震災による毀損ストック(内閣府試算)

○東日本大震災のマクロ経済的影響の分析 (平成23年3月23日 内閣府試算)

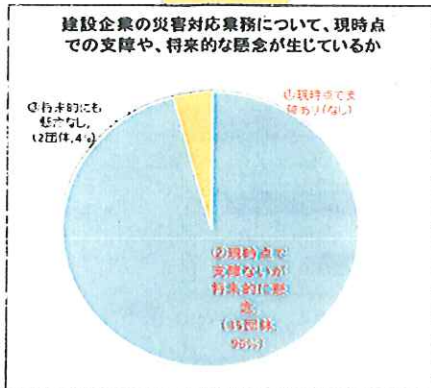
ストック (社会資本・住宅・民間企業設備) への影響 (種々の前提を置いた上でのイメージ) 【直接的被害】

前提	結果
<p>被災地 → 岩手県 津波被災地域 宮城県 福島県</p> <p>→ 非津波被災地域</p> <p>→ 北海道、青森県、茨城県、千葉県</p> <p>○ ストック内訳 ・ 建築物 (住宅、民間企業設備 (除電気・ガス・水道) 等) ・ 電気・ガス・水道 ・ 社会インフラ (道路、港湾、空港等) ・ その他 (都市公園等)</p> <p>○ 損壊率 損壊率<sub>1</sub> 阪神淡路大震災の2倍程度の損壊率 損壊率<sub>2</sub> 損壊率<sub>1</sub>を基本とし、建築物については津波の被害を特に大きく想定 損壊率<sub>3</sub> 阪神淡路大震災と同程度の損壊率 損壊率<sub>4</sub> 震度に応じた損壊率 (損壊率<sub>1</sub>、<sub>2</sub>はストック種別異なる)</p> <p>注: データは都道府県別経済財政モデル用データベース (内閣府2009) による</p>	<p>○ ケース1 被災地全域の毀損額 約16兆円 (被災地全域のストック総額(推計) 約175兆円)</p> <p>このうち、 岩手県、宮城県、福島県の被災地の毀損額 約14兆円 (3県のストック総額(推計) 約70兆円)</p> <p>○ ケース2 被災地全域の毀損額 約25兆円 (被災地全域のストック総額(推計) 約175兆円)</p> <p>このうち、 岩手県、宮城県、福島県の被災地の毀損額 約23兆円 (3県のストック総額(推計) 約70兆円)</p> <p>(参考) 阪神淡路大震災における被災地の毀損額 約9.6兆円(国土庁推計) 約9.9兆円(兵庫県推計) (兵庫県内のストック総額(推計) 約61兆円)</p>

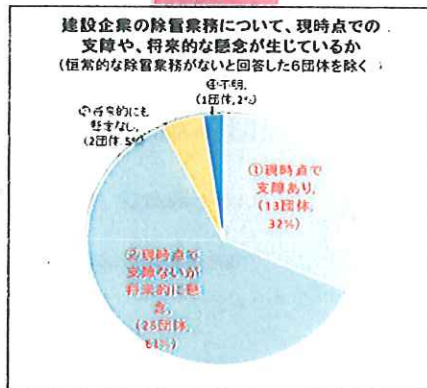


○ 建設企業が行う災害対応、除雪、維持管理等の業務について、地元精通した企業の減少などにより、多くの都道府県において業務上の支障や将来的な懸念が生じている。

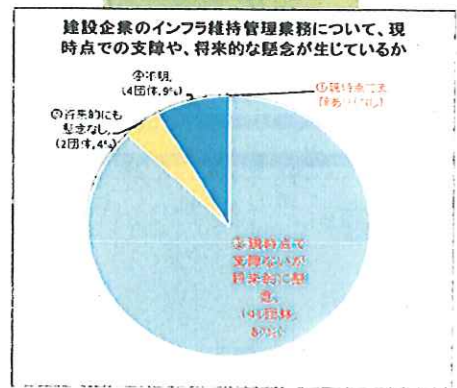
災害対応



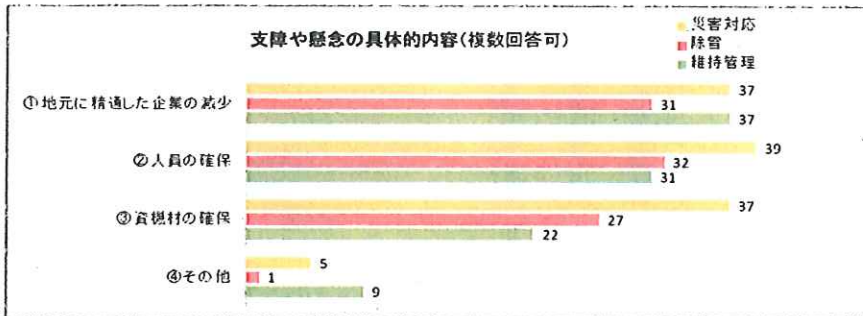
除雪



インフラの維持管理



支障や懸念の具体的内容(複数回答可)



「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」

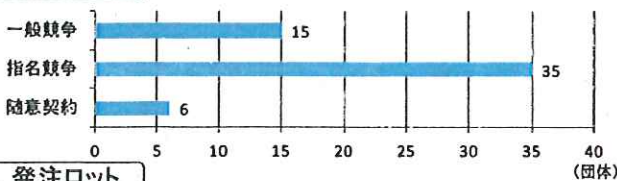
国土交通省調べ(平成23年1月)

Ⅱ-1-2 地域維持事業に係る都道府県及び指定都市の入札契約の現況<道路維持>

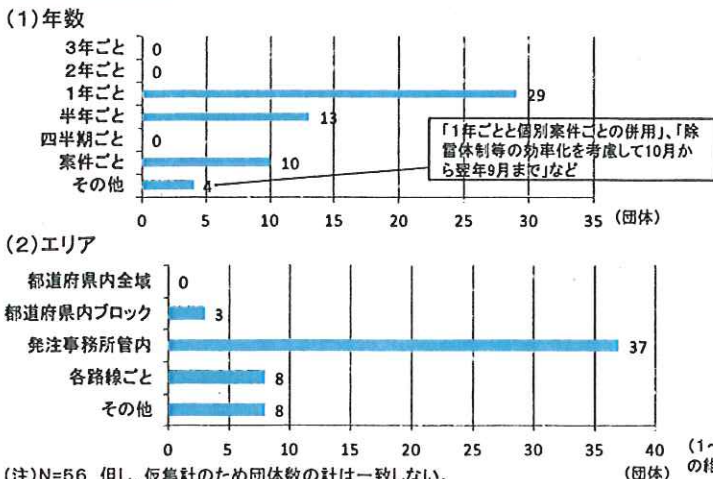
1. 発注区分

工事	38	土木工事	36	43%
コンサル	2	舗装	26	31%
役務	16	とび・土工	12	14%
		その他(造園・電気等)	9	11%

2. 競争方式



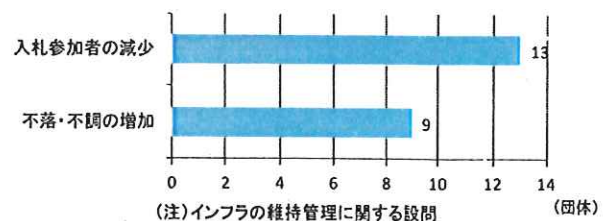
3. 発注ロット



4. 入札結果

平均参加者数	(団体数)	受注者	(団体数)	(割合)
0者~1者	2	単体企業	19,493	97.0%
2者~5者	12	JV	46	0.2%
6者~10者	28	事業協同組合	96	0.5%
11者~20者	14	その他	471	2.3%
21者~	0			

5. 近年の契約手続上の課題を挙げた団体数



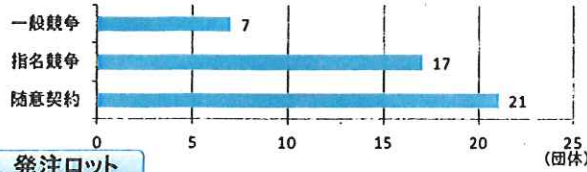
(注)N=56 但し、仮集計のため団体数の計は一致しない。

(1~4は、国土交通省調べ(平成23年2月)、5は、国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」(平成23年1月)

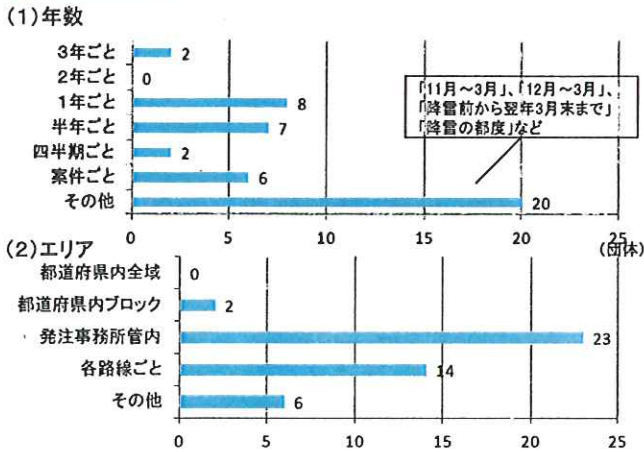
1. 発注区分

工事	22	土木工事	19	63%
コンサル	0	舗装	6	20%
役務	23	とび・土工	2	7%
		その他(造園等)	3	10%

2. 競争方式



3. 発注ロット

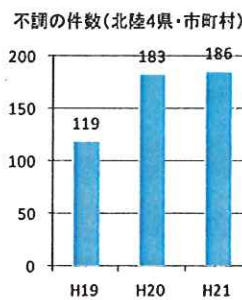
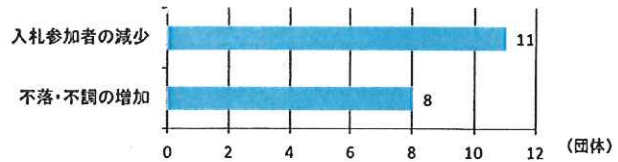


(注)N=56 但し、仮集計のため団体数の計は一致しない。

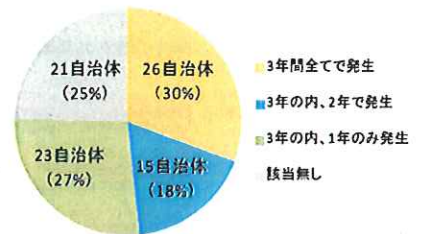
4. 入札結果

平均参加者数	(団体数)	受注者	(団体数)	(割合)
0者~1者	21	単体企業	5,483	96.7%
2者~5者	11	JV	134	2.4%
6者~10者	8	事業協同組合	48	0.8%
11者~20者	2	その他	7	0.1%
21者~	0			

5. 近年の契約手続上の課題を挙げた団体数



H19~21の3年間で不調が発生した県・市町村の数(北陸4県・市町村)



(1~4は、国土交通省調べ(平成23年2月)、5は、国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」(平成23年1月)及び北陸地方整備局調べ(平成23年1月) 18

Ⅱ-1-4 道路や河川の巡回・巡視業務等の発注に関する民間企業アンケート結果 国土交通省

○民間企業からは、単年度限りの受注では人材配置など計画的経営が困難として、複数年度契約を求める意見が多い。

(競争に参加しなかった理由)

参加表明書を提出しなかった理由(選択式)	H22年		H20年	
	延べ企業数	率	延べ企業数	率
1 参加しても受注の見込みがないと判断した	136	43%	42	32%
2 必要な技術者を集めるには時間が足りないと感じた	107	34%	30	23%
3 適当な技術者を保有していない	105	33%	21	16%
4 仮に受注できたとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難	106	33%	42	32%

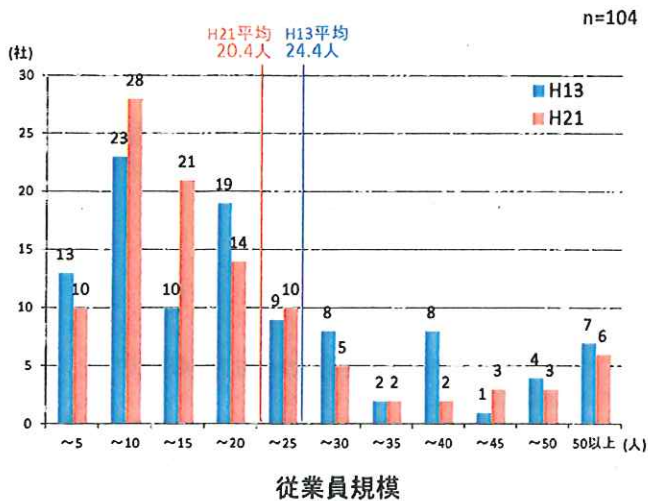
⑯ 発注ロット(一業務当たりの規模)が小さすぎ、コストを抑える効率的な業務執行が困難と思った。	12	4%	0	0%
---	----	----	---	----

出典:国土交通省「発注者支援業務等に関する民間事業者へのアンケート結果」(平成22年10月)

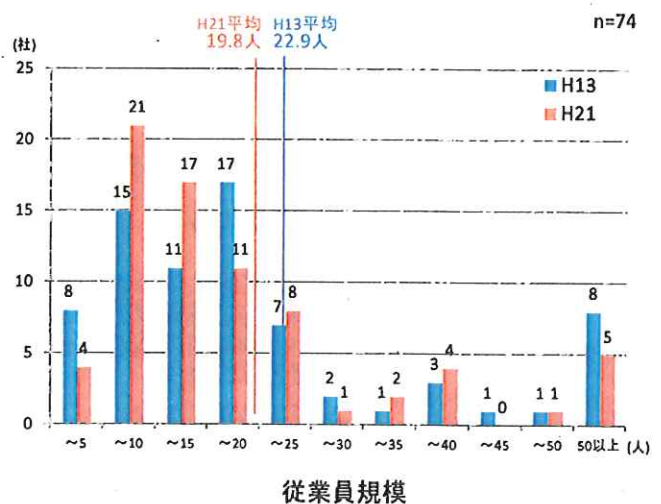


○地域維持事業を担う建設企業には、概ね20人程度の従業員が必要である。

地域維持事業を受注した企業の従業員規模  
(福島県)



地域維持事業を受注した企業の従業員規模  
(富山県)

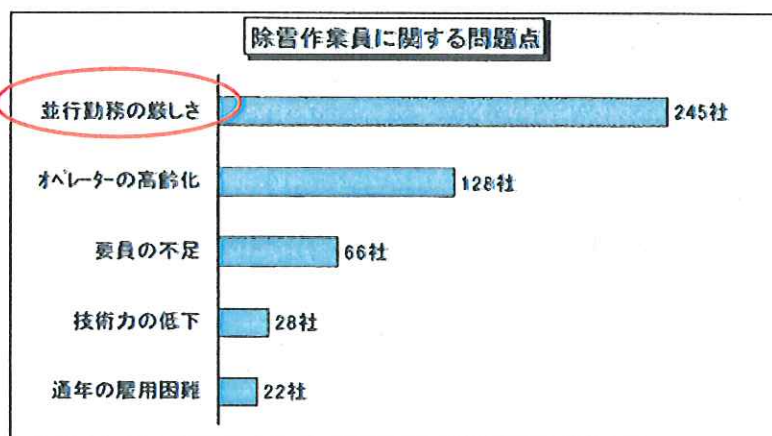


(注)それぞれの県内で平成21年度に自治体発注の地域維持事業を受注した元請企業について、平成13年度時点、平成21年度時点における従業員数規模別の企業数を集計したもの、東日本建設業保証会社資料をもとに国土交通省作成

## II-1-6 建設企業の小規模化の問題(建設業界アンケート)

- 富山県建設業協会が行ったアンケート調査では、除雪作業員の問題点として「夜の除雪作業と昼の建設作業の並行動務が厳しい」ことをあげる企業が多い。
- 従業者が少人数の場合、ローテーションなど体制がとりにくい。

富山県建設業協会調べ(平成23年1月)



## II-1-7 河川の維持と巡視を一体で発注する業務(試行)(東北地方整備局)

### 概要

これまでは別個に発注してきた河川維持と河川巡視の地域単位での一括発注及び複数年契約を行うもの

### 背景

- ▶ 施設整備及び老朽化施設の増加に伴う維持管理コストの増
  - ▶ 予算削減
  - ▶ 地域建設業衰退の懸念
- ↓
- ▶ 管理の効率化
  - ▶ 地域に精通し、技術力を有する維持業者の確保
- の必要性が高まっている。

### 対象業務

- ①堤防除草及び堤防補修等  
(従前の維持修繕工事)
- ②河川管理施設の点検・河川巡視業務  
(従前の河川巡視支援業務等)

(注)「業務」の発注であるため、建設業の許可、専任の監理技術者の配置、経営事項審査の受審は不要。また、前払金の対象外。

### 発注ロット

- 北上川下流、同上流、阿武隈川上流の3つの出張所の管内において、それぞれ上記対象業務を一体とした業務として発注
- 3カ年の複数年契約

### 競争方式

- 企画競争(役務の提供)  
(従前は、一般競争(総合評価))

### 参加要件

- 堤防除草又は築堤工事の施工実績
- 県内本店かつ生活圏内に本支店・営業所
- 「役務の提供等」の競争参加資格
- JVの場合は、対象業務①を複数の構成員間で分担しないこと、代表者は堤防除草又は築堤の施工実績があること

### 技術者の配置

- 建設業法上の監理技術者・主任技術者の配置は不要。
- 全体を総括する業務管理責任者(1級土木施工管理技士など)、個別業務の責任者である業務責任者(兼務可。1級・2級土木施工管理技士など)を配置する必要。

22

## II-1-8 県における地域維持事業の包括的発注(導入理由と得失)

国土交通省

### 導入理由

国土交通省調べ(平成23年2月)

- 除雪やパトロール等の担い手において、実施体制の維持が困難になりつつある(人員不足や高齢化、機械・維持費の増大等)。
- 受注者メリットが小さい業務であるため、受注者側の受注意欲が低い。

### メリット

- 受注量の安定的な確保が図られるため、年間のスケジュールを立てた上で、計画的に人員・機械の確保を図ることができ、経営の安定化が可能。
- 受注者の構成企業間の協力体制により、必要な人員・機械の効率的な運用が可能となる(例えば、機械やオペレーターの相互融通が可能、路線単位に縛られず面的に作業可能など)。業務が集中発生した時に対応可能。
- なお、発注者にとっても、不調不落の減少、受託業者が倒産した場合の影響の最小化のほか、一定エリア内の各種業務が一体的に行われることにより、当該エリアの状況把握が徹底され、不測の事故の防止、的確な維持管理と応急対応、受注者の責任感の醸成等のメリットを期待できる。

### 課題

- 包括発注により発注ロットが大きくなり、積算上の諸経費率が逡減する可能性。
- 包括発注により発注本数が減少し、受注機会が減少。
- 地域建設企業で構成される事業協同組合と契約する場合、建設業者の大半の組合加入が前提となる。また、組合から組合員への下請額によっては、組合に特定建設業の許可が必要。
- 山間部は業務量の割に業者数が少なく、地域に精通した業務が可能な受託業者を確保できるか。

23



## II-1-9 地域維持事業を包括的に契約している都道府県の事例

自治体名	発注単位				概ねの契約金額 (単位:億円)	請負業者	構成業者数	競争方式	入札参加者数
	契約エリア	業務の対象	主な業務内容	工期					
秋田県	8地域振興局×2~6分割 (計28ブロック)	道路 117km 河川 103km (8ブロック平均) 海岸 15km (海岸沿い11ブロック平均)	道路修繕、河川堆積土砂撤去、 パトロール(道路・河川・海岸・ダム) 道路除草、 <b>清掃</b> (道路・河川)	1年 (H23は2年)	0.3	特定JV(甲)	2~5	一般競争入札	1~3
福島県	県内の約6% (1ブロック)	道路 230km 河川 206km 砂防施設91箇所 地すべり施設16箇所 急傾斜施設16箇所	(単価契約) 除雪、補修(道路・河川・砂防・ 地すべり・急傾斜)	1年	2.5	事業協同組合	10	プロポーザル	1
			(総面契約) 防護柵補修、防雪柵設置・撤去、 除草(道路・河川)、 <b>道路清掃</b>						
栃木県	1土木事務所 9土木事務所 の1つ	道路 479km 河川 9河川	除雪、 緊急パトロール (道路・河川・砂防施設)	5ヶ月	1.6	事業協同組合	29	プロポーザル	1
長野県	4事務所 13事務所 ×1~3ブロック (計8ブロック)	道路 概ね50km (170.7当たり平均)	道路の小規模補修、道路除草等	9ヶ月 (H23は1年)	単価契約	特定JV(乙)	3~7	プロポーザル <sup>※</sup>	1~3
鳥取県	1土木事務所 3工区 5土木事務所 8工区 (計3ブロック)	道路 70km (3ブロック平均)	除雪、塗装、道路除草	1年	0.5	単体	1	一般競争入札	2~5
島根県	1事務所 12事務所 の1つ	道路 概ね200km	除雪	4ヶ月	0.2	事業協同組合	38	随意契約	1
	12事務所×1~7分割 (計44ブロック)	県管理道路すべて (3,124.0km)	道路の小規模修繕、道路除草	半年~ 1年	0.1	単体	1	指名競争入札	10程度

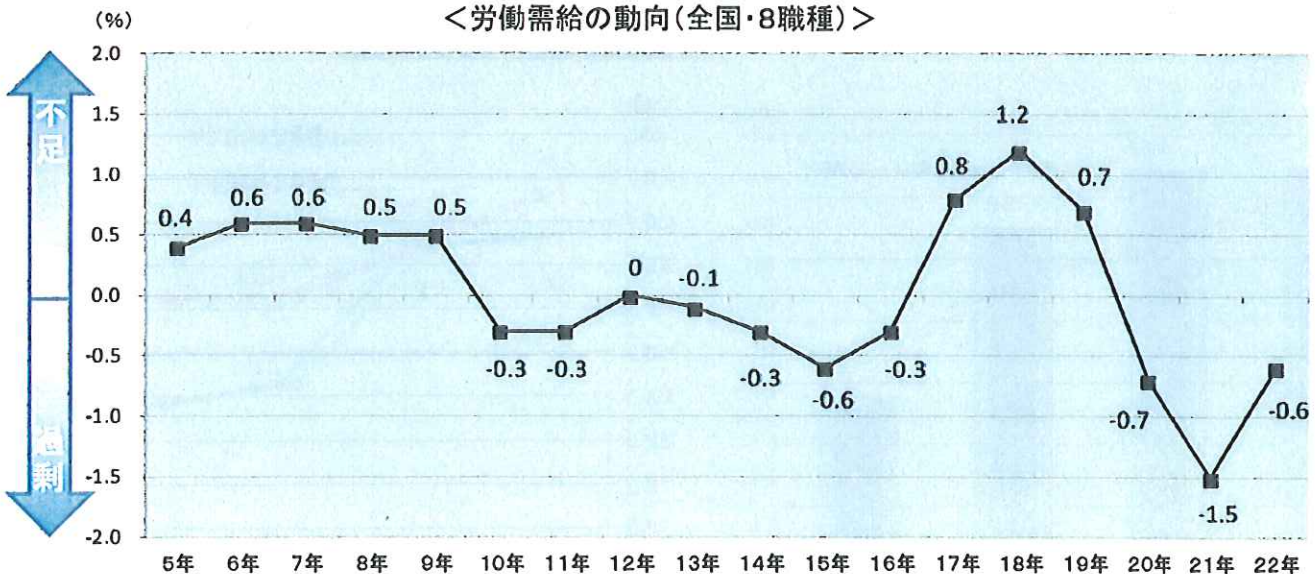
※長野県では「施工体制確認型契約方式」としている

国土交通省調べ(平成23年2月) 24

## II-2-1 建設技能労働者の過不足

○ 建設技能労働者の過不足をみると、平成22年平均は0.6%の過剰となっており、3年連続で過剰な状況にある。

<労働需給の動向(全国・8職種)>



○8職種・・・型わく工(土木)・型わく工(建築)・左官・とび工・鉄筋工(土木)・鉄筋工(建築)・電工・配管工

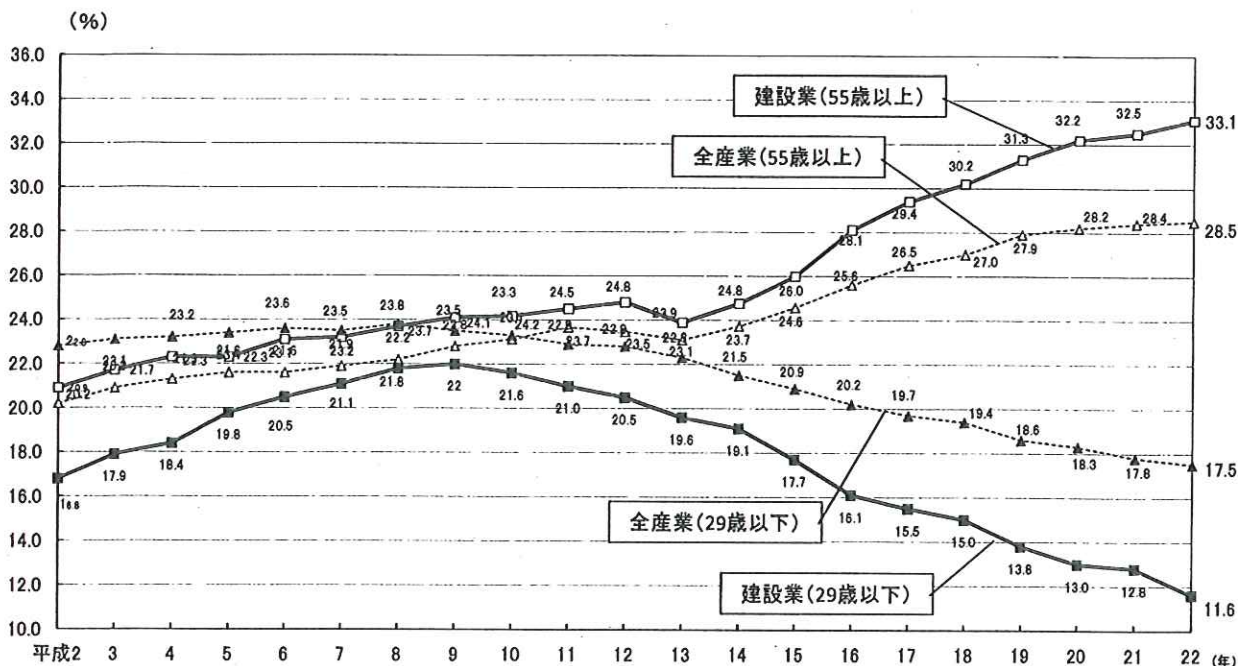
○過不足率のマイナスは、過剰を示す。プラスは、不足を示す。

○不足率 = (確保したかったができなかった労働者数 - 確保したが過剰となった労働者数) ÷ (確保している労働者数 + 確保したかったができなかった労働者数) × 100

○出所: 国土交通省「建設労働需給調査結果」

## II-2-2 建設業就業者の年齢構成の推移

○ 建設業就業者は、55歳以上が33%、29歳以下が12%と高齢化が進行しており、次世代への技術承継が大きな課題

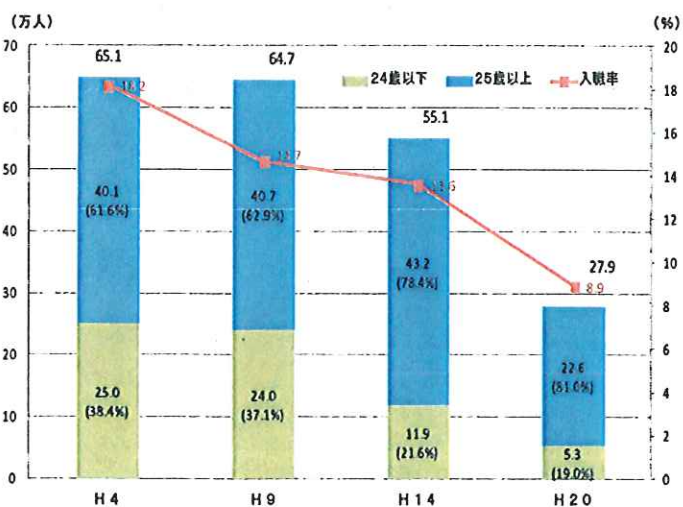


出所:総務省「労働力調査」

## II-2-3 建設業における入職状況

- 建設業の入職率は低下傾向。特に24歳以下の若年入職者が減少
- 24歳以下の若年入職者数の割合は、近年、製造業と比較して、低い傾向

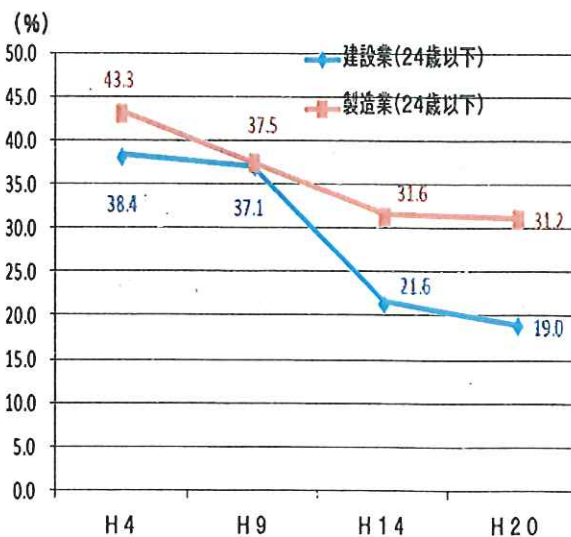
### 1. 入職者数の推移



出所:厚生労働省「雇用動向調査」

※入職率=1~12月の入職者数/1月1日現在の常用労働者数×100

### 2. 入職者数全体に占める若年層の割合

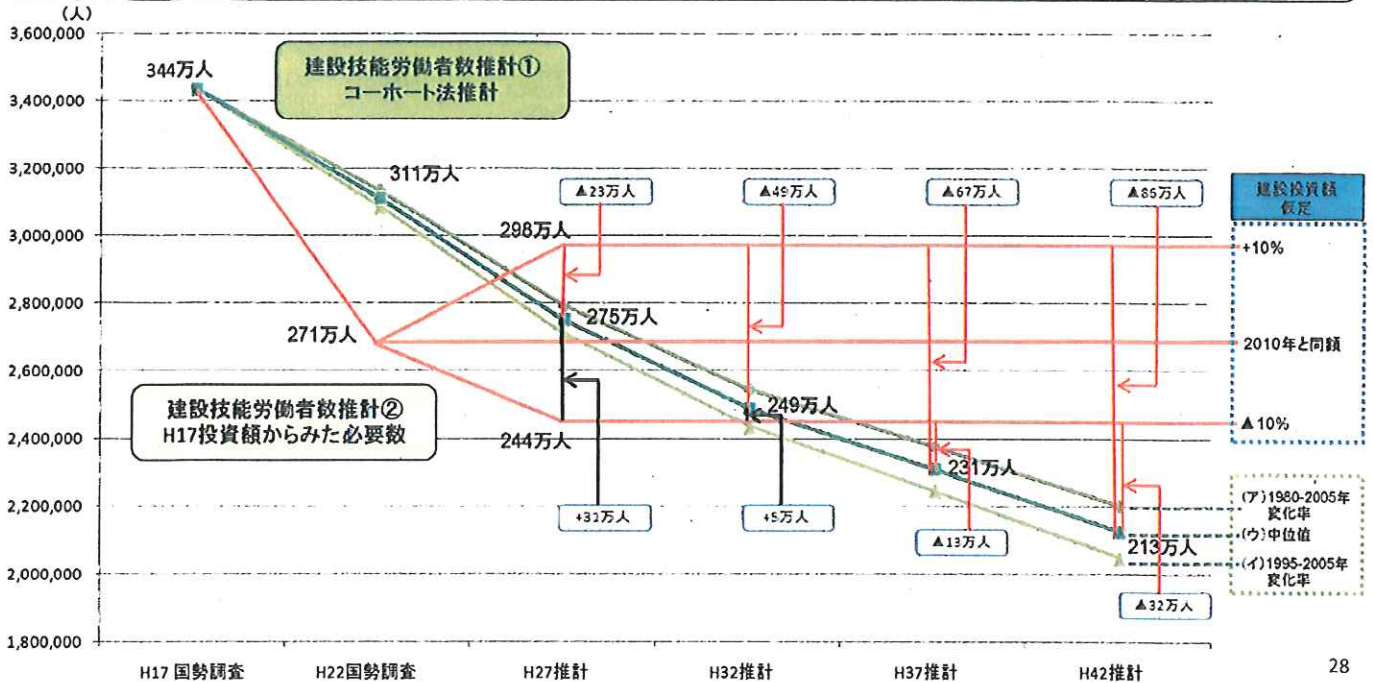


出所:厚生労働省「雇用動向調査」



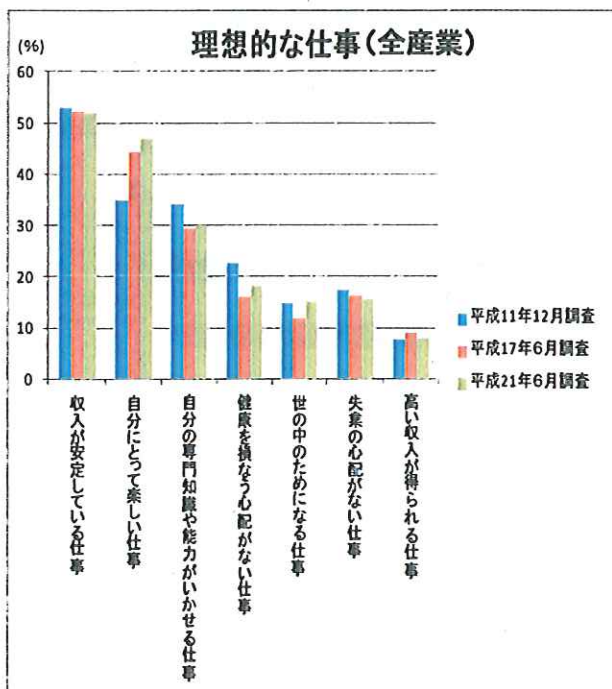
## II-2-4 建設技能労働者の将来推計

- ①現状の若年層の入職率、過去の各年齢階層の経年変化率等をもとに、コーホート法により、将来の建設業就業者数(生産年齢人口)を推計。  
 ※過去の変化率は、(ア)増加・減少局面(1980年～2005年)、(イ)減少局面(1995年～2005年)、(ウ)・(ア)と(イ)の中間値で推計
- ②建設技能労働者(生産年齢人口)一人当たり建設投資額により、建設投資額の生産に必要な建設技能労働者数を推計。  
 ※建設技能労働者一人当たり建設投資額(生産額)は2005年時点で固定。建設投資額は2010年見込み(40.7兆円)±10%と仮定
- ①及び②を比較すると、将来的には、ミスマッチ発生の可能性。

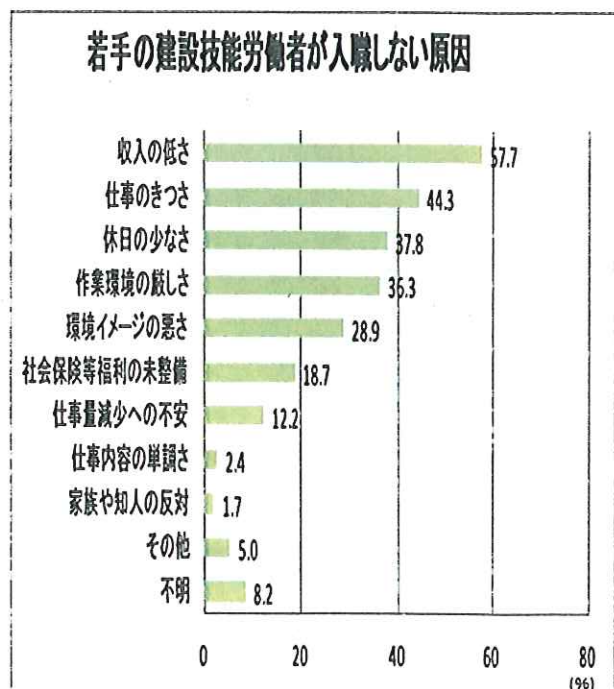


## II-2-5 仕事に対する意識について

- 世論調査によると、理想的な仕事の第一は、「収入が安定している仕事」
- 専門工事業者に対する調査によると、若年者が入職しない理由の第一は、「収入の低さ」



出所:内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成21年8月)



出所:建設産業専門団体連合会「建設技能労働力の確保に関する調査報告書」(平成19年3月)



## Ⅱ-2-6 建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

※数値は、2011年6月時点

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
			雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約40万社	1人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ (日雇特別被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円
	—	役員等	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料
個人事業主 約10万者	5人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	1人～4人	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1.150%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ (日雇特別被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円
	—	事業主、 一人親方	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。  
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

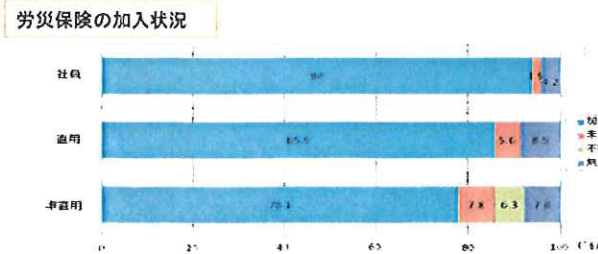
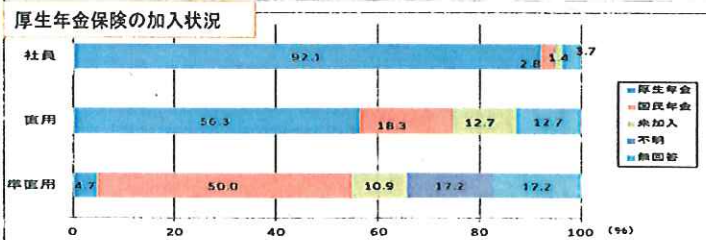
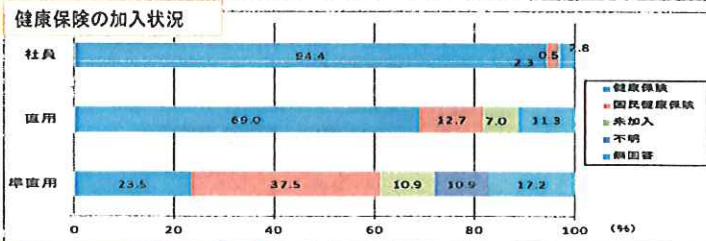
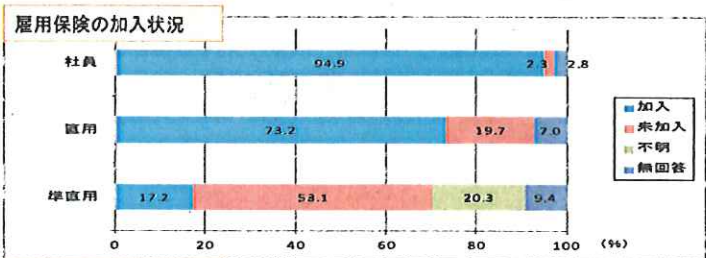
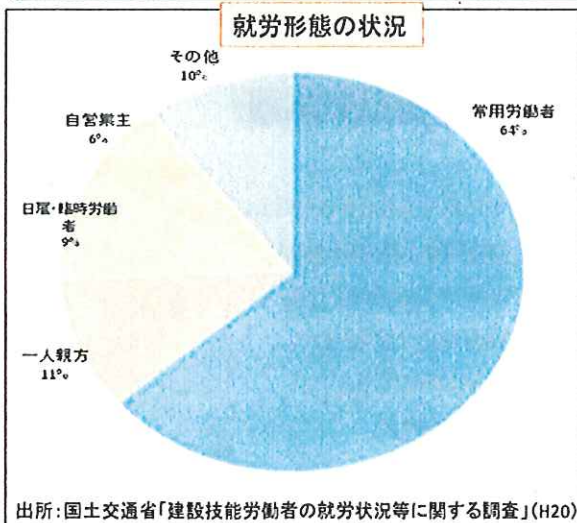
※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

□ : 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

□ : 事業主負担がない部分

## Ⅱ-2-7 建設技能労働者の就労形態と社会保険等の加入状況

○ 「直用」、「準直用」などの就労形態が不明確な者については、社会保険等に加入している企業の割合は低い状況



出所: (社)建設産業専門団体連合会「技能労働者の雇用労働条件に関する調査報告書」(平成20年3月)  
回答数(社員:216社、直用:71社、準直用64社)



## Ⅱ-2-8 経営事項審査における社会保険等の加入状況

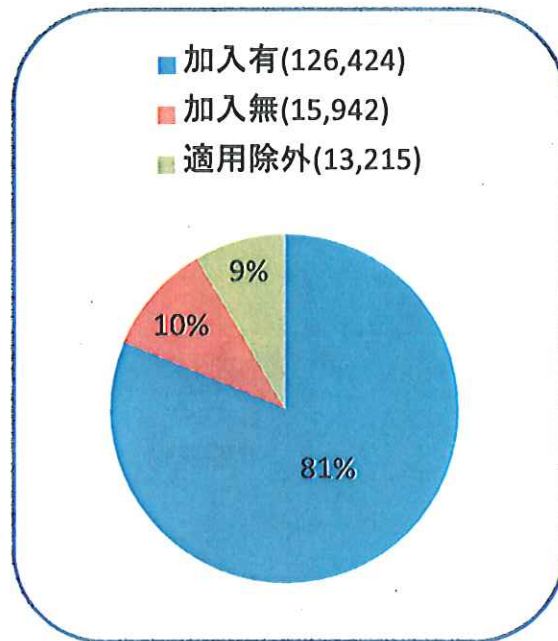
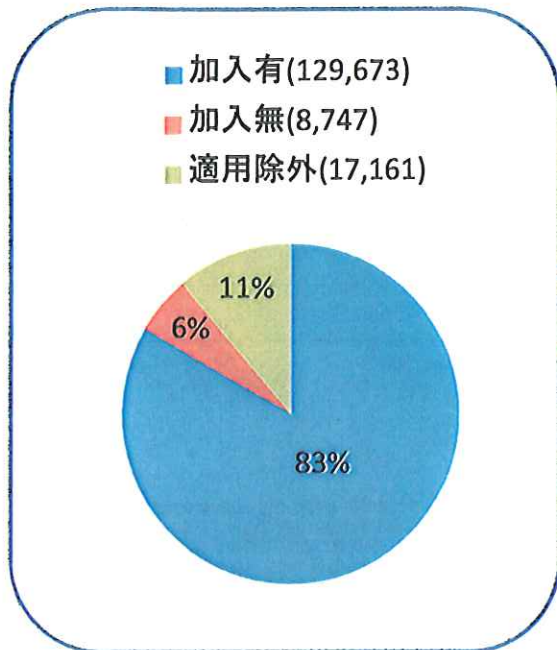
○公共事業の元請企業の加入状況(経営事項審査)をみると、雇用保険の未加入企業は6%、健康保険及び厚生年金保険の未加入企業は10%となっている。

経営事項審査：平成22年度総合評価値登録業者数（標本数：155,581）

企業単位での加入状況

【雇用保険加入の有無】

【健康保険及び厚生年金保険加入の有無】



32

## Ⅱ-2-9 社会保険等の加入状況

○雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合(平成21年度)

	建設業	製造業
◇雇用保険	61.0%	92.6%
◇健康保険(協会けんぽ) ＜旧政府管掌健康保険＞	42.9%	39.1%
◇厚生年金保険	61.9%	87.1%

出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」

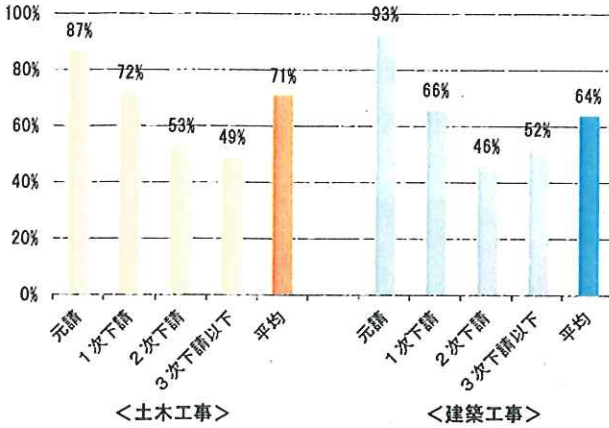
33

## Ⅱ-2-10 公共事業労務費調査における社会保険等の加入状況① 国土交通省

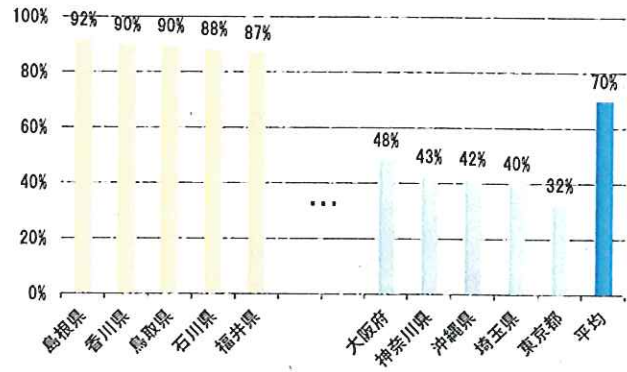
- 労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっている。
- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。

### 労働者単位での加入状況

① 元請・下請次数別 (合計標本数：77,891)



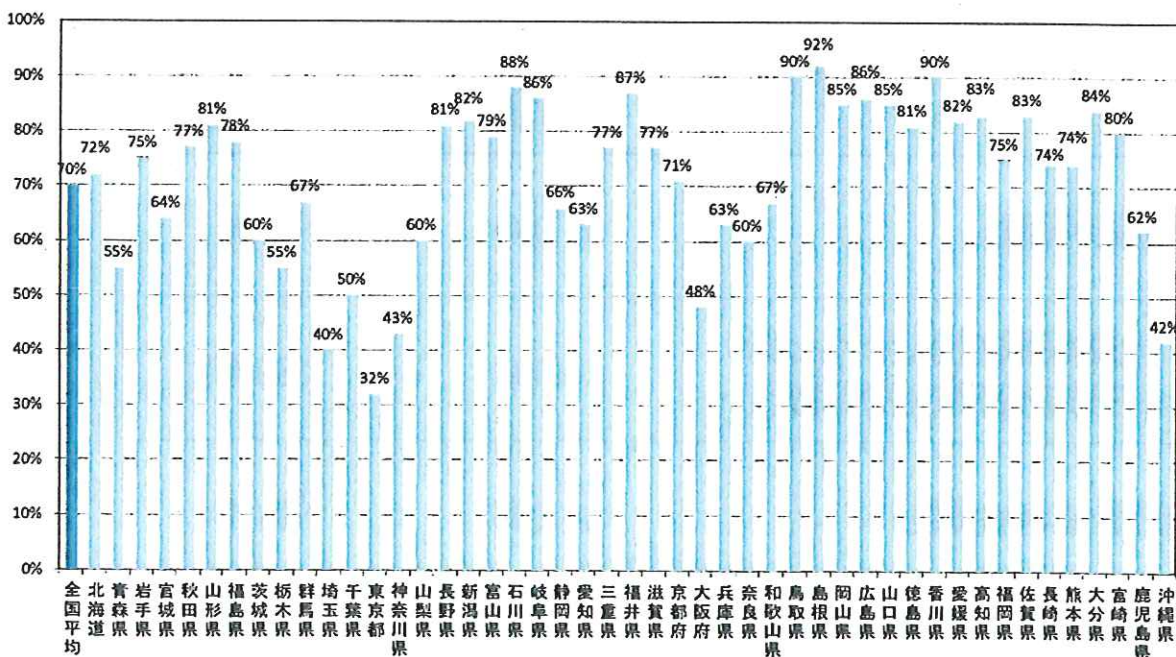
② 都道府県別 (合計標本数：77,891)



※平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者(交通誘導員A、Bを除く)の有効標本(77,891標本)のうち、雇用保険、健康保険(一般健康保険、日雇特別保険、全国土建国保、または船員保険等)、及び厚生年金保険の法定福利費控除額(本人負担額)が3保険とも確認できた標本の率を示す。  
 ※法定福利費控除額(本人負担額)が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

## Ⅱ-2-11 公共事業労務費調査における社会保険等の加入状況② 国土交通省

- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。



※平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者(交通誘導員A、Bを除く)の有効標本(77,891標本)のうち、雇用保険、健康保険(一般健康保険、日雇特別保険、全国土建国保、または船員保険等)、及び厚生年金保険の法定福利費控除額(本人負担額)が3保険とも確認できた標本の率を示す。  
 ※法定福利費控除額(本人負担額)が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。



法定福利費のうち、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の事業主負担額(試算)(参考公表)

(円)

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 負担率	社会保険			法定福利費の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金+法定 福利費の事業主負担 額(日当たり)	日当たり に対する 割合
			労働保険 雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (児童手当拠出金を含む)			
7,500	170,000		1.150%	5.495%	8.159%	25,110	8,641	115.2%
10,000	220,000		1,898	9,342	13,870	32,569	11,480	114.8%
12,500	280,000		2,530	12,089	17,950	41,394	14,382	115.1%
15,000	340,000		3,163	15,386	22,845	50,219	17,283	115.2%
17,500	380,000		3,795	18,683	27,741	56,313	20,060	114.6%
20,000	440,000		4,428	20,881	31,004	65,138	22,961	114.8%
22,500	500,000		5,060	24,178	35,900	73,963	25,862	114.9%
25,000	560,000		5,693	27,475	40,795	82,787	28,763	115.1%
27,500	620,000		6,325	30,772	45,690	91,613	31,664	115.1%
30,000	650,000		6,958	34,069	50,586	96,342	34,379	114.6%
			7,590	35,718	53,034			

※雇用保険:労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。  
 事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の月当たり賃金をもとに算定。  
 (例:日当たり賃金15,000円×22日=月当たり賃金330,000円)  
 健康保険・厚生年金保険:法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。  
 事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の標準報酬月額(賞与等含まない)を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は620,000円。  
 (例:日当たり賃金15,000円×22日=月当たり賃金330,000円 → 報酬月額330,000円以上350,000円未満の標準報酬月額は340,000円)  
 「健康保険」は、全国健康保険協会管轄健康保険料(東京)の掛金、介護保険料を含む。  
 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)  
 「法定福利費の事業主負担額(日当たり)」は、「法定福利費の事業主負担額(月当たり)」を22日で除して算定。  
 小数点以下は四捨五入して算定。  
 平成23年4月時点の負担率

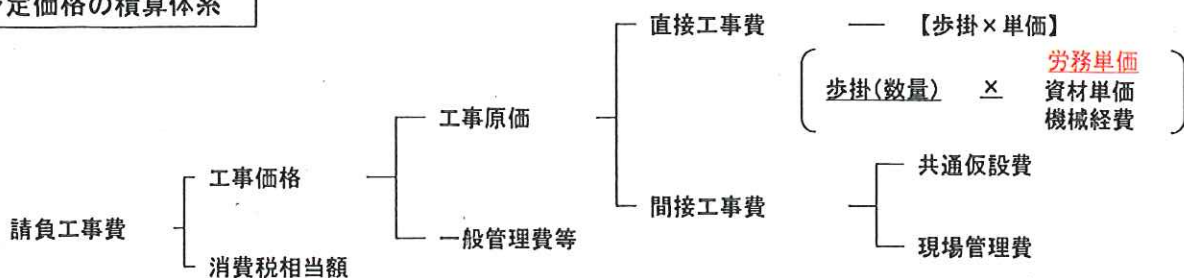
Ⅱ-2-13 公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価の概要

- 性格:公共工事の予定価格の積算用単価
  - ※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金)を拘束するものではない
  - ※ 諸経費分は含まれていない
- 法令:予算決算及び会計令第80条第2項
 

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」
- 設定:毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約20万人)の賃金支払実態を調査し、取引の実例価格として設定。
- 利用者:国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。

予定価格の積算体系

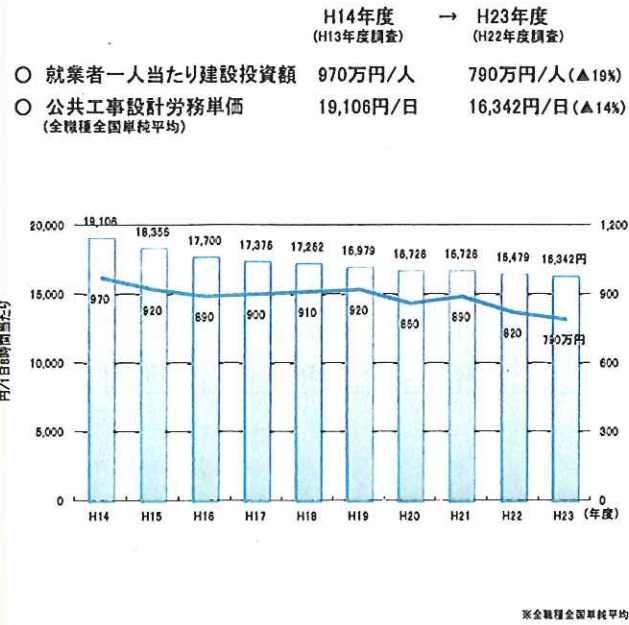




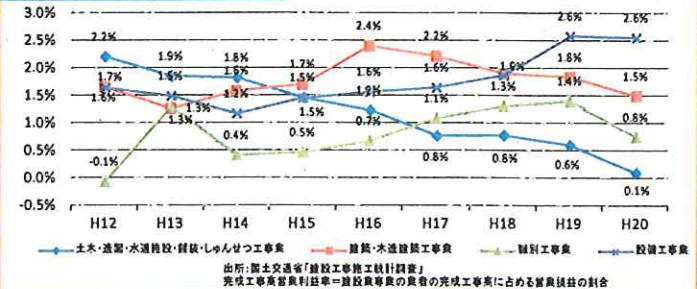
## II-2-14 公共工事労務単価の水準等について

- 予算決算及び会計令を踏まえ、約20万人の建設労働者の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として決定。
- 一人当たり建設投資額の低下(▲19%)、土木工事業の利益率の低下(2.2%→0.1%)等により、労務単価は10年間で▲14%。

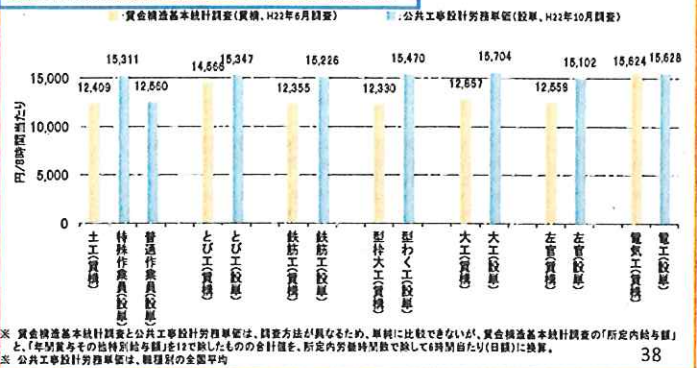
公共工事設計労務単価の推移



完成工事高営業利益率の推移



賃金構造基本統計調査との日額比較(推計値)



## II-2-15 諸外国における社会保険等の状況

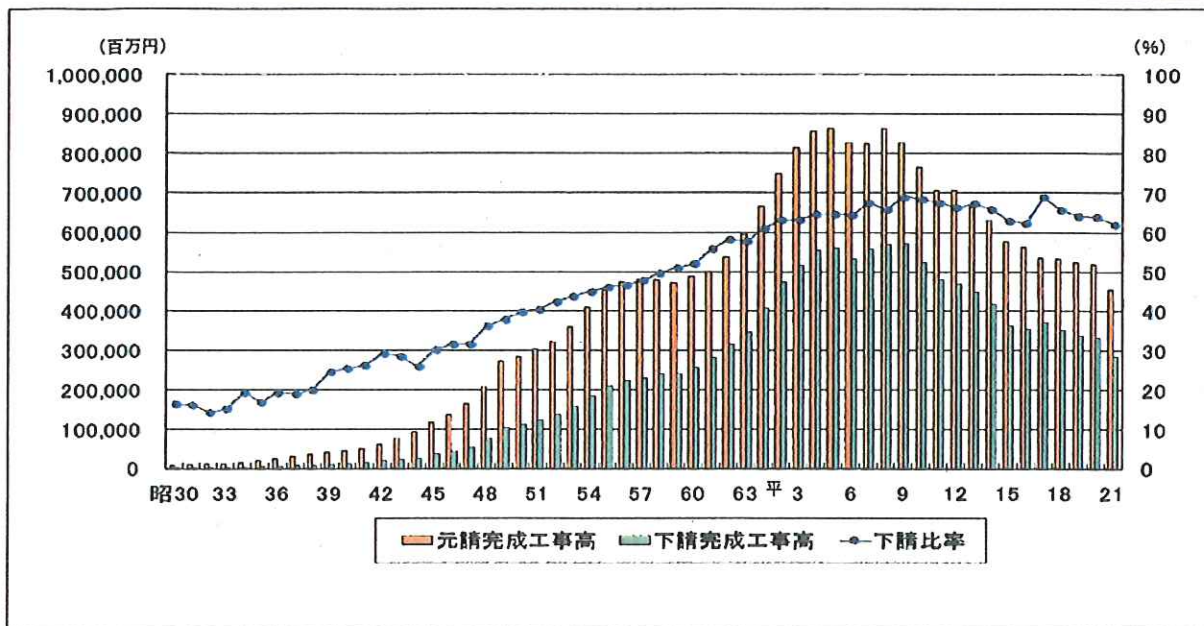
○欧米各国では、社会保険等の加入は、労使共通の認識(※米英は医療保険なし)

項目	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
雇用保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者:65歳未満の労働者</li> <li>○保険料率:本人0.7% 事業主1.15%(2011)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※州ごとに運営</li> <li>○被保険者(代表例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年、前年のいずれかの四半期に1500ドル以上の賃金を支払った者に雇用される者など</li> </ul> </li> <li>○保険料率(代表例)連邦:事業主6.2%※州:州財政に相違</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者:18歳以上年金受給年齢未満者</li> <li>○保険料率:被用者12% 事業主13.8% ※年金と一体の制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者:民間賃金労働者</li> <li>○保険料率:被用者2.4% 事業主4.0%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者:65歳未満の労働者</li> <li>○保険料率:被用者1.5% 事業主1.5%</li> </ul>
医療保険制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方式:社会保険方式</li> <li>○自己負担:3割が基本</li> <li>○保険料:本人5.495% 事業主5.495%(協会けんぽ(東京都)介護保険料を含む。2011)</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方式:税方式</li> <li>○自己負担:なし</li> <li>○保険料:なし</li> <li>※原資の約2割は国民年金から充当。残金は税。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方式:社会保険方式</li> <li>○自己負担:外来30%、入院20%、薬剤35%など</li> <li>○保険料:本人0.75% 事業主13.1%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方式:社会保険方式</li> <li>○自己負担:外来10€、入院一日10€、薬剤10%(下限5€上限10€)など</li> <li>○保険料:本人8.2% 事業主7.3%</li> </ul>
年金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○強制加入対象者:被用者</li> <li>○支給開始:60歳(引上予定:60→65)</li> <li>○保険料率(2010年9月~):本人8.029% 事業主8.159% ※厚生年金、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入者を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○強制加入対象者:被用者及び自営業者</li> <li>○支給開始年齢(2010年):65歳(2027年までに67歳に引上げ)</li> <li>○保険料率(2010年):本人6.2% 事業主6.2%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○強制加入対象者:被用者及び自営業者</li> <li>○支給開始年齢(2010年):男性65歳、女性60歳(女性は2020年までに65歳に引上げ。さらに、2024年から2048年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ)</li> <li>○保険料率(2010年):本人11% 事業主13.8% ※保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○強制加入対象者:被用者及び自営業者</li> <li>○支給開始年齢(2010年):60歳(2018年までに62歳に引上げ)</li> <li>○保険料率(2010年):本人6.75% 事業主9.9%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○強制加入対象者:民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)</li> <li>○支給開始年齢(2010年):65歳(2012年から2029年までに67歳に引上げ)</li> <li>○保険料率(2010年):本人9.95% 事業主9.95%</li> </ul>
遵守状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相当数の未加入(建設技能労働)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般的に厳しい取締り、ペナルティ</li> <li>○医療保険説明も必要(公共工事)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税の徴収と一体的な徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的に遵守されている</li> <li>○関係証明書提出(公共工事)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共契約法典における遵守(公共工事)</li> </ul>



## II-2-16 下請比率の推移

- 下請構造の重層化に伴い、下請比率(下請完成工事高/元請完成工事高)は上昇傾向にあったが、近年では60%半ばで推移している。



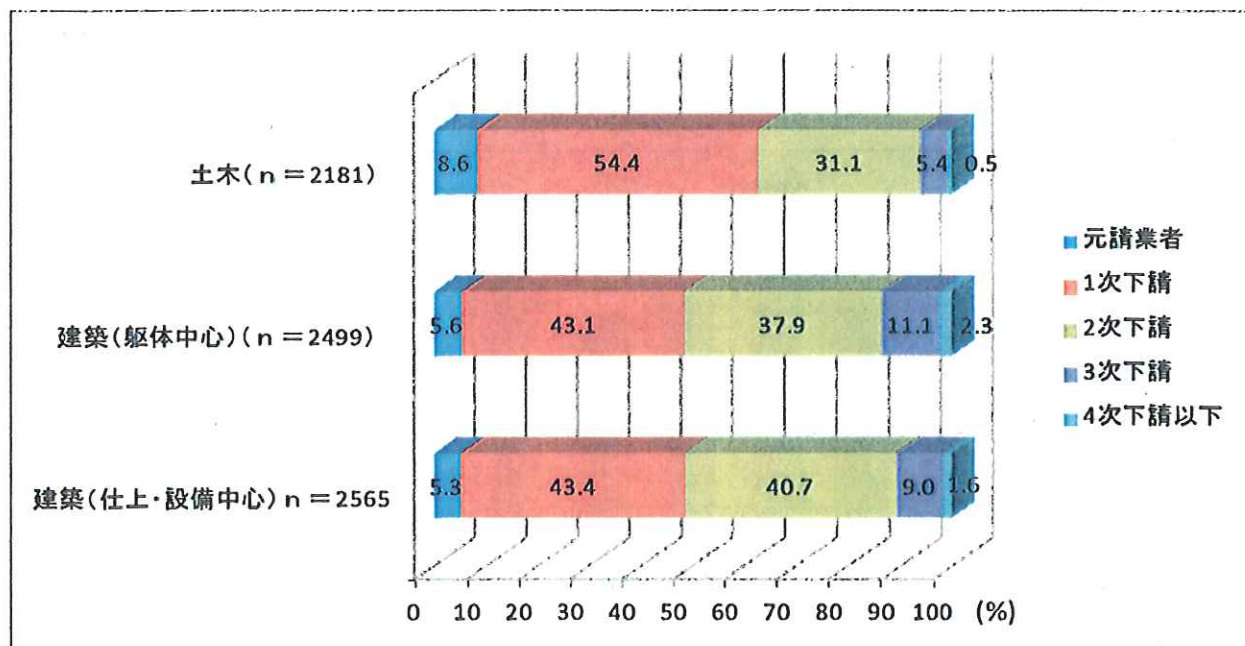
下請比率とは、建設施工統計調査での元請完工高に対する下請完工高の割合(下請完工高/元請完工高)。同統計調査では、建設業者に対して、発注者(施主)から直接請け負った工事の出来高相当額である「元請完工高」と、元請工事以外の他の建設業者(元請や下請)から請け負った工事の出来高相当額である「下請完工高」を聴取している。ここでいう「下請比率」とは、調査母集団の建設業者について、元請として請け負った工事のボリュームに対して、下請として請け負った工事のボリュームがどの程度あるか、を平均的な姿として表したものである。

出所: 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

## II-2-17 建設技能労働者の所属する企業の請負階層

- 工事種類別にみると、土木系より建築系の方が、重層化の割合が高い。

所属企業の請負階層【工事種類別】



出所: 国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」(平成20年度)



## Ⅱ-2-18 建設産業における生産の特性について

### ○建設産業の生産システムは、屋外における単品・受注生産

各現場ごとでその規模・内容が異なり、1件ごとに受注してはじめて生産が行われるシステム

- 工事量が発注者の動向、経済情勢により大きく左右
- 工事により必要となる職種が異なる
- 最大の工事量を前提とした労働力・機械を有することは企業にとって大きな負担

### ○重層下請構造の形成

総合的管理監督機能を担う総合工事業者（元請）と直接施工機能を担う多くの専門工事業者（下請）からなる分業関係を基本とするネットワーク型の重層構造

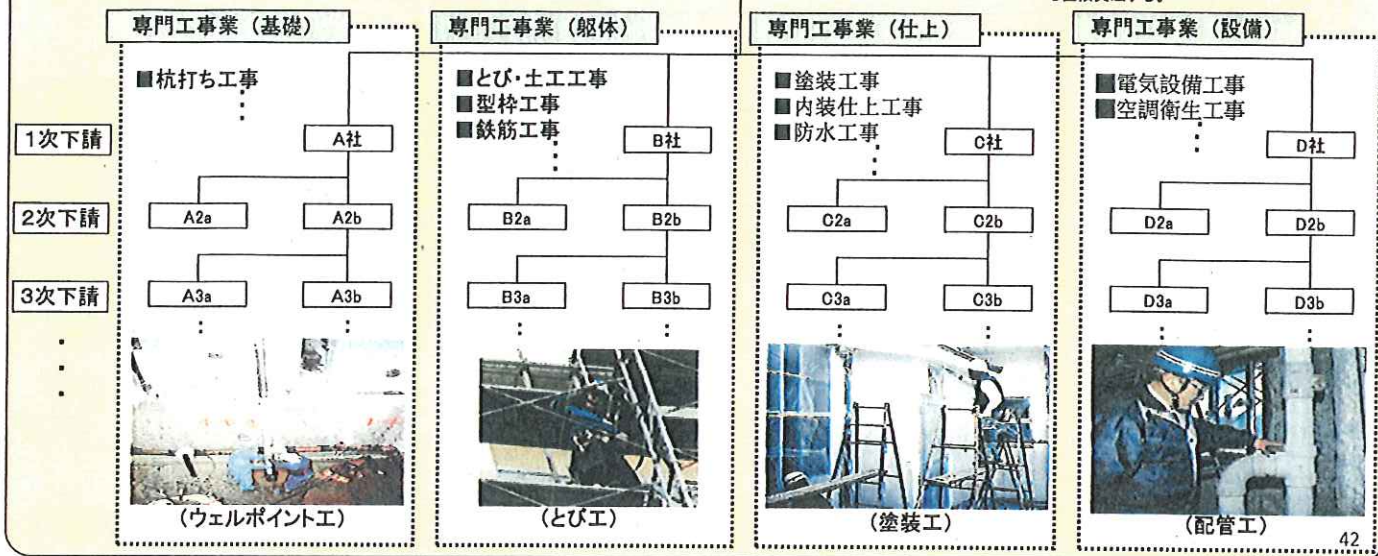
- 受注した工事の規模・内容に応じて必要な労働力・機械を調達できるシステム

### 建設工事の施工形態のイメージ

(ビル工事の例)

### 総合工事業者(ゼネコン)

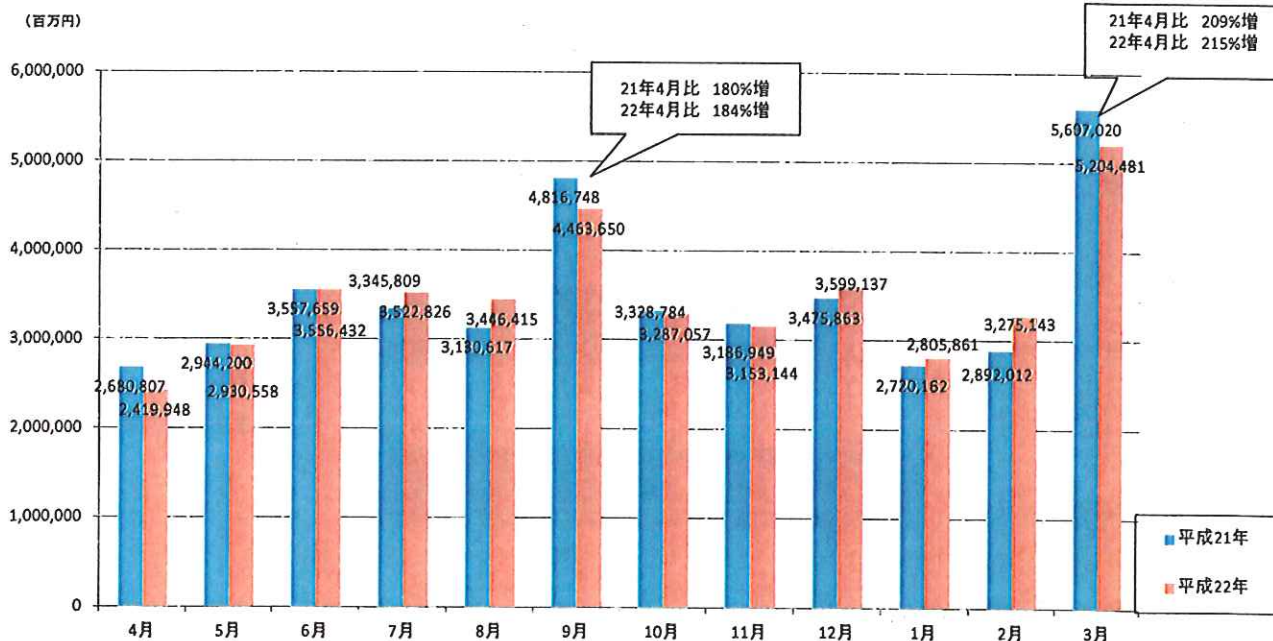
※本事例は一括発注のケースであり、分離発注においては専門工事業者が発注者から直接受注する。



## Ⅱ-2-19 月別受注高の推移

○建設工事の月別受注高をみると、9月と3月に受注高が比較的高くなっている。

◆受注高時系列表

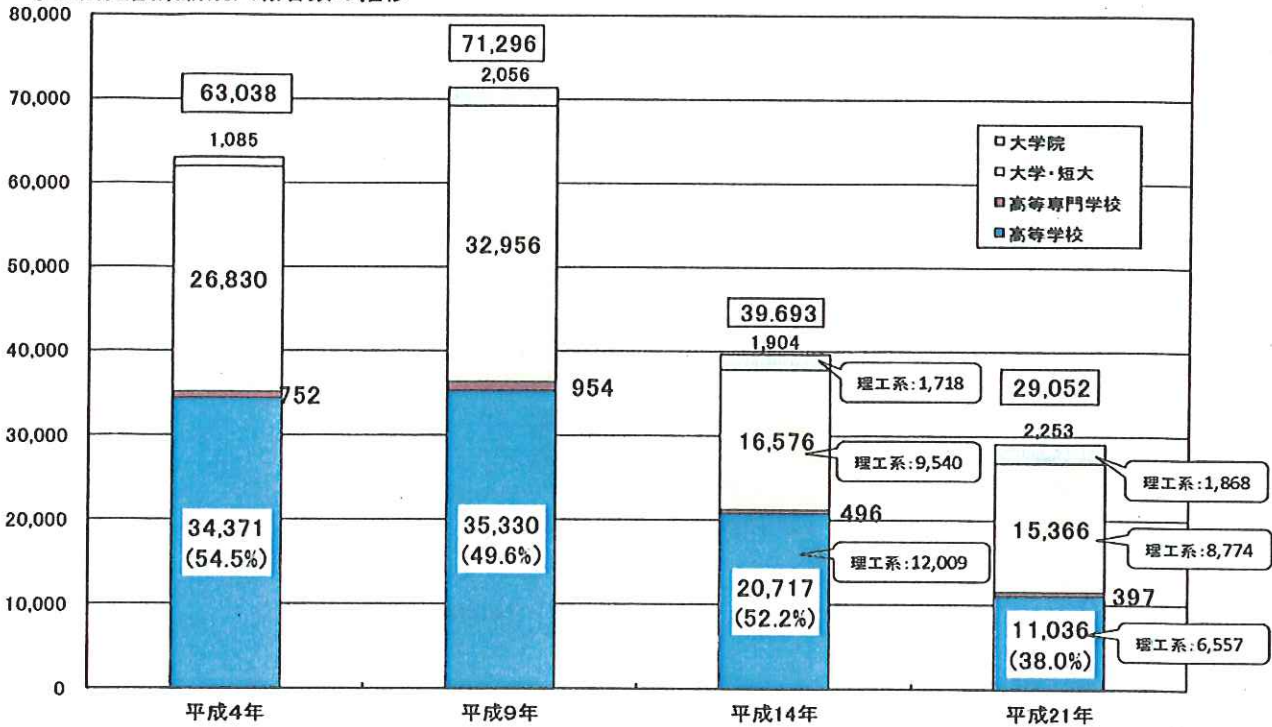




## Ⅱ-3-1 建設業への新規学卒者の入職状況

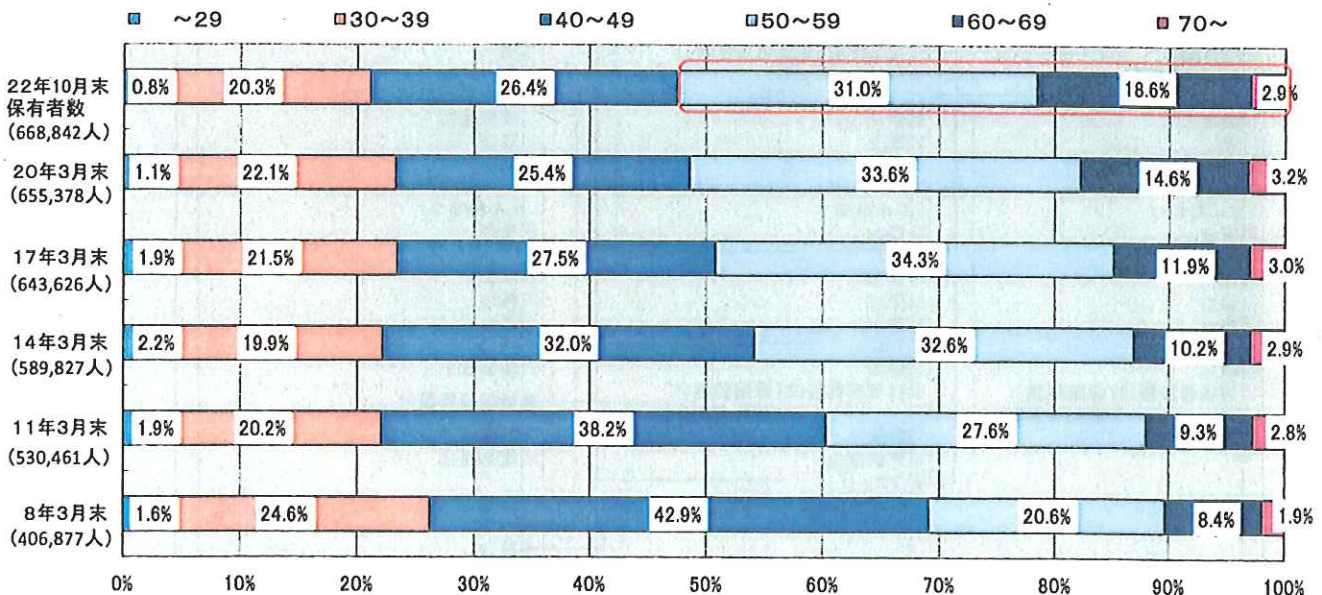
- 技術者(H21:32万人)の人材となる大学院、大学・短大の理工系入職者は、H14:11,258人→H21:10,642人。
- 一方、技能労働者(H21:342万人)の人材となる高校の理工系入職者は、H14:12,009人→H21:6,557人。

学歴別建設業新規入職者数の推移



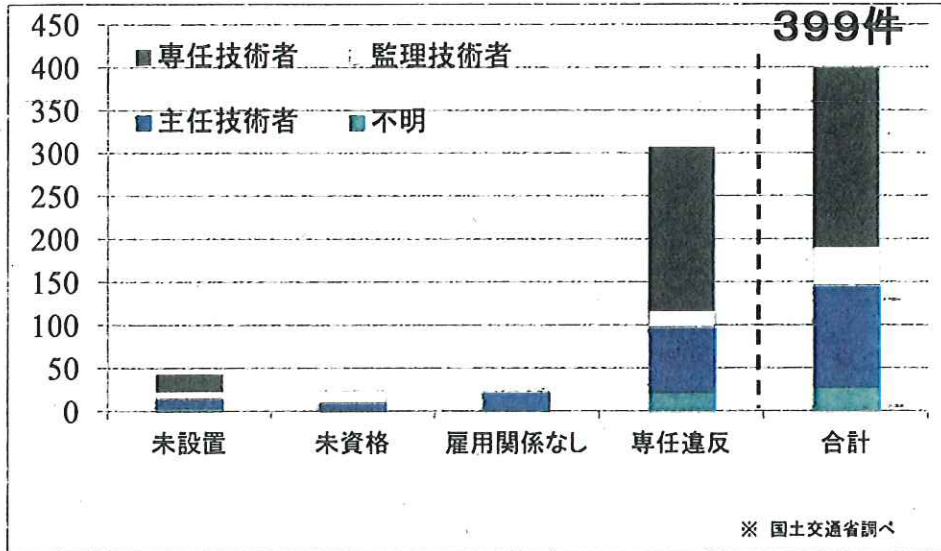
## Ⅱ-3-2 監理技術者資格者証保有者の年齢構成分布

- 監理技術者資格者証の保有者は、50歳以上が50%を超え、高齢化による技術承継が大きな課題。



## II-3-3 過去5年の技術者に係る監督処分件数

- 過去5年間(平成18年度～平成22年度)の監督処分は400件程度。
- 専任技術者に次ぎ、主任技術者に関係する違反が多い。



## II-3-4 28業種区分の経緯等

- 施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案し、**昭和46年に現行の28業種に設定。**  
(昭和46年以降、業種区分の改正は行われていない)

24年制定建設業法	36年改正	46年改正(現行)
大工	土木一式	土木一式
左官	建築一式	建築一式
土工	大工(建具取付を除く)	大工
石(石碑、庭石工事を除く)	左官	左官
屋根(板金屋根を含む)	土工	とび・土工・コンクリート
電気配線	石(石碑、庭石工事を除く)	石
管(さく井を含む)	屋根(板金屋根を含む)	屋根
れんが	電気配線(電気通信を除く)	電気
鉄骨	管(さく井を含む)	管
鉄筋	れんが(ブロックを除く)	タイル・れんが・ブロック
ほ装	鉄骨	鋼構造物
コンクリート	鉄筋	鉄筋
しゅんせつ	ほ装	ほ装
板金	コンクリート	しゅんせつ
とび	しゅんせつ	板金
ガラス	板金	ガラス
塗装	とび	塗装
防水	ガラス	防水
タイル	塗装	
壁紙	防水	
機械器具設置(金属製建具 取付等を含む)	タイル	内装仕上
熱絶縁	壁紙	機械器具設置
	機械器具設置(金属製建具 取付等を含む)	熱絶縁
	熱絶縁	電気通信
	電気通信	造園
	ブロック	さく井
		建具
		水道施設
		消防施設
		清掃施設
22業種	26業種	28業種



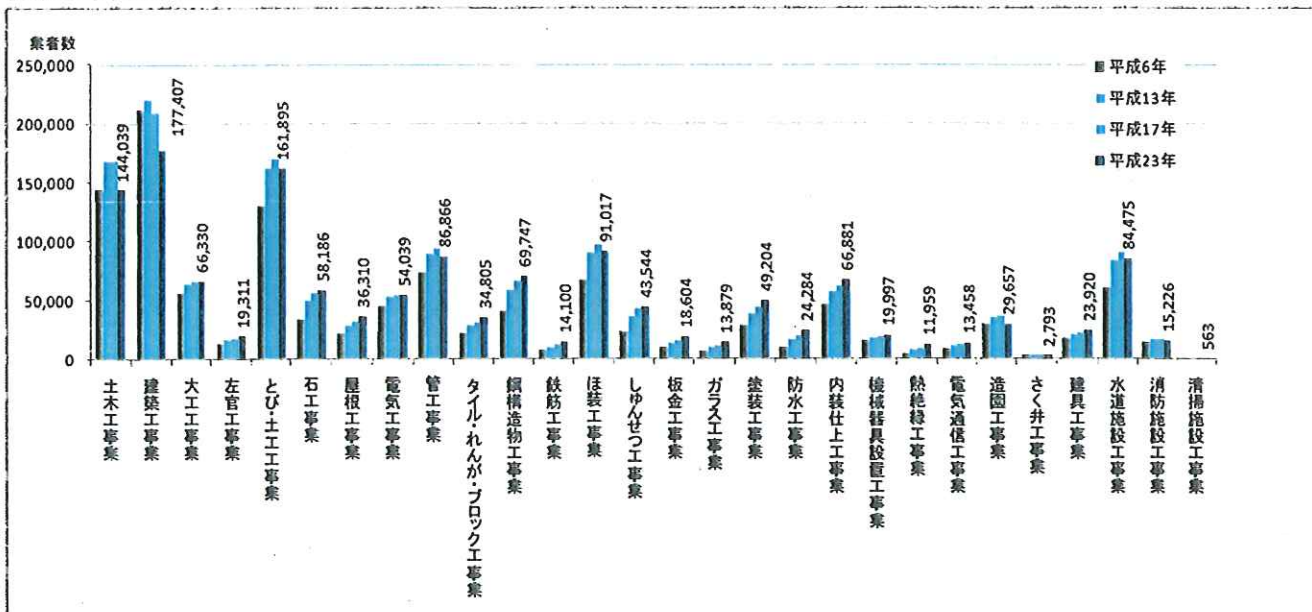
○主任技術者となり得る資格要件

業種区分	土木	ほ枝	しゅんせつ	水道施設	とび・土工	塗装	石	鋼構造物	瓦葺	大工	屋根	が・タイル・パネル・フローリング	内装仕上	左官	鉄筋	板金	ガラス	防水	絶縁	器具	電気	管	機械器具設置	電気通信	造園	さく井	清掃施設	消防施設																																
国家資格	建設機械施工技士		建設機械施工技士		建設施工管理技士										電気工事施工管理技士										管工事施工管理技士										造園施工管理技士																									
	土木施工管理技士										建築施工管理技士																																																	
	建築士法										建築士																																																	
	技術士法										技術士																																																	
	電気工事士法																				電気工事士																																							
	電気事業法																				電気主任技術者																																							
	電気通信事業法																														電気通信主任技術者																													
	水道法																														給水装置工事主任技術者																													
	消防法																																								消防設備士																			
	職業能力開発促進法										技能士										技能士										技能士										技能士																			
その他	建築業法の位置づけあり										地すべり防止工事士										建築設備士										地すべり防止工事士										計装士																			

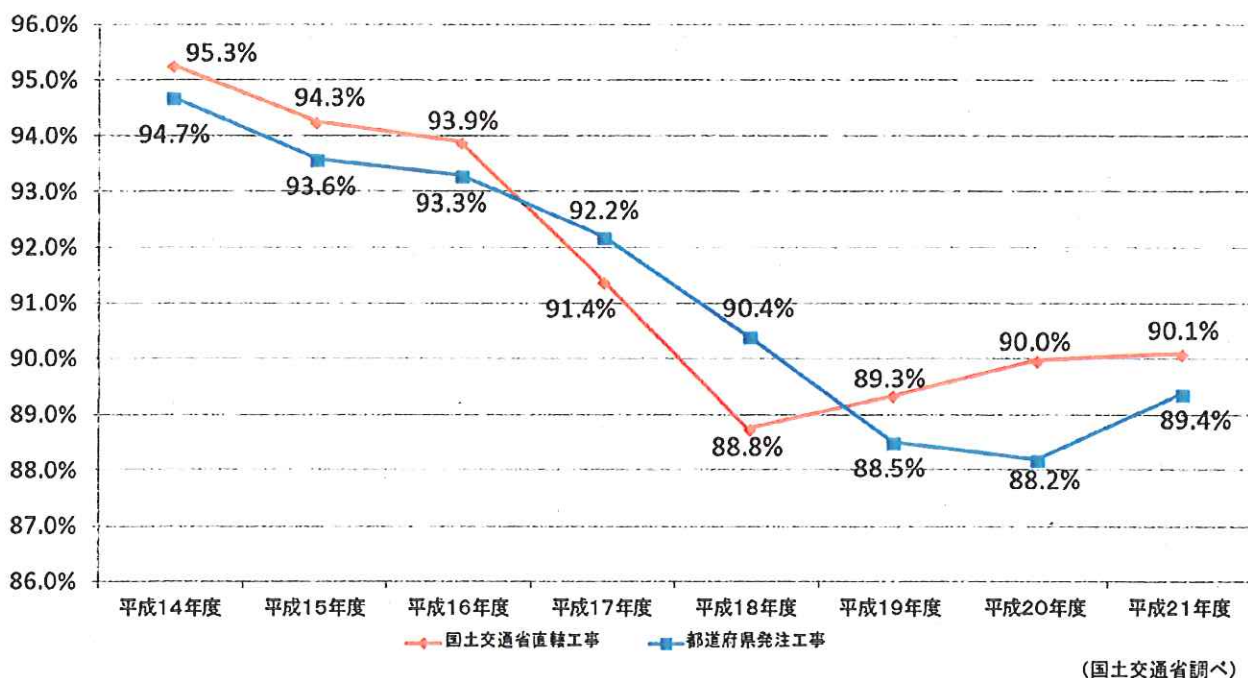
II-3-6 28業種ごとの許可業者数の推移

- 平成23年における許可業者数の多い業種は、土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業。
- 平成6年から23年の許可業者数の推移では、建築工事業での20%減少が特出している。土木工事業、造園工事業が横ばいで推移している他は、すべての業種において増加している。

完成工事高のある業者数



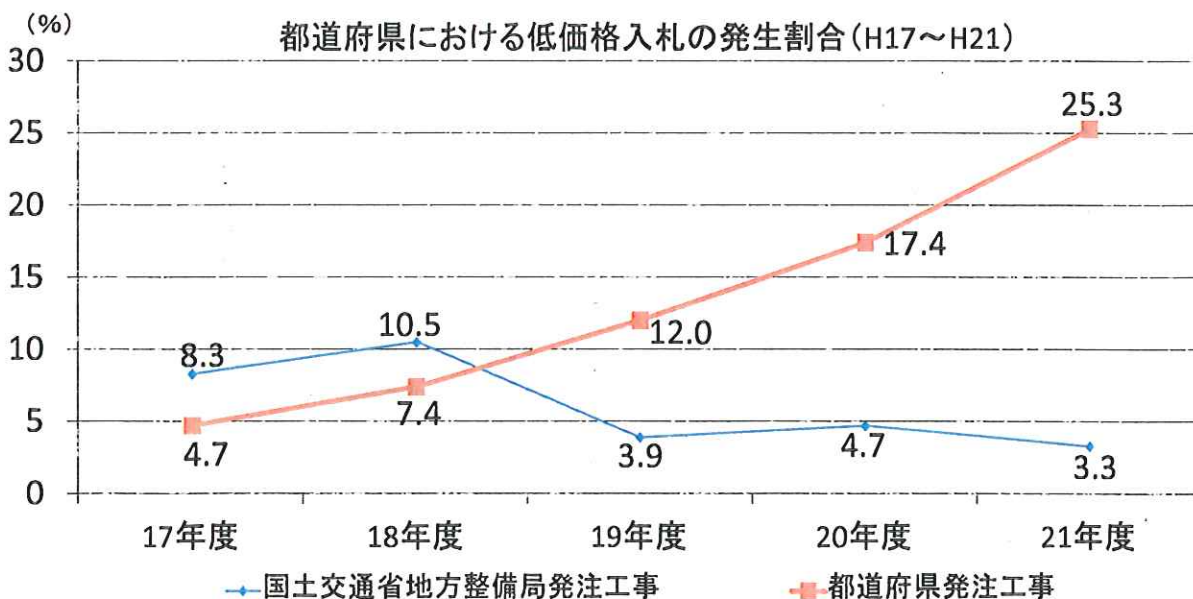
※各年3月末現在



※直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）。

Ⅱ-4-2 低価格入札の発生率

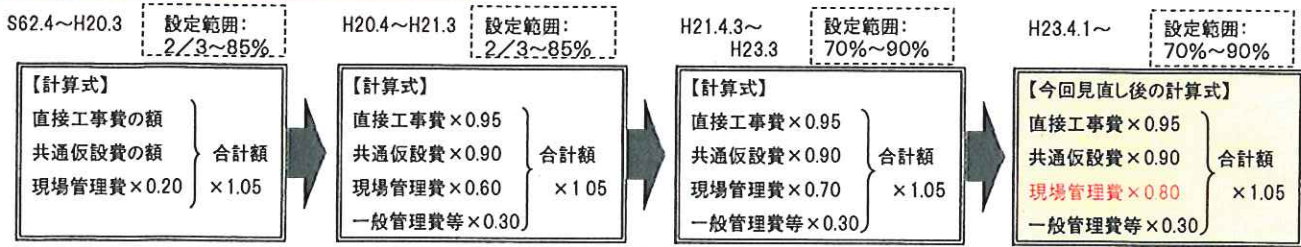
○地方公共団体の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



(備考) 低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合



### 国土交通省における引上げの経緯



### 国(国土交通省以外)における見直し状況(H22.9.1現在)

公共工事の発注実績がある18府省庁のすべてにおいて、平成21年4月の国交省の計算式に見直し済み。

### 都道府県における見直し状況(H22.9.1現在)

[最低制限価格] 33団体で平成21年4月の国交省の計算式と同水準以上に見直し済み。

[低入札価格調査基準価格] 41団体で平成21年4月の国交省の計算式と同水準以上に見直し済み。

※43団体(91.5%)でいずれかの見直しを実施済み。

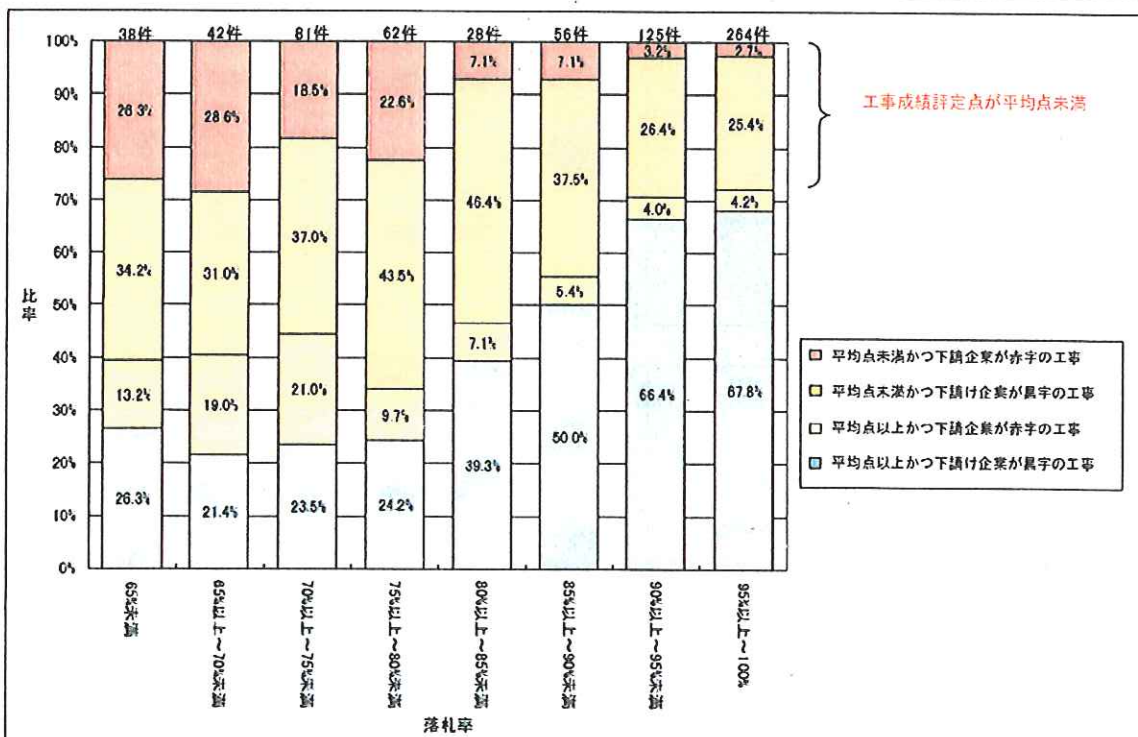
### 指定都市における見直し状況(H22.9.1現在)

[最低制限価格][低入札価格調査基準価格]

17団体(89.5%)で平成21年4月の国交省の計算式と同水準以上に見直し済み。

## II-4-4 落札率と工事成績との関係(傾向)

○ 落札率が低くなると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加傾向。

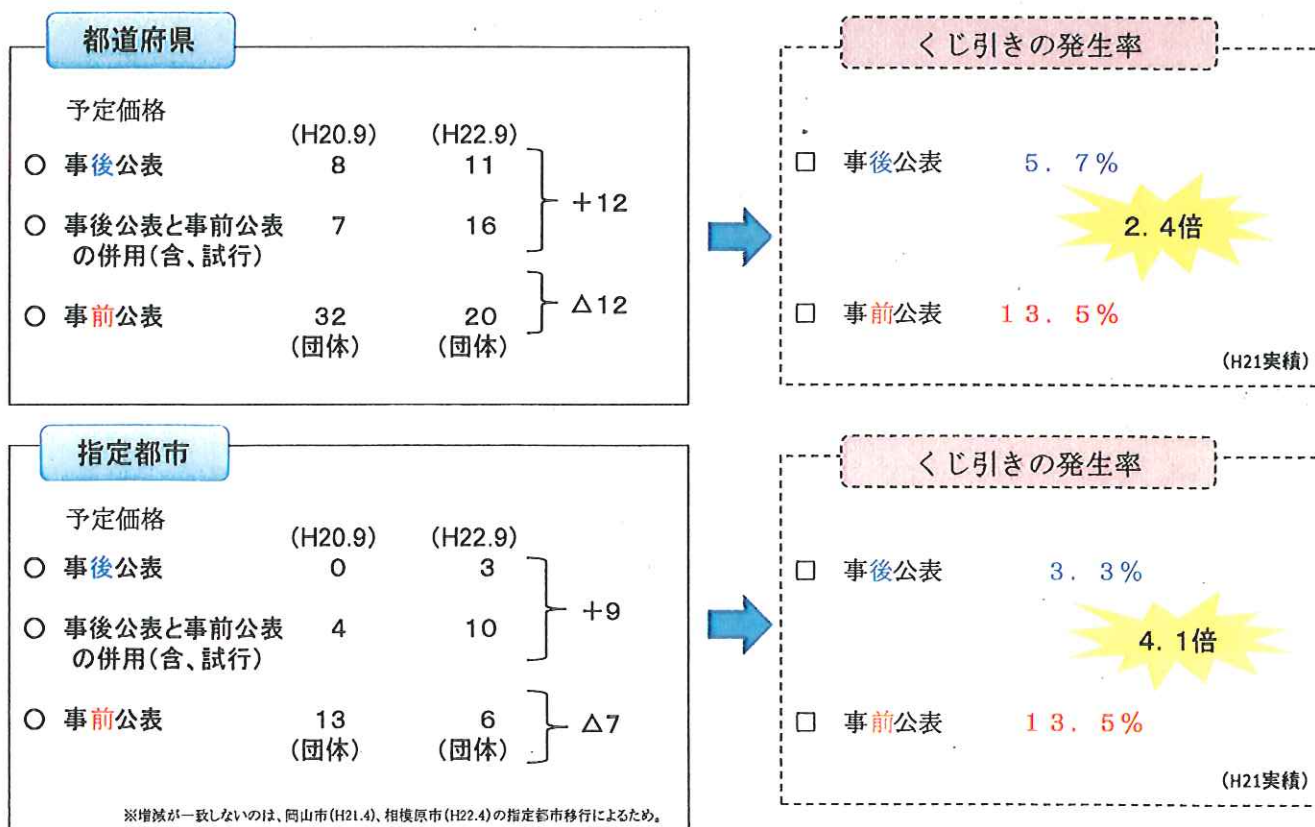


	調査基準 価格を設定 した件数 (A)	排除した 件数(B)	排除した 割合 (B)/(A)
都道府県	18,018	2,123	11.8%
指定都市	4,216	207	4.9%
市区町村	31,208	847	2.7%
合計	53,442	3,177	5.9%

(参考)

	最低制限 価格を設定 した件数 (C)	排除した 件数(D)	排除した 割合 (C)/(D)
	90,355	22,366	24.8%
	16,585	6,438	38.8%
	112,000	23,121	20.6%
	218,940	51,925	23.7%

II-4-6 予定価格の公表時期とくじ引きによる落札



※増減が一致しないのは、岡山市(H21.4)、相模原市(H22.4)の指定都市移行によるため。



## II-4-7 低入札価格調査基準価格又は最低制限価格の公表時期とくじ引きによる落札

### 都道府県

低入札価格調査基準価格・最低制限価格

	(H20.9)	(H22.9)	
○ 事後公表	32	36	} +4
○ 事後公表と事前公表の併用(含、試行)	2	2	
○ 事前公表	3	2	} Δ1
	(団体)	(団体)	

※非公表 (H20.9) 10 → (H20.9) 7 Δ3

### くじ引きの発生率

□ 事後公表	6.0%
□ 事前公表	46.1%

7.7倍

(H21実績)

### 指定都市

低入札価格調査基準価格・最低制限価格

	(H20.9)	(H22.9)	
○ 事後公表	12	16	} +3
○ 事後公表と事前公表の併用(含、試行)	1	0	
○ 事前公表	4	3	} Δ1
	(団体)	(団体)	

※増減が一致しないのは、岡山市(H21.4)、相模原市(H22.4)の指定都市移行によるため。

### くじ引きの発生率

□ 事後公表	8.6%
□ 事前公表	28.7%

3.3倍

(H21実績)

56

## II-4-8 市区町村における予定価格等の事前公表の状況

国土交通省

[凡例]      は都道府県が事前公表をしていることを示す。      は事前公表している市町村の割合が高い上位5府県

	予定価格を事前公表している市町村の割合	低入札価格調査基準価格を事前公表している市町村の割合	最低制限価格を事前公表している市町村の割合
北海道	59.0%	8.6%	6.3%
青森県	82.5%	9.1%	4.3%
岩手県	14.7%	0.0%	4.0%
宮城県	32.4%	0.0%	0.0%
秋田県	76.0%	0.0%	0.0%
山形県	48.6%	8.3%	0.0%
福島県	27.1%	6.3%	0.0%
茨城県	<span style="border: 1px solid red;">③</span> 93.2%	4.5%	7.1%
栃木県	81.5%	5.3%	8.7%
群馬県	42.9%	28.6%	15.8%
埼玉県	69.8%	5.9%	10.4%
千葉県	66.0%	<span style="border: 1px solid red;">⑤</span> 50.0%	<span style="border: 1px solid red;">③</span> 59.5%
東京都	74.2%	0.0%	20.4%
神奈川県	33.3%	0.0%	0.0%
新潟県	17.2%	0.0%	0.0%
山梨県	<span style="border: 1px solid red;">⑤</span> 92.6%	11.8%	5.0%
長野県	6.5%	0.0%	0.0%
富山県	86.7%	0.0%	0.0%
石川県	89.5%	0.0%	11.8%
岐阜県	76.2%	16.7%	15.0%
静岡県	39.4%	0.0%	0.0%
愛知県	87.5%	13.3%	28.6%
三重県	75.9%	33.3%	14.3%
福井県	82.4%	0.0%	6.7%
滋賀県	73.7%	0.0%	15.8%
京都府	80.0%	<span style="border: 1px solid red;">③</span> 75.0%	20.0%
大阪府	<span style="border: 1px solid red;">④</span> 92.7%	<span style="border: 1px solid red;">②</span> 77.8%	<span style="border: 1px solid red;">①</span> 97.4%
兵庫県	45.0%	15.4%	17.9%
奈良県	<span style="border: 1px solid red;">①</span> 94.9%	<span style="border: 1px solid red;">④</span> 57.1%	<span style="border: 1px solid red;">④</span> 53.3%
和歌山県	<span style="border: 1px solid red;">②</span> 93.3%	<span style="border: 1px solid red;">①</span> 87.5%	<span style="border: 1px solid red;">④</span> 33.3%
鳥取県	78.9%	0.0%	7.7%
島根県	28.6%	0.0%	0.0%
岡山県	53.8%	25.0%	4.2%
広島県	72.7%	8.3%	0.0%
山口県	89.5%	0.0%	27.3%
徳島県	79.2%	0.0%	13.0%
香川県	35.3%	0.0%	0.0%
愛媛県	90.0%	5.3%	0.0%
高知県	35.3%	25.0%	16.1%
福岡県	84.5%	11.1%	<span style="border: 1px solid red;">②</span> 59.6%
佐賀県	85.0%	0.0%	26.7%
長崎県	9.5%	0.0%	0.0%
熊本県	80.0%	21.4%	14.7%
大分県	88.9%	28.6%	<span style="border: 1px solid red;">⑤</span> 52.9%
宮崎県	61.5%	-	0.0%
鹿児島県	62.8%	0.0%	0.0%
沖縄県	43.9%	<span style="border: 1px solid red;">⑤</span> 50.0%	0.0%
全国計	62.0%	12.8%	17.3%

(備考) 予定価格については、全市区町村(1,731団体)を対象に集計。低入札価格調査基準価格については、制度導入市区町村(600団体)を対象に集計。最低制限価格については、制度導入市区町村(1,275団体)を対象に集計  
(注)「事前公表」には「一部の事前公表」を含む。

57

国土交通省(港湾空港を除く)発注の一般土木工事の一般競争入札における平均入札参加者数の推移

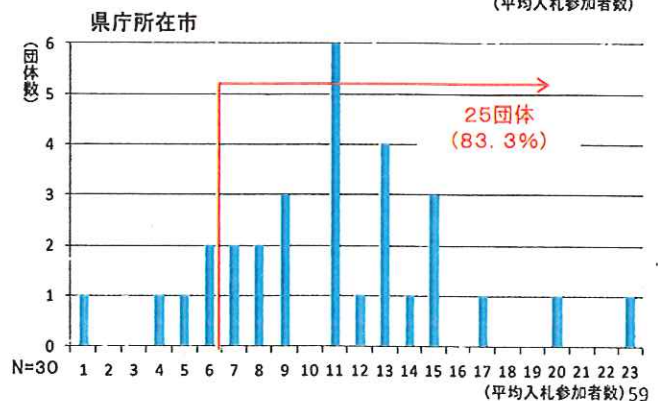
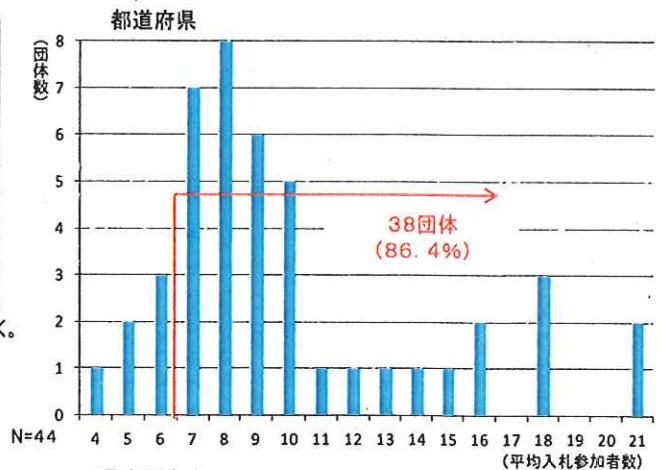
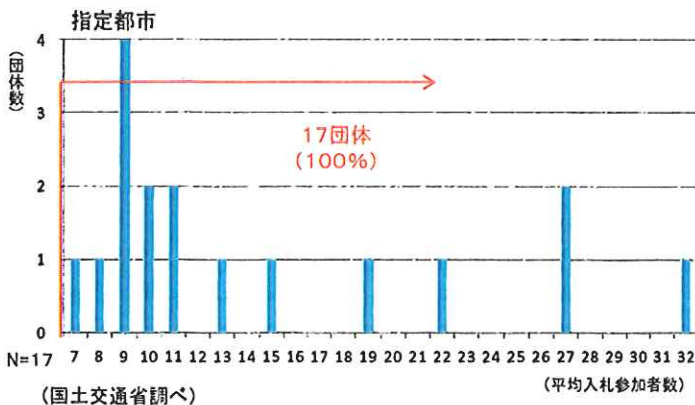
	17年度			18年度			19年度			20年度			21年度		
	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数
Aランク	466	73	6.4	824	70	11.8	1,357	124	10.9	1,597	136	11.7	1,245	72	17.3
WTO	452	71	6.4	794	64	12.4	1,341	120	11.2	1,511	121	12.5	1,157	63	18.4
WTO除く	14	2	7.0	30	6	5.0	16	4	4.0	86	15	5.7	88	9	9.8
Bランク	989	99	10.0	1,468	199	7.4	1,415	206	6.9	1,286	160	8.0	1,098	117	9.4
Cランク	2,481	249	10.0	22,178	2,610	8.5	24,275	3,330	7.3	25,852	3,576	7.2	24,421	3,656	6.7
Dランク	7	2	3.5	589	128	4.6	1,070	250	4.3	1,056	244	4.3	1,166	304	3.8
一般土木計	3,943	423	9.3	25,059	3,007	8.3	28,117	3,910	7.2	29,791	4,116	7.2	27,930	4,149	6.7

Ⅱ-4-10 地方公共団体の一般競争入札における平均入札参加者数

	平均入札参加者数		
		10億円以上 26.3億円未満	26.3億円以上 (WTO対象)
都道府県	10	9	8
指定都市	15	9	8
県庁所在市 (指定都市を除く)	11	7	

※未回答6団体及び実績がない1団体を除く。

※赤字は、国土交通省直轄工事(一般土木)の一般競争入札における平成21年度の平均入札参加者数6.7を上回る団体数・割合。



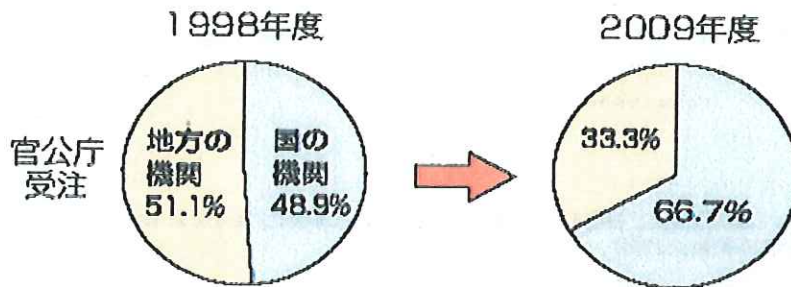


		H18.4.1	H19.9.1	H20.9.1	H21.9.1	H22.9.1
国		6 33.3%	9 50.0%	10 55.6%	10 52.6%	10 52.6%
特殊法人等		87 66.4%	109 84.5%	111 87.4%	115 90.6%	116 91.3%
地方公共団体	都道府県	38 80.9%	46 97.9%	46 97.9%	46 97.9%	46 97.9%
	指定都市	11 73.3%	16 94.1%	17 100.0%	18 100.0%	19 100.0%
	市区町村	661 77.2%	827 85.3%	980 90.2%	1057 91.4%	1077 91.9%
	小計	710 77.3%	889 86.1%	1043 90.7%	1121 91.7%	1142 92.2%
合計		803 75.3%	1007 85.3%	1164 89.9%	1246 91.1%	1268 91.6%

出所：公共工事入札契約  
適正化調査

(注1)上段は団体数  
(注2)下段は一般競争入札を  
導入している団体のうち、  
地域要件を採用している  
団体の割合

日建連加盟企業の受注内容の変化



出所：日建連  
「建設業ハンドブック2010」

Ⅱ-4-12 各都道府県発注工事における地元建設企業の受注割合(平成21年度)

	総数 (a)	地元建設企業の受注 (b)	(b)/(a)
件数	124,817件	117,325件	94.0%
金額	3兆751億円	2兆6,116億円	84.9%

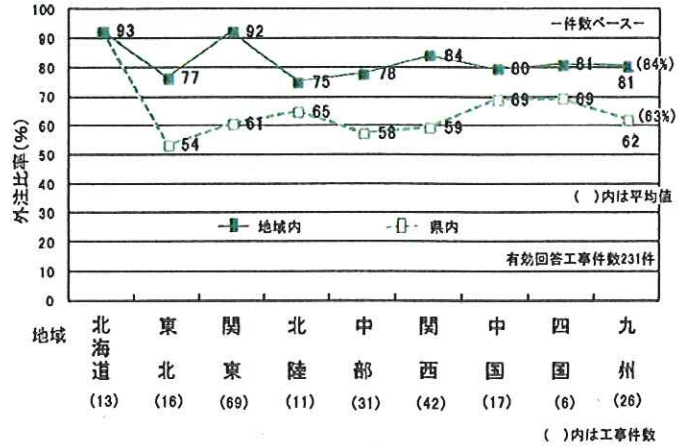
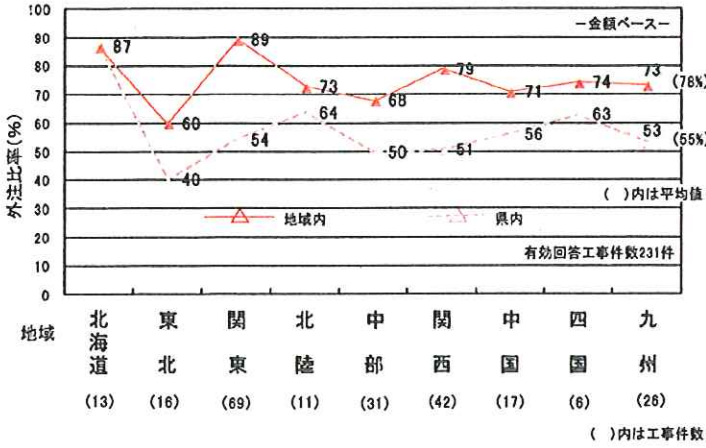
(注1) 東京都発注工事を含まない

(注2) 特定JVによる受注額は、出資比率により構成企業に按分して集計

## Ⅱ-4-13 (社)日本土木工業協会の会員企業が受注した土木工事の外注率と外注先

### 地域内への外注比率

金額ベースで約78% (うち県内約55%)  
 件数ベースで約84% (うち県内約63%)



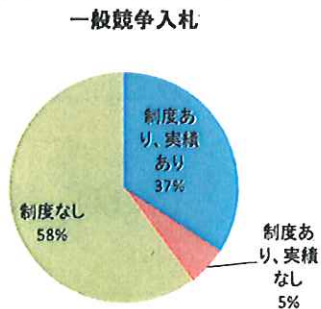
(調査対象) 国土交通省、内閣府、地方公共団体、高速道路会社、機構・事業団等から発注された工事で、会員企業25社が受注し、平成20年度内に完成した7.2億円以上の工事(有効回答工事件数;231件)

(注) (社)日本土木工業協会は、平成23年4月1日より、合併により(社)日本建設業連合会として活動している。

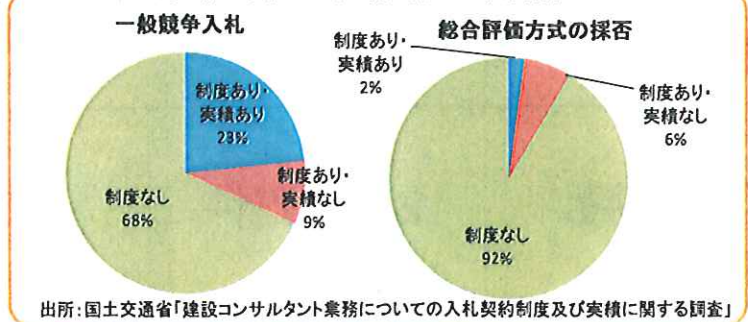
## Ⅱ-4-14 都道府県における建設コンサルタント業務の入札契約制度の状況(1)

- 都道府県発注の建設コンサルタント業務では、総合評価落札方式が導入されているものの未だ2割程度となっている。低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入状況もそれぞれ2割程度となっている。
- また、予定価格の事後公表を行っている都道府県は5割となっている。

### ①一般競争入札の導入状況(平成23年3月時点)

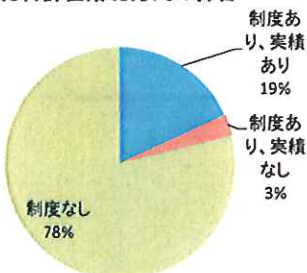


<参考>平成21年2月時点 ※回答数:47

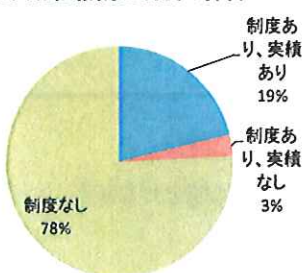


### ②一般競争入札における各種制度の採用状況(平成23年3月時点) ※回答数:38

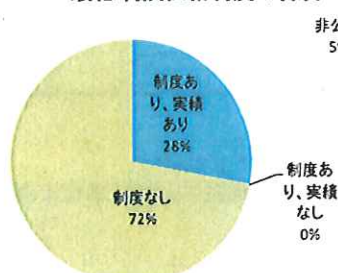
#### 総合評価落札方式の採否



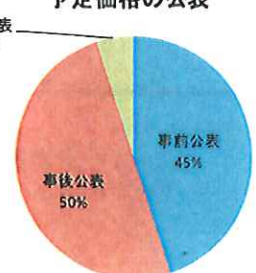
#### 低入札価格調査制度の採否



#### 最低制限価格制度の採否



#### 予定価格の公表



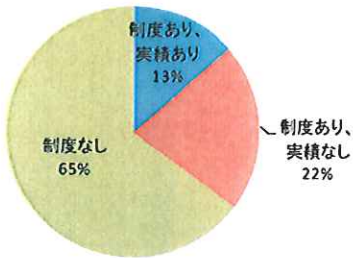


## II-4-15 都道府県における建設コンサルタント業務の入札契約制度の状況(2)

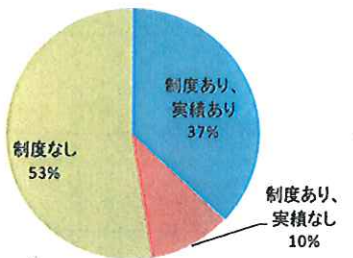
○ 都道府県発注の建設コンサルタント業務では、プロポーザル方式の導入状況は4割程度となっている。

③プロポーザル方式の導入状況(平成23年3月時点)※回答数:38

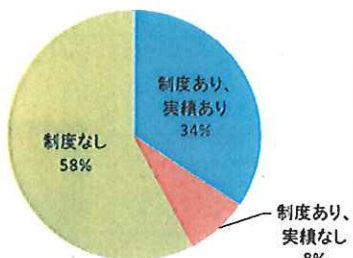
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



標準プロポーザル



出所:国土交通省「建設コンサルタント業務についての入札契約制度及び実績に関する調査」

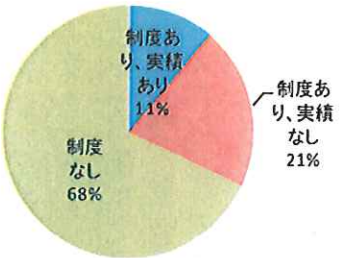
**公募型プロポーザル:**  
政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の基準額以上の設計コンサルティング業務を調達する際に、参加者を公募してプロポーザル方式で落札者を決定する方式。入札公告を官報・県報・市報に掲載することや提案書提出者への通知から提案書の提出までの期間は少なくとも40日とすることなどの手続きを必須として行う。

**簡易公募型プロポーザル:**  
政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の基準額未満のコンサルティング業務を調達する際に、参加者を公募してプロポーザル方式で落札者を決定する方式。入札公告を官報等ではなく業界紙に掲載したり、提案書提出者への通知から提案書の提出までの期間を40日以上設けなくてもよいなど、「公募型」より簡易な手続きで行うプロポーザル方式。

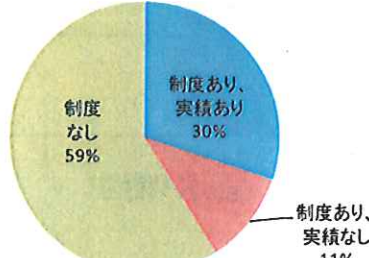
**標準プロポーザル:**  
政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の基準額未満のコンサルティング業務を調達する際に、参加者を選定してプロポーザル方式で落札者を決定する方式。

<参考>平成21年2月時点 ※回答数:47

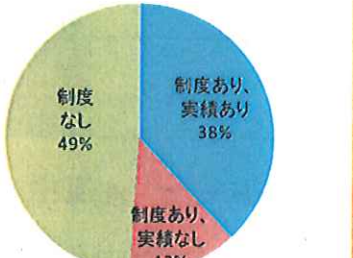
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



標準プロポーザル



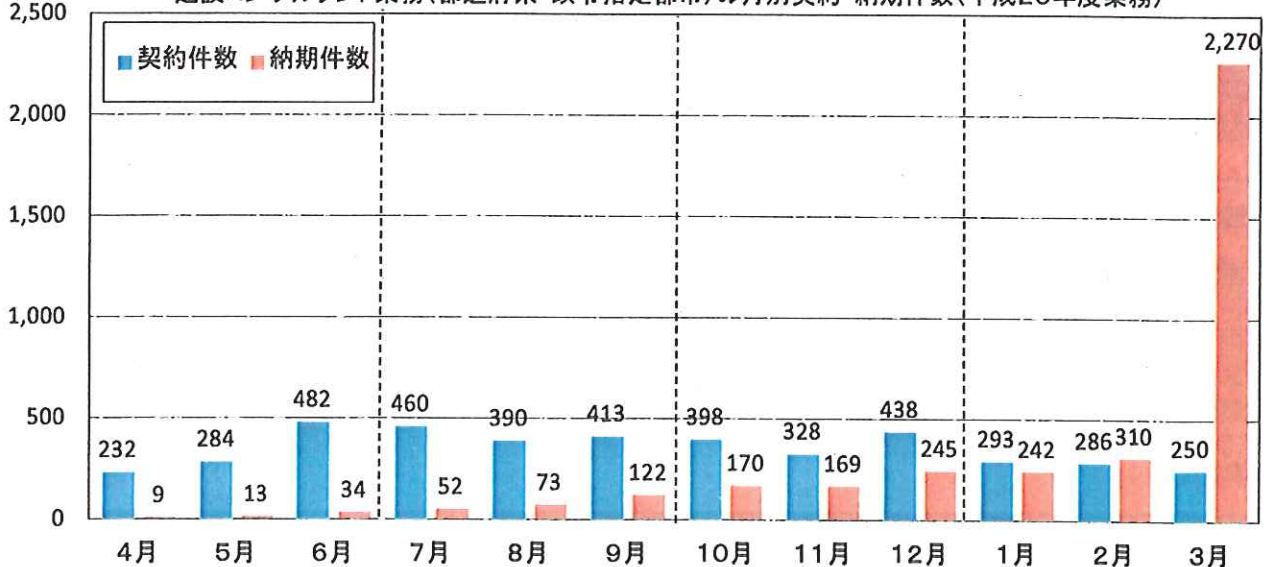
出所:国土交通省「建設コンサルタント業務についての入札契約制度及び実績に関する調査」

## II-4-16 建設コンサルタント業務の月別契約・納期件数



○ 都道府県・政令指定都市発注の建設コンサルタント業務の納期は3月末に集中している。

建設コンサルタント業務(都道府県・政令指定都市)の月別契約・納期件数(平成20年度業務)

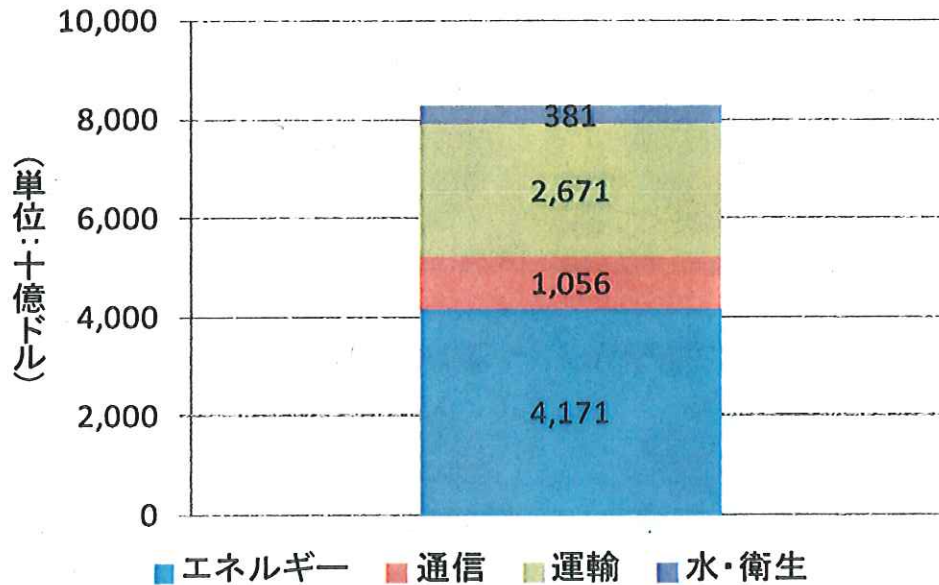


	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
契約件数	998	1,263	1,164	829	4,254
納期件数	56	247	584	2,822	3,709



○ アジアにおいては、2010～2020年で約8兆ドル超(年間7,500億ドル超)という膨大なインフラ需要が存在。

アジアにおけるインフラ需要(2010～2020年)



出所: ADB, ADBI "Infrastructure for a Seamless Asia" (2009)

66

## II-5-2 建設企業の海外展開の必要性 ～成長戦略等抜粋～

○建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針(平成23年1月6日国土交通省建設産業戦略会議)(抜粋)

国内の建設投資に限られる中で、大手・中堅建設業は高い技術力を活かして大規模工事、難易度の高い工事を担うとともに、海外市場や技術力・事業企画力が発揮できる新たな事業分野にも積極的に進出できるよう、支援することが必要である。

(検討事項案)

①海外展開のためのリスク軽減策の導入等支援策の強化

○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)

新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大する。さらには、建築士等の資格の相互承認も推進し、日本の建設業のアジア展開を後押しする。また、アジアにおけるこれらの分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていく。これらにより日本も輸出や投資を通じて相乗的に成長するという好循環を作り出す。また、日本の「安全・安心」の製品の輸出を促進するとともに、インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組む。これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していく。

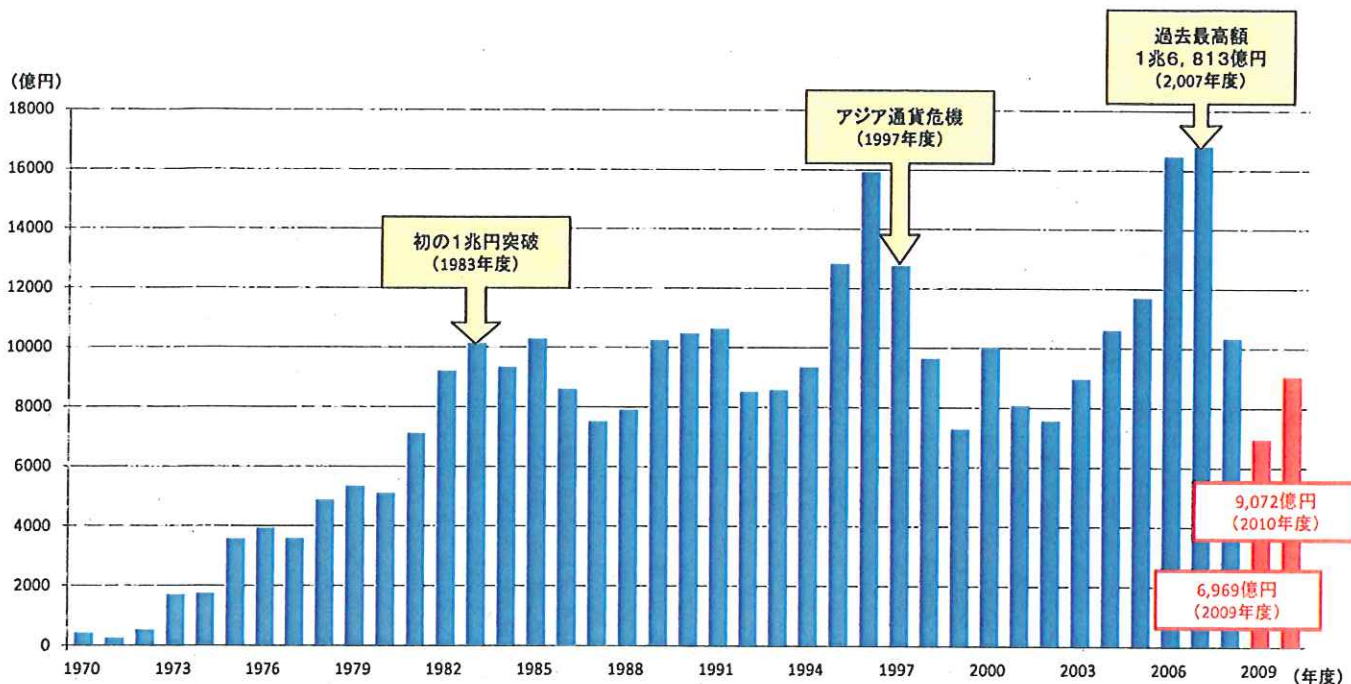
○国土交通省成長戦略(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議報告)(抜粋)

我が国の優れた建設・運輸産業、インフラ関連産業が、海外市場において活躍の場を拡げ、世界市場で大きなプレゼンスを発揮しているとともに、国内においては、民間の創意工夫に基づくPPP/PFIの活用が飛躍的に進み、維持管理を含め、真に必要な社会資本整備が戦略的かつ重点的に行われている姿を目指す。

67



○海外市場では、高い技術力(耐震・免震技術、安全、工期の遵守等)を有していながら、受注額が伸び悩み。



出所:(社)海外建設協会

## Ⅱ-5-4 我が国建設企業の国際競争力低迷の原因分析

### これまでの我が国建設企業の海外展開

- 国内建設事業の減少の補完策として海外事業を行ってきた。
- 事業量確保のための応急策としての位置付けが強い。
- 国内建設市場の規模が大きく比較的安定的であったため、海外事業の採算性に対する意識が低い。
- 国内建設市場の状況に左右され、継続的な海外展開がなされてこなかった。

契約・リスク管理等の海外市場に必要な  
マネジメントノウハウの蓄積がなされない構造

○ 我が国建設企業の海外売上比率は、諸外国の大手建設企業と比較しても低い。

### <2009年実績による比較>

【日本大手5社】

(単位:百万米ドル)

企業名	総売上高	海外売上高	海外売上比率
鹿島建設	16,154	2,897	17.9%
大林組	13,510	2,096	15.5%
大成建設	13,863	2,044	14.7%
清水建設	15,571	1,734	11.1%
竹中工務店	12,037	939	7.8%

【海外大手5社】

企業名	総売上高	海外売上高	海外売上比率
HOCHTIEF(独)	26,069	23,770	91.2%
SKANSKA(スウェーデン)	16,322	12,880	78.9%
BECHTEL(米)	22,637	14,849	65.6%
BOUYGUES(仏)	34,271	13,509	39.4%
VINCI(仏)	45,247	17,238	38.1%

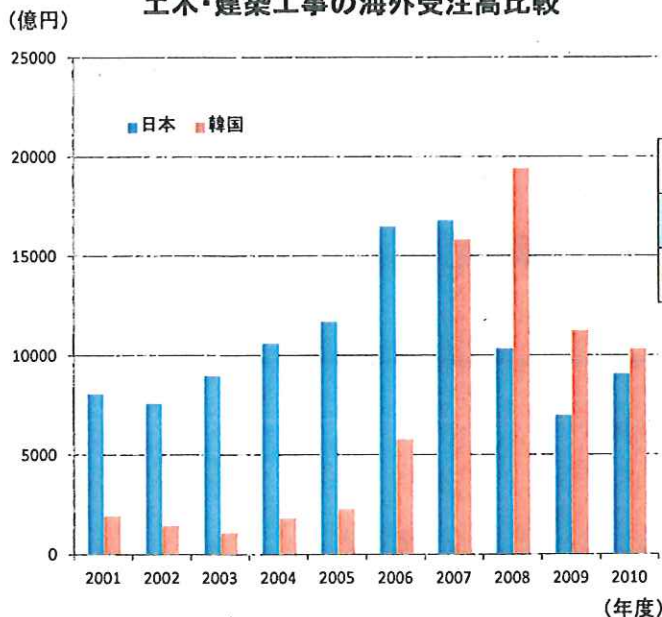
出所: "ENR" "The Top 225 International Contractors" August 30, 2010

70

## II-5-6 韓国企業の海外受注高の推移

○ 韓国企業の海外受注高は近年急増し、土木・建築工事ベースでは2008年に日本を逆転。

### 土木・建築工事の海外受注高比較



韓国は、アジア通貨危機(1997年)による経済の混乱に対応するため、国際競争力を強化するための改革を実施。

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	8,083	7,584	8,982	10,617	11,710	16,484	18,813	10,347	6,969	9,072
韓国	1,921	1,437	1,087	1,818	2,261	5,772	15,813	19,384	11,240	10,309

#### 【参考】日本・韓国におけるGDP、建設投資、人口の比較

	GDP(名目値) (2010年)	建設投資(名目値) (2009年)	人口(2010年)
日本	5.44兆ドル	42兆1,700億円	1億2,806万人
韓国	1.01兆ドル	14兆3,553億円	5,052万人
(日本=1)	0.18	0.34	0.39

- 出所: (社)海外建設協会、韓国国土海洋部
- 韓国の数値については、JETRO貿易統計データベース、RICE建設経済レポートを基に、各年平均のレートを用いて日本円に換算
- 日本は年度の数値、韓国は年の数値

71



### 1. 情報収集・情報提供

#### ○ 海外建設総合情報サービス

- ・海外建設協会に海外建設総合情報センターを設置。発注情報、建設環境情報等を提供。(2009年 プロジェクト情報155ヶ国、国別環境情報61ヶ国)
- ・ユーザー数12万人

### 2. 人材育成

#### ○ 海外建設教育訓練プログラムの実施、教育・セミナーの実施(2010年 1,400人)

- ・海外建設協会等における海外建設管理者課程(事業開発、設計、工程管理、金融)等
- ・海外建設協会と大学の産学協力による専門家養成課程等

#### ○ 海外建設専門担当者リストの整備

- ・登録人数 3,000～3,500人(2010年)

#### ○ 海外進出企業のための教育履修者リストの整備

- ・登録人数 1000人～1500人(2010年)

### 3. 官民一体による売り込みの推進

#### ○ 海外建設市場開拓支援制度によるF/S支援(23億KRW(1.7億円)(2010年)(2003年より年間60～80件を支援))

#### ○ 官民合同市場開拓団の派遣(アジア、アフリカ、CIS、中東、中南米) 等

#### ○ 投資開発型事業(新都市開発等)の推進

### 4. 契約・リスク管理

#### ○ 海外工事リスクマネジメントシステムの構築

- ・海外建設市場の特性とリスク対応事例提供(登録事業者50社、使用者 1200人、活用件数150件(2010年))

### 5. 中小建設企業対策

#### ○ 海外建設協会に中小企業受注支援センターを設置(中小建設業者海外受注高55億ドル(2009年))

#### ○ 中小企業受注支援センターにおける専門家による業務支援相談の実施(専門家25人、相談件数165件(2007年))

※ プラント関係を含む。

72

## II-5-8 韓国海外建設協会(ICAK)

○1976年11月に、海外建設促進法第23条に基づき、海外建設業者が「海外建設業者の権利保護と海外建設業の健全な発展及び海外工事の効率的な遂行」を目的として、設立(国土海洋部長官認可)。

### 法定の業務

- ① 海外工事に関する資料及び情報の収集・分析
- ② 海外建設振興のための国際民間協力の推進
- ③ 海外建設業に関する制度の研究及び改善の建議
- ④ 会員の品位維持
- ⑤ 海外建設業に関係する者に対する教育訓練及び福祉事業
- ⑥ 海外建設の広報及び刊行物の発刊
- ⑦ 海外工事資機材の共同購入並びに融資、借款及び保証の斡旋
- ⑧ 海外工事に対する受注秩序の維持のための協議
- ⑨ 国土海洋部長官から委託を受けた業務(中小企業受注支援センターの運営)

情報センターにおける情報収集・提供、中小企業受注支援センターにおける教育訓練、専門家相談業務が中心。

### 会員の状況

#### ○ 会員総数 635社(2010年3月)

#### ○ 業種

総合建設	31社
エンジニアリング・コンサルティング	114社
土木・建築	199社
電気工事	124社
電気通信	8社
サービス・不動産	17社
専門	142社

### 組織

#### ○ 会長

総会で選出、国土海洋部長官が承認する。

- 2グループ(情報サービス・プランニンググループ、ビジネスプロモーショングループ) 10課体制で、情報センターと中小企業受注支援センターを設置。



## 不良不適格業者の定義

S62 「今後の建設産業政策の在り方について(第1次答申)」(中央建設業審議会答申)  
 「施工能力や資力信用に欠ける者、不誠実な者が建設市場に不当に参入している実態にかんがみ、これらの不良・不適格業者を排除する施策を強力に推進するとともに、業界の自助努力を積極的に支援する誘導施策を適切に講じていく必要がある。」

H4 「一括下請負の禁止について」(平成4年建設省経建発第379号)  
 「一括下請負を容認すると、(中略)、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。」

H7 「建設産業政策大綱」  
 「(不良不適格業者とは、)建設業においては技術力、施工力を全く有しないペーパーカンパニーや経営を暴力団が支配している企業等建設業法に違反する企業のみならず、建設業法上の要件は満たしているものの、対象工事の規模や必要とされる技術力から見て適切な施工に不安のあるものや、過大受注により施工が満足に行えない企業を含む。」

H10 「不良不適格業者排除対策について」(平成10年建設省経入企発第42号・自治行第90号)  
 「技術力・施工力を全く有しないペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業等不良不適格業者の市場からの排除の徹底に取り組まれるようお願いいたします。」

H12 「建設産業構造改善推進3カ年計画」  
 「自ら施工管理を行わない者、必要な技術者を雇用しない者、品質を疎かにして手抜きをする者など、数多くの不良・不適格業者が公共工事を受注し、適正な競争を妨げているとの指摘がある。」

H16 「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成16年国総入企第26号)  
 「適切な施工を行おうとしない不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。」

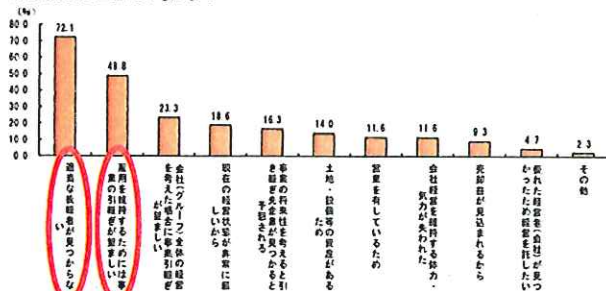
H19 「建設業法令遵守ガイドラインについて」(平成19年国総建第100号)  
 「建設業においては、従来から、適切な施工能力を有しない、いわゆるペーパーカンパニーなどの不良不適格業者の存在を始め、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係等の法令違反が問題となっており、このような状況下で、建設業に関する国民の信頼の回復、建設業の魅力向上のため、建設業者が法令遵守を徹底することが求められております。」

74

# II-6-2 合併・事業譲渡時の目的と課題

## 事業を譲り渡す目的

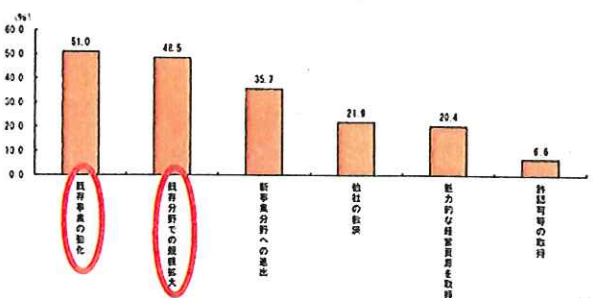
「適当な後継者が見つからない」が約7割で、次いで「雇用を維持するためには事業の引継ぎが望ましい」が多い



出所: (財)中小企業総合研究機構「中小企業の事業引継ぎ調査」(2016年11月)  
 (注)複数回答であるため、合計は必ずしも100%にならない。

## 事業を譲り受ける目的

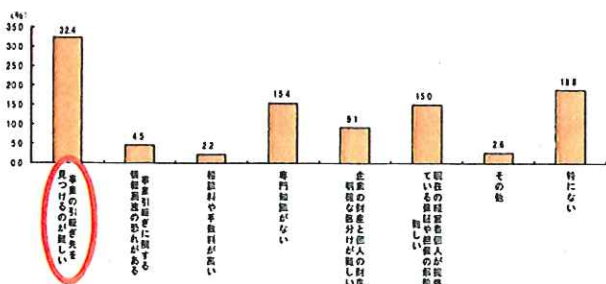
「既存事業の強化」、「既存分野での規模拡大」と回答する中小企業が約5割



出所: 株式会社ITP  
 出所: (財)中小企業総合研究機構「中小企業の事業引継ぎ調査」(2016年11月)  
 (注)複数回答であるため、合計は必ずしも100%にならない。

## 事業の引継ぎ時の課題

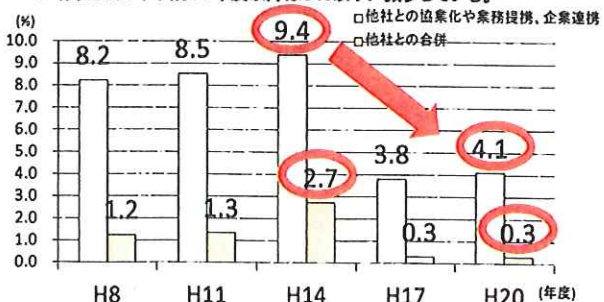
「事業の引継ぎ先を見つけるのが難しい」と回答する中小企業が最も多く、企業間のマッチングが最大の課題となっている



出所: (財)三業協会研究開発「事業の引継ぎに関する調査」(2009年12月、中小企業庁委託)  
 (注)1)経営者の引継ぎ先が不明な場合は「自分の引継ぎ、事業を他社に引き継ぎたい」と回答した中小企業を調査している。  
 2)「1)は3名、2)は2名、3)は1名として計した。

Q. 貴社では現在、組織変更等についてどのような意向(実施又は今後予定)を持っていますか。

平成14年度には、合併・業務提携等の意向をもつ企業が調査対象企業の10%以上存在したが、平成17年度以降は6%以下に減少している。



出所: 国土交通省「第12回建設業構造基本調査結果」※調査は3年毎に実施

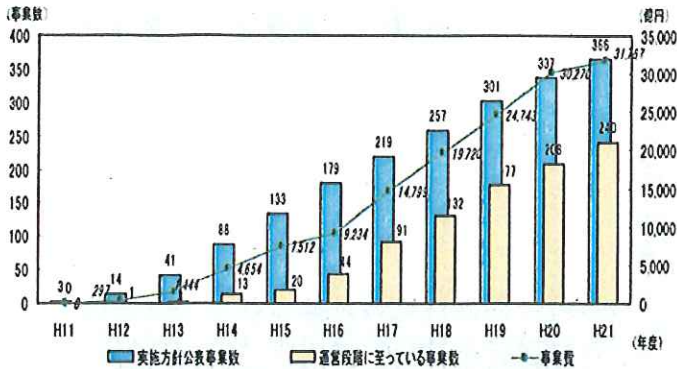


我が国のPFI事業の実施状況を把握するため、平成21年度末までに実施方針を公表した事業の傾向について、公表資料データをもとに整理した。

●実施方針を公表済みのPFI事業数は年々増加している。平成21年度末の事業数は366事業(注)に上り、事業費も約3.2兆円に上っている。また、すでに運営段階に至っている事業の数も、平成21年度末で240事業と、PFI事業数全体の約3分の2を占めている。

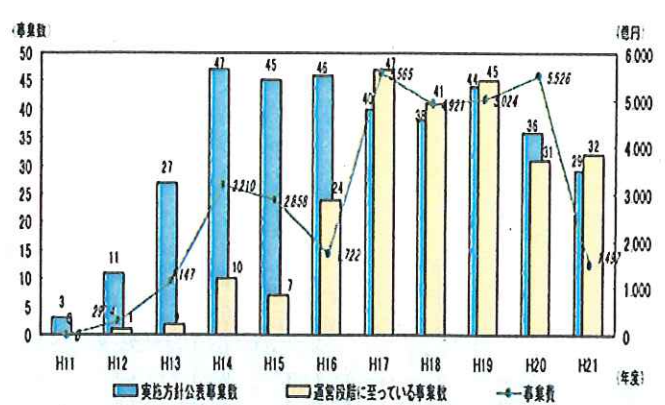
(注)平成21年度末までにPFI導入を断念した事業(平成21年度:7事業)、廃止した事業(4事業)について、当該事業の実施方針公表時期まで遡及して全事業分析の対象外とした。

◆事業数及び事業費の推移(累計)



注:事業費については、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の残れ金額又は当初契約金額であり、内閣府において転載しているもの合計額。

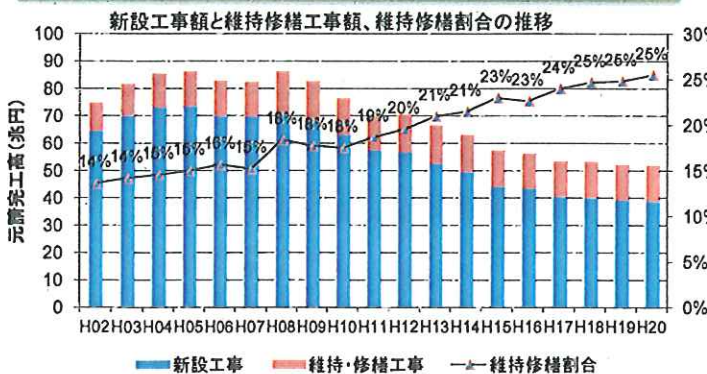
◆年度別の事業数及び事業費の増加数



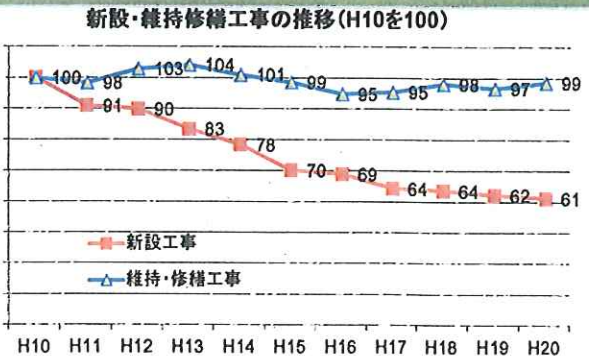
出所:内閣府「PFIに関する年次報告」(平成21年度)

## II-6-4 新たな市場の拡大:維持管理

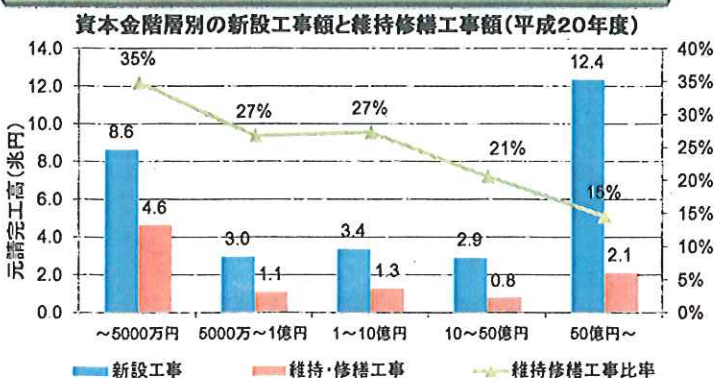
投資額が減少する中、維持修繕の割合が増加



新設工事は減少、維持修繕工事は横ばいで推移



中小建設事業者ほど、維持修繕工事の割合が高い



今後の我が国の建設市場は??

○西欧型のストック市場へ

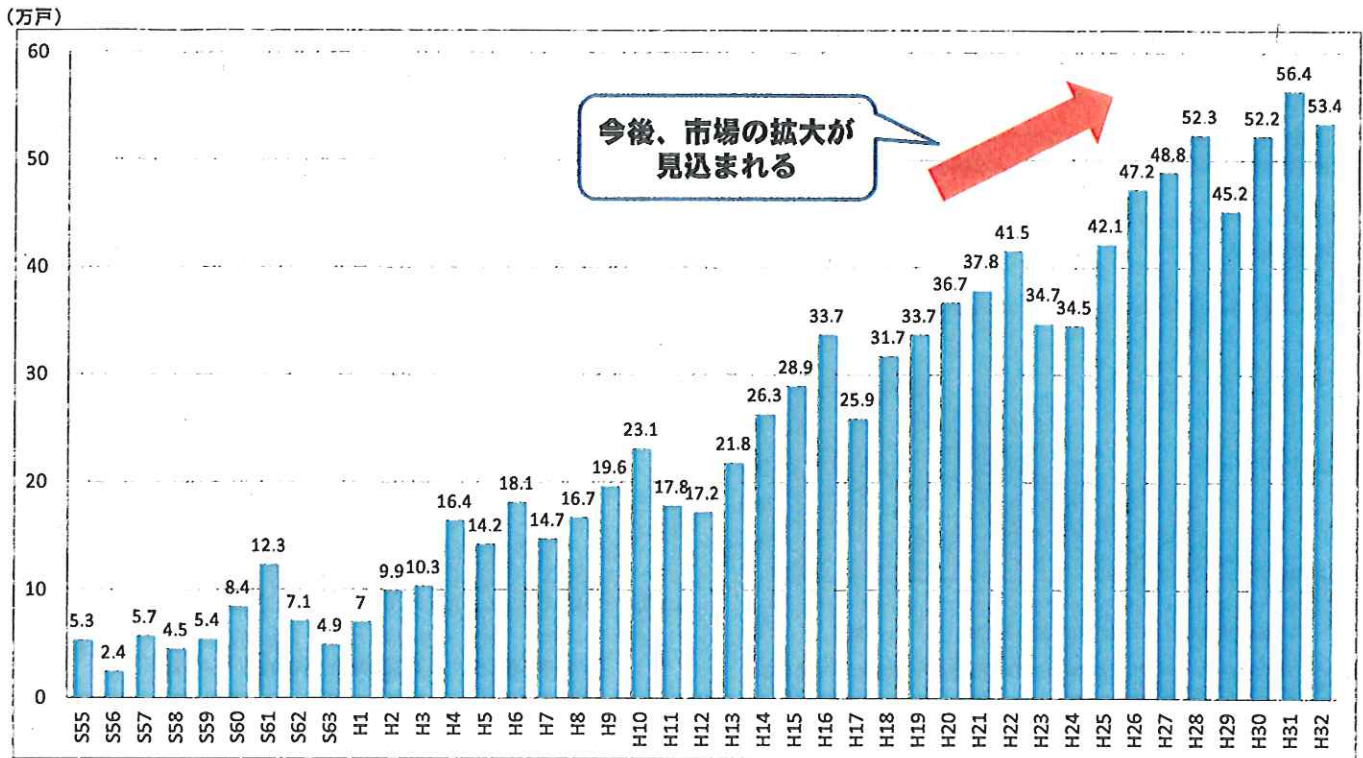
各国の維持修繕工事/工事合計の割合(2007)  
 西欧 英:43% 仏:46% 独:53% 伊:56%  
 (※東欧平均 30%)

○相対的には中小建設業の受注機会が増加

維持修繕工事の総額の中で、資本金1億円以下の事業者の占める割合は57%(2008)



各年度に竣工した分譲マンションが、一般的な大規模修繕の周期である12年毎に修繕を行うと仮定して推計。



出所:国土交通省「中古住宅・リフォームトータルプラン検討会第1回会議配付資料」(平成23年2月)

## Ⅱ-6-6 建設企業の新事業展開における課題

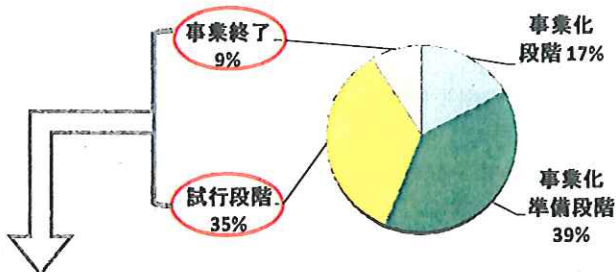
- 事業立ち上げ段階では、資金調達や参入する事業の選択、事業主体内の構成員間の合意形成が課題。
- 事業実施段階では、販路開拓等の外部とのコーディネートや成功事例等の情報提供といった支援のニーズが大きい。

### 「建設業と地域の元気回復助成事業」(平成21年3月～平成23年2月)選定事業者の取組状況

事業が継続状態に至っていない理由として、資金調達・資金繰りや、参入する事業の選択、構成員間の合意形成の失敗等が挙げられている。

平成23年2月時点(同事業の終了時点)での事業段階

※選定事業者に対するアンケート回答。  
有効回答数:150協賛会  
(東日本大震災被災地の協賛会は未回収)



#### 事業化の目的が立たない理由(複数回答)

- ・資金調達・資金繰りの目的が立たなかった (40.9%)
- ・建設業者の参入メリットが見出せなかった (28.8%)
- ・協議会が取り組む商品・サービス等への消費者ニーズが顕在化していない(27.3%)
- ・構成員間の利害調整がうまくいかず、事業化への合意形成が図れなかった(19.7%)
- ・既存商品との差別化が困難(15.2%)
- ・その他 (47.0%) 事業化するためにはもう少し時間が必要 等

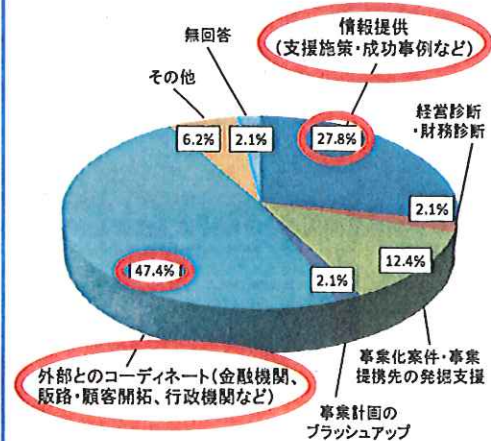
#### 「建設業と地域の元気回復助成事業」

地域の中小・中堅建設業者の団体が、その保有する人材、機材、ノウハウ等を活用して、農業、林業、観光、環境、福祉等の異業種団体及び自治体との連携により協議会を設立し、建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や、地域の活性化を図ろうとする場合に、連携事業に関する検討や試行的実施に必要な経費を助成。平成21年度・22年度に計165件の協議会の取組に対して助成し、事業化を支援。

### 新事業展開を継続している97社の状況

金融機関や顧客・販路開拓等の外部とのコーディネートと、支援施策・成功事例に関する情報提供のニーズが大きい。

#### 最も必要とする経営支援・相談サービス



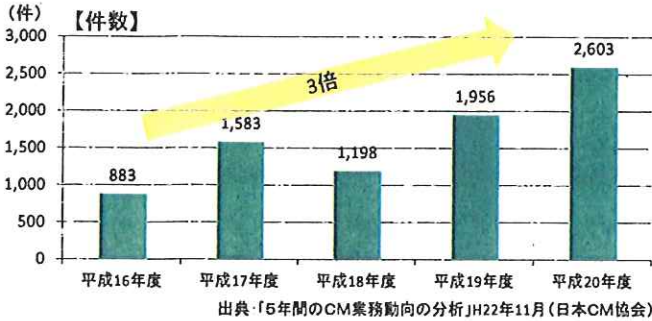
出所:国土交通省「建設企業の新たな挑戦 ～展開事例・支援施策集2010～」  
※都道府県から推薦された新事業展開に継続的に取り組んでいる建設企業97社に対し実施したアンケート結果



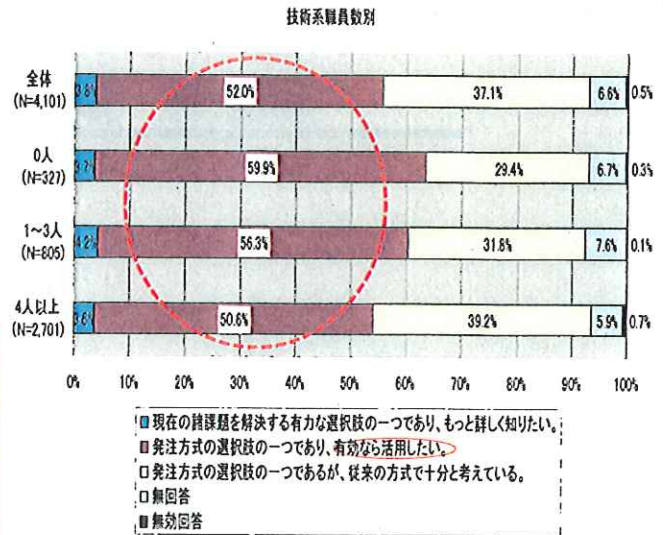
## II-6-7 CM市場の動向と潜在ニーズ

- CM市場は拡大傾向にあり、地方公共団体の潜在ニーズは高い。
- 民間建設工事の件数が相対的に多く、公共工事における導入があまり進んでいない。→普及・啓発等が課題

CM業務 件数



地方公共団体におけるCM方式活用のニーズ



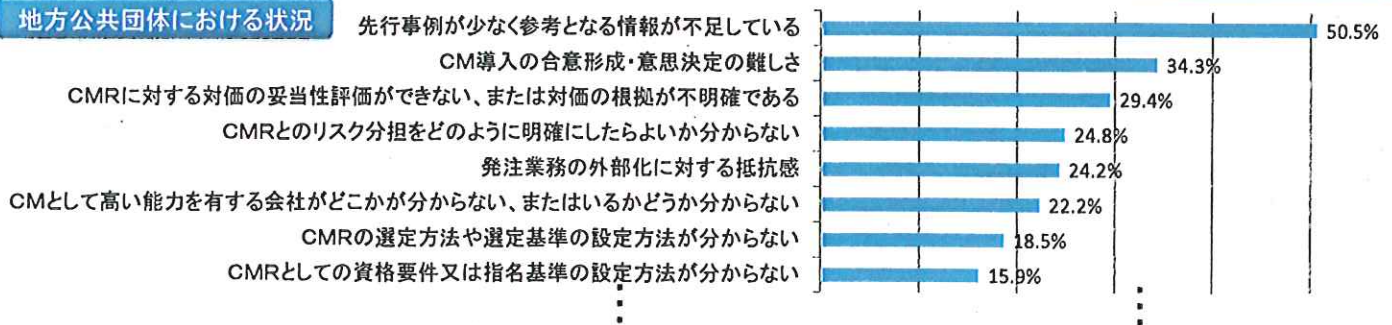
新規CM業務受注実績(2008年度)

	<業務報酬(概算含)>	(件)
▶ 建築ピュアCM他	12,103百万円	2559
▶ 建築CMアットリスク	205百万円	19
▶ 土木ピュアCM他	95百万円	25
▶ 土木CMアットリスク	0百万円	0

※回答のあった日本CM協会会員企業の数・業務報酬それぞれの単純集計  
※「他」は建築・土木の附帯部分も含むため  
出所:日本CM協会調査研究委員会「2007年度CM業務実績」に関するアンケート調査結果

## II-6-8 CM方式の普及に向けた課題

地方公共団体における状況



CM方式の普及に向けた課題

共通ツールの整備

- 多くの発注者やCMRが共通的に用いる仕組みの整備
- ▶ 標準約款、業務範囲を条文化した標準業務仕様書の制定の検討
- ▶ CM損害賠償責任保険の検討
- ▶ 業務報酬の積算の考え方の検討

制度的制約の在り方

- ▶ 入札・契約制度や建設業法上の取扱い等

普及・啓発

- ▶ 意義・効果の普及・啓発によってCM方式の採用拡大を図る
- ▶ 民間団体による資格・試験や継続教育の取組の周知等

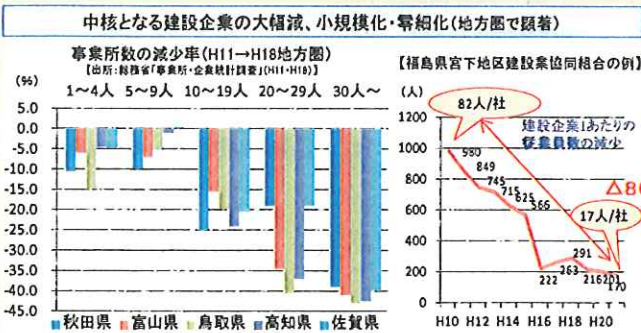
## 第2章 実施すべき対策

### ①-1 地域維持型の契約方式(1)

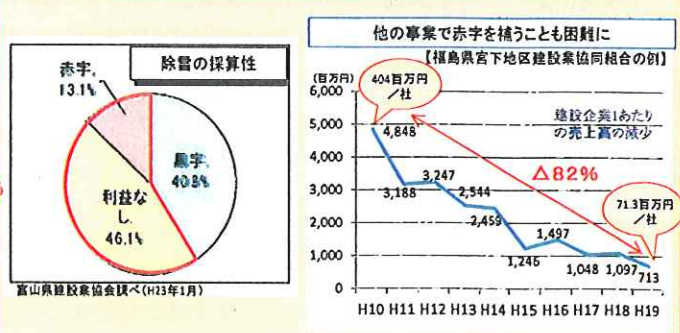
#### 現状と課題

- 事業環境の悪化に伴い、災害対応、除雪、インフラの維持管理等(「地域維持事業」)を担う能力のある地域建設企業が減少。  
→このままでは地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない状況。
- 地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要。

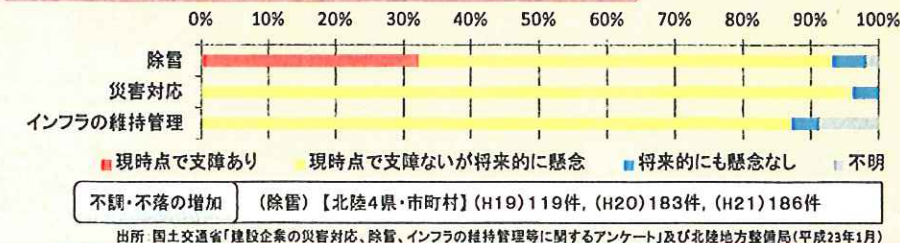
#### 担い手企業の小規模化



#### 地域維持事業の低い採算性



#### 地域維持事業における都道府県の将来的な懸念



#### 地域建設企業の特長

- ～東日本大震災における事例～
- すぐ確実に現場に到達して活動
  - 地域の事情に精通し的確に対応
  - 被災者雇用の維持



課題を踏まえた対応の方向性

- ① 地域維持事業<sup>※</sup>に係る経費の積算において、実態に即した適切な費用計上を行う。 ※災害対応、除雪、インフラの維持管理
- ② 地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫する。  
(例えば、一括契約、複数年契約、地域精通度の高い建設企業(地域維持型の建設共同企業体等)との契約等)
- ③ 契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行う。

一括契約のイメージ例

**(例1)**  
雪害地域において、通常の維持管理業務と除雪業務を一括受注できれば、年間を通じて人や機械を遣わせることなく効率的に使うことができる。

<降雪期(個別)> 除雪業務  
<その他期間(仕事なし)>

<一括契約>  
人や機械を両方で有効活用できる  
除雪業務+除草、維持補修等

(複数年)契約

**(例2)**  
道路巡回と河川巡視を一括受注できれば、1台のパトロール車・運転手で両方の業務を効率的に行えるようになる。

<道路巡回(個別)> 車両1台+運転手1名+技術者1名  
<河川巡視(個別)> 車両1台+運転手1名+技術者1名

<道路巡回・河川巡視の一括契約>  
車両1台+運転手1名+技術者2名  
[△車両1台、運転手1名]

(複数年)契約

**(例3)**  
道路のA区間とB区間を一括受注できれば、1台の除草車で両方の区間の業務を効率的に行えるようになる。

<A区間の除草(個別)> 除草車1台+作業員1名  
<B区間の除草(個別)> 除草車1台+作業員1名

<A区間・B区間を通じた一括契約>  
除草車1台+作業員1名  
[△除草車1台、作業員1名  
ただし、作業時間は延長]

(複数年)契約

地域維持事業の実施を目的とした  
新タイプの建設共同企業体(JV)  
(個々の企業ではなく)

目指すべき姿

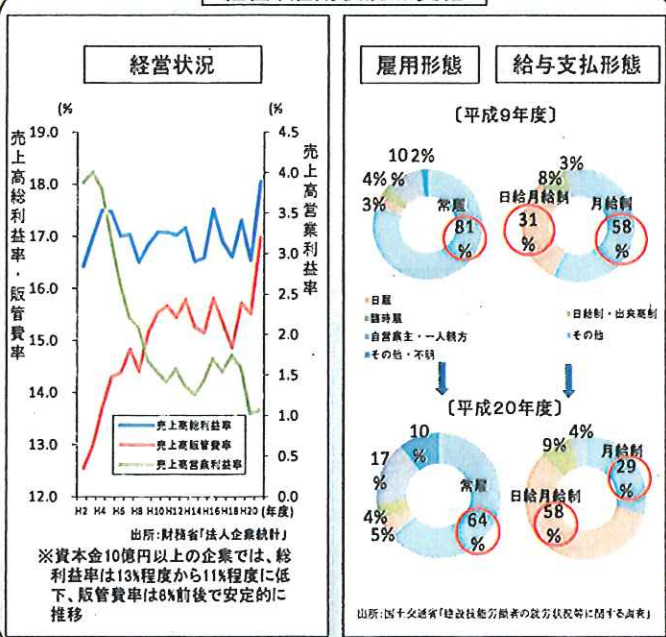
地域社会の維持、災害対応空白地帯の発生防止

②-1 保険未加入企業の排除(1)

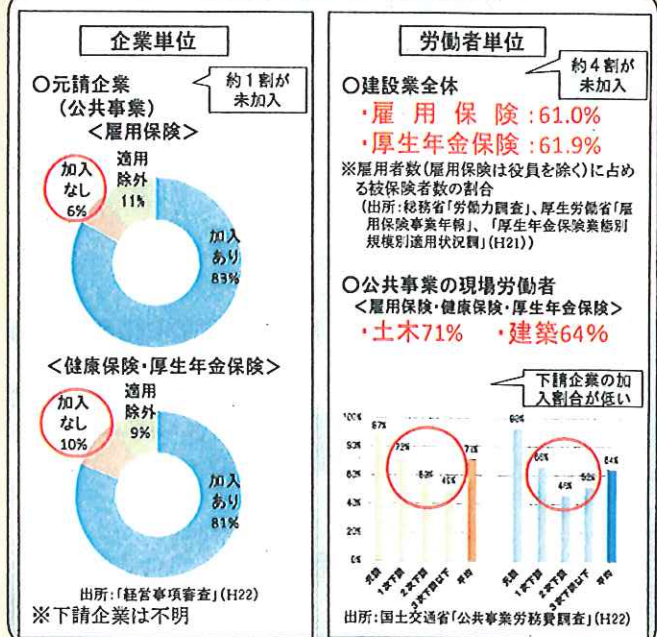
現状と課題

- 建設投資の減少の中、技能労働者の処遇低下、若年入職者の減少
- 適正に保険加入し、人材育成を行う企業ほど競争上不利

経営、雇用状況の変化

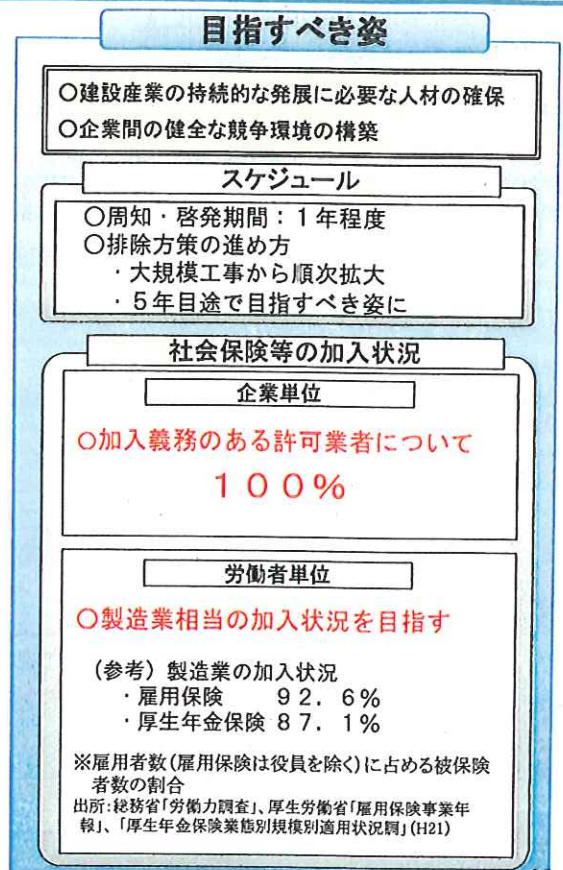
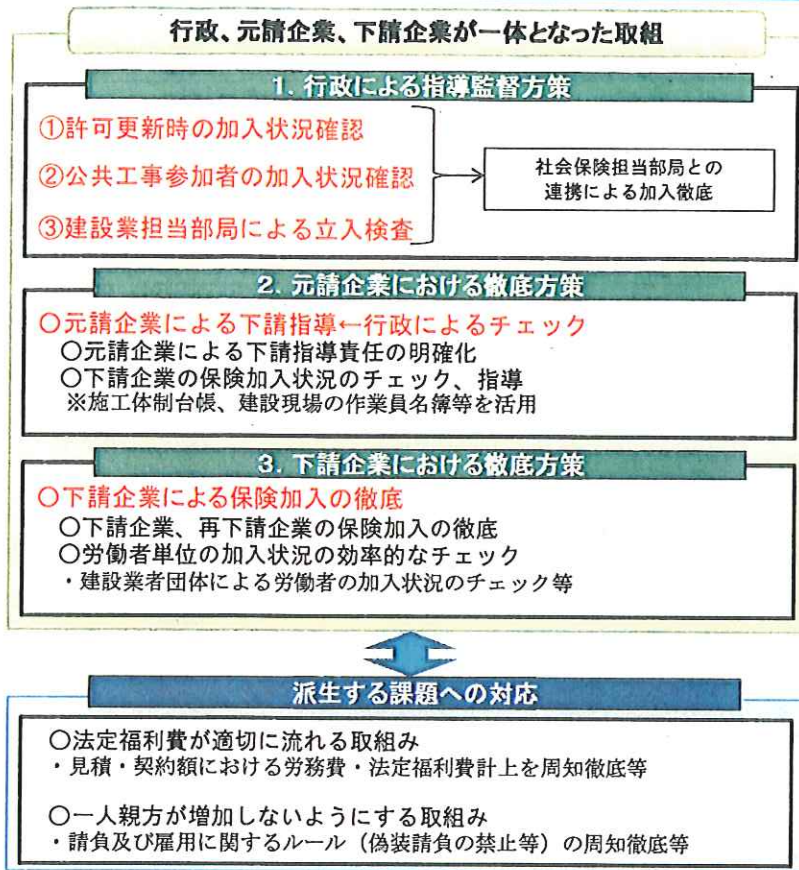


社会保険等の加入状況



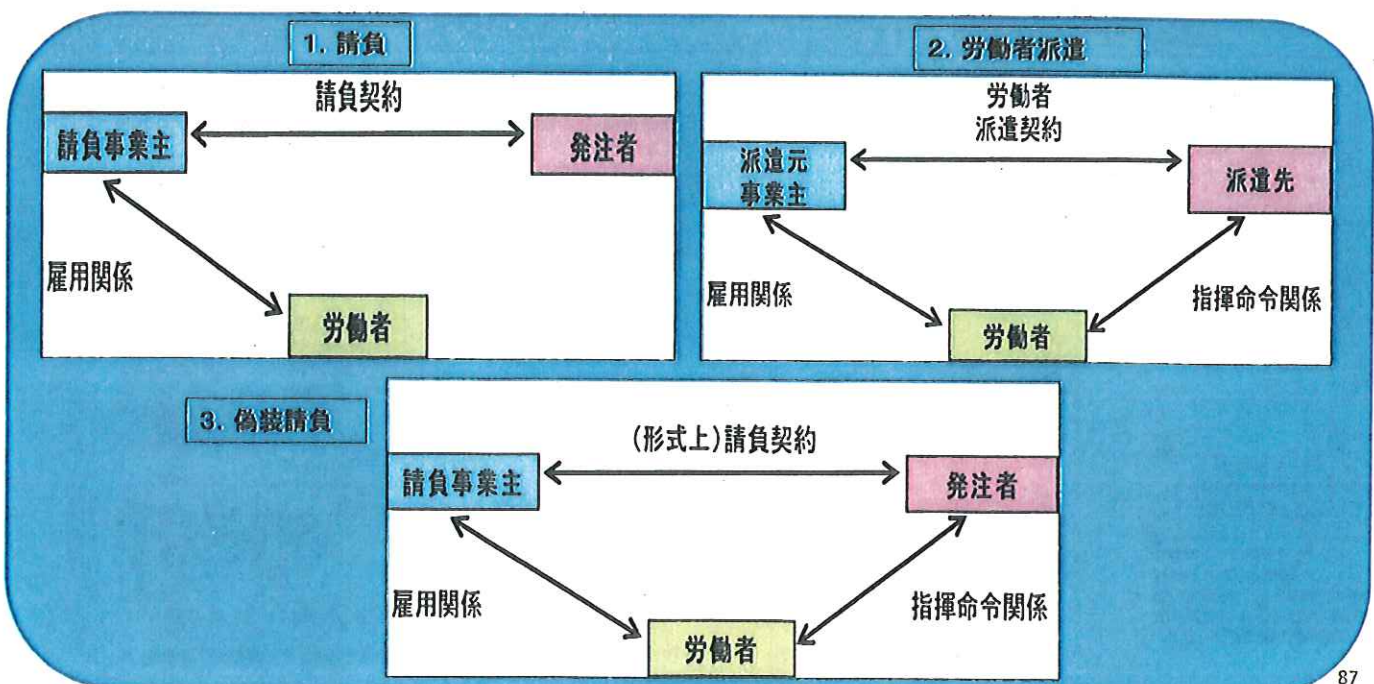


## ②-2 保険未加入企業の排除(2)



## ②-3 請負、労働者派遣及び偽装請負について

- 偽装請負とは、「請負」という契約方式をとっているが、実態は「労働者派遣」の形態で業務を行うこと。
- **建設業務**(現場で直接生産に携わる技能工の業務等)については、**労働者派遣は禁止**されている。
- 偽装請負の問題点としては安全衛生等の責任があいまいになり、危険防止措置が十分に講じられないまま、**労働者が労働災害にあう等のおそれが高まること。**

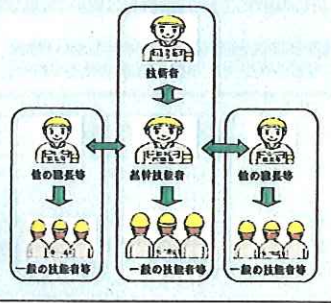




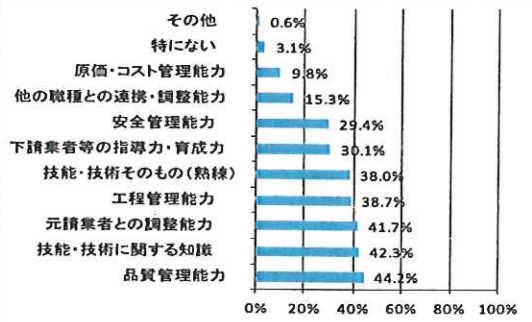
## ②-4 基幹技能者の確保・育成・活用について

### 基幹技能者制度

- 概要: 基幹的な役割を担う建設技能労働者の講習資格制度(建設業法施行規則)
- 役割: 建設現場で総括職長として、安全管理、品質管理等について、横断的な調整、指導
- 要件: 実務経験10年以上、職長経験3年以上、最上級の技能資格取得等
- 現状: 27職種、27,397名(平成23年1月31日現在)



### 基幹技能者が優れている点



出所: (社)建専連「登録基幹技能者の評価・処遇に関するアンケート調査」(平成21年度)

### 民間の取組み

- 基幹技能者の職種ごとの育成、確保
- 基幹技能者の有効性のPR
- 優秀な基幹技能者の年収600万円への引上げ(日建連)

官民一体となり推進協議会を組織、取組を推進

### 国土交通省の取組み

- 基幹技能者の職種の充実
- 公共工事における基幹技能者の評価

- 生産性の向上、品質・安全確保
- 技能労働者の処遇改善

- ◆建設技能労働者への目標像の提示
- ◆建設技能の承継

## ②-5 公共事業労務費調査の人材確保・育成への活用

公共事業労務費調査における技能資格保有者の賃金水準  
(資格取得のインセンティブ、キャリアパスへの活用検討)

職種	公共工事 設計労務単価 (全国単純平均)	1級技能士	登録基幹技能者 (基幹技能者を含む)
造園工	14,796	+9% ~ +13% (1級造園技能士)	-
とび工	15,347	+4% ~ +6% (1級とび技能士)	+7% ~ +13% (登録高・土工基幹技能者)
電工	15,628	-	+15% ~ +20% (登録電気工事基幹技能者)
鉄筋工	15,226	+3% ~ +4% (1級鉄筋施工技能士)	-
塗装工	15,009	+4% ~ +7% (1級塗装技能士)	+5% ~ +11% (登録建設塗装基幹技能者)
高級船員	20,685	-	+8% ~ +13% (登録海上起重基幹技能者)

職種	公共工事 設計労務単価 (全国単純平均)	1級技能士	登録基幹技能者 (基幹技能者を含む)
普通船員	16,406	-	+14% ~ +19% (登録海上起重基幹技能者)
型わく工	15,470	+3% ~ +5% (1級型枠施工技能士)	+4% ~ +9% (登録型枠基幹技能者)
内装工	15,334	+3% ~ +8% (1級内装仕上げ施工技能士)	-
ガラス工	14,713	+6% ~ +11% (1級ガラス施工技能士)	-
保温工	15,517	+3% ~ +8% (1級熱絶縁施工技能士)	-

※平成22年度公共事業労務費調査のデータの有効標本のうち、集計に必要な資格保有者の標本数が集まった職種について、職種毎の都道府県別の平均額と資格保有者の平均額の差を全国加重平均し、標本誤差を削減して算定。  
「-」は該当資格なしまたは標本が集まらなかったもの

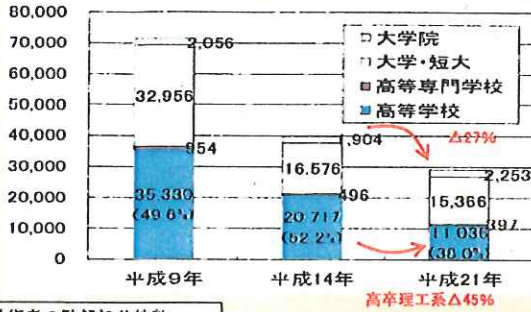


### ③-1 技術者データベースの整備(1)

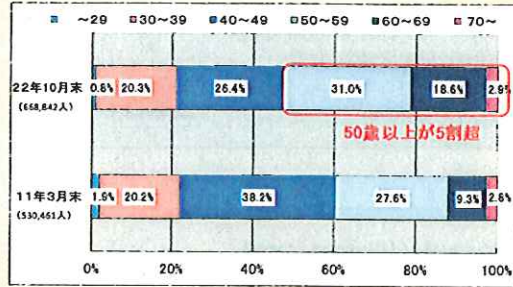
#### 現状と課題

- 建設業の新規入職者数は減少しており、担い手となる技術者の世代交代の中で、優秀な技術者の確保、育成は喫緊の課題
- 工事の品質確保のためには、技術者の適正配置が重要であるが、技術者に係る監督処分は後を絶たない状況。特に民間工事においては十分な確認が行われていない状況。適正な施工や安全、環境に支障をきたすおそれ。

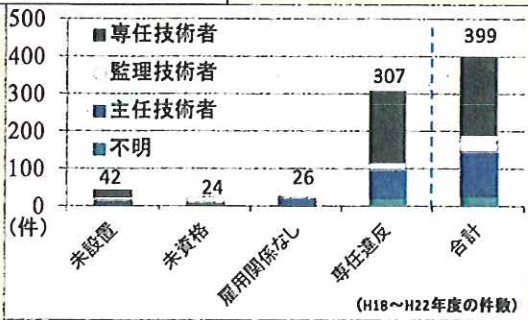
学歴別建設業新規入職者数



監理技術者の年齢構成



技術者の監督処分件数



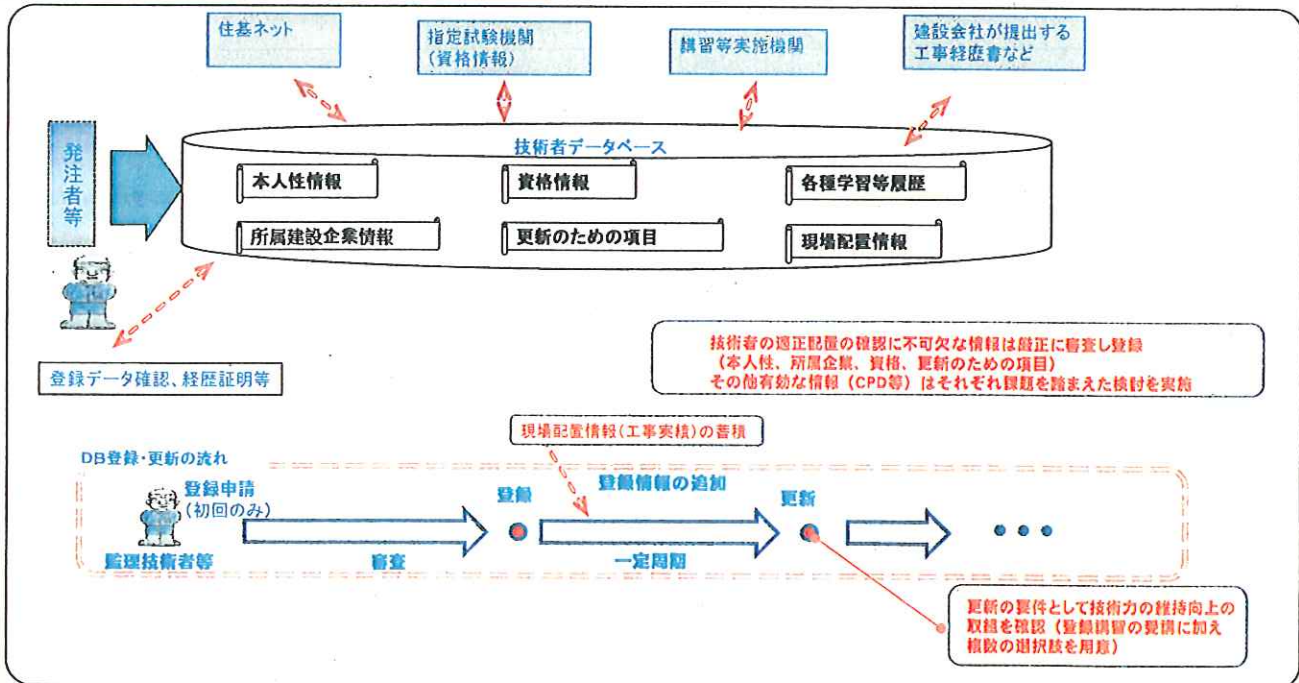
技術者等の情報の管理について

イギリス	データベース蓄積	約 160万人 (技能者等含む)
韓国	データベース蓄積	約 55万人
日本	監理技術者 資格者証保有者 ※ 技術者	約 67万人 ※約120万人(推計)

### ③-2 技術者データベースの整備(2)

#### 課題を踏まえた対応の方向性(1)

##### ○ 技術者に関するデータベースの整備



#### 目指すべき姿

- 技術者の資質・技術力向上のインセンティブの付与
- 優秀な技術者の確保・育成



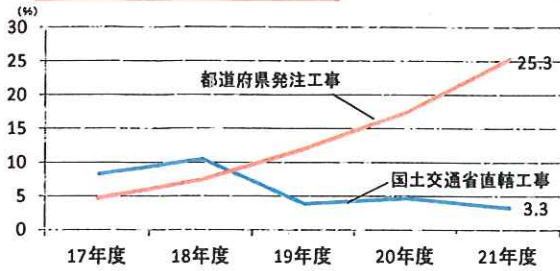




## ④-1 ダンピング対策の強化

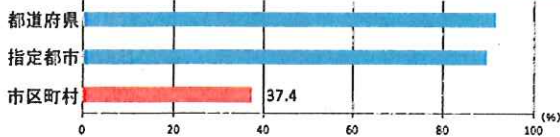
### 現状と課題

低価格入札の発生率



低入札価格調査基準価格

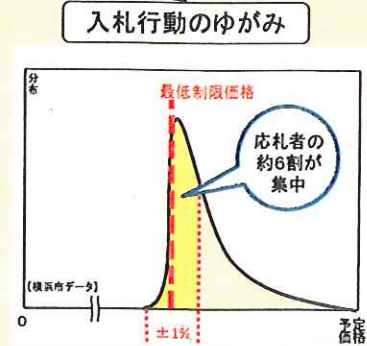
(国並み水準以上に設定している自治体の割合)



予定価格の事前公表(都道府県の36団体)

事前公表 13.5% > 事後公表 5.7%

2.4倍



### 課題を踏まえた対応の方向性

- ・調査基準価格を、国の調査実績に基づく水準に見直し
- ・予定価格等の事前公表の取りやめ

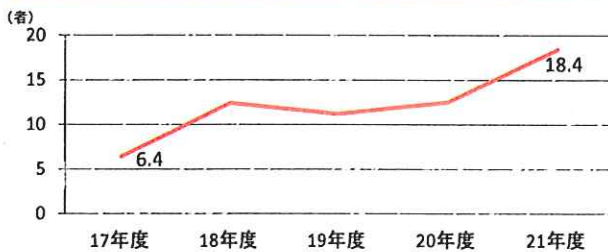
### 目指すべき姿

工事の品質確保、下請へのしわ寄せ防止 等

## ④-2 落札決定の効率化(段階選抜方式)

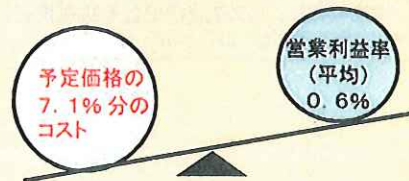
### 現状と課題

平均入札参加者数(国土交通省直轄のWTO対象工事\*)



※国土交通省(港湾空港を除く)発注の一般土木工事

総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している(H21)



予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。

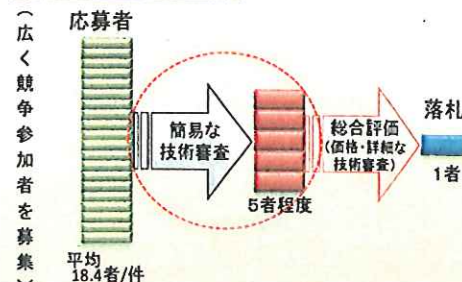
(平均入札参加者数18.4者<sup>※</sup>の場合の試算)

建設企業の営業利益率は0.6%。

(2010年7月 日建連法人会員決算状況調査)

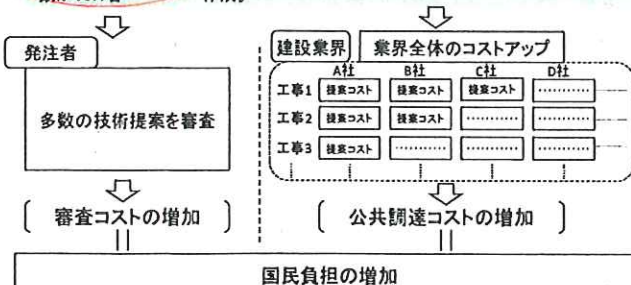
### 課題を踏まえた対応の方向性

段階選抜のイメージ



入札契約手続に要した審査コスト(発注者)及び技術提案コスト(建設企業)は、最終的には、国民負担の増加につながるおそれ。

平均入札参加者数が18.4者 多数の工事において、多数の企業が、多数の技術提案を作成。

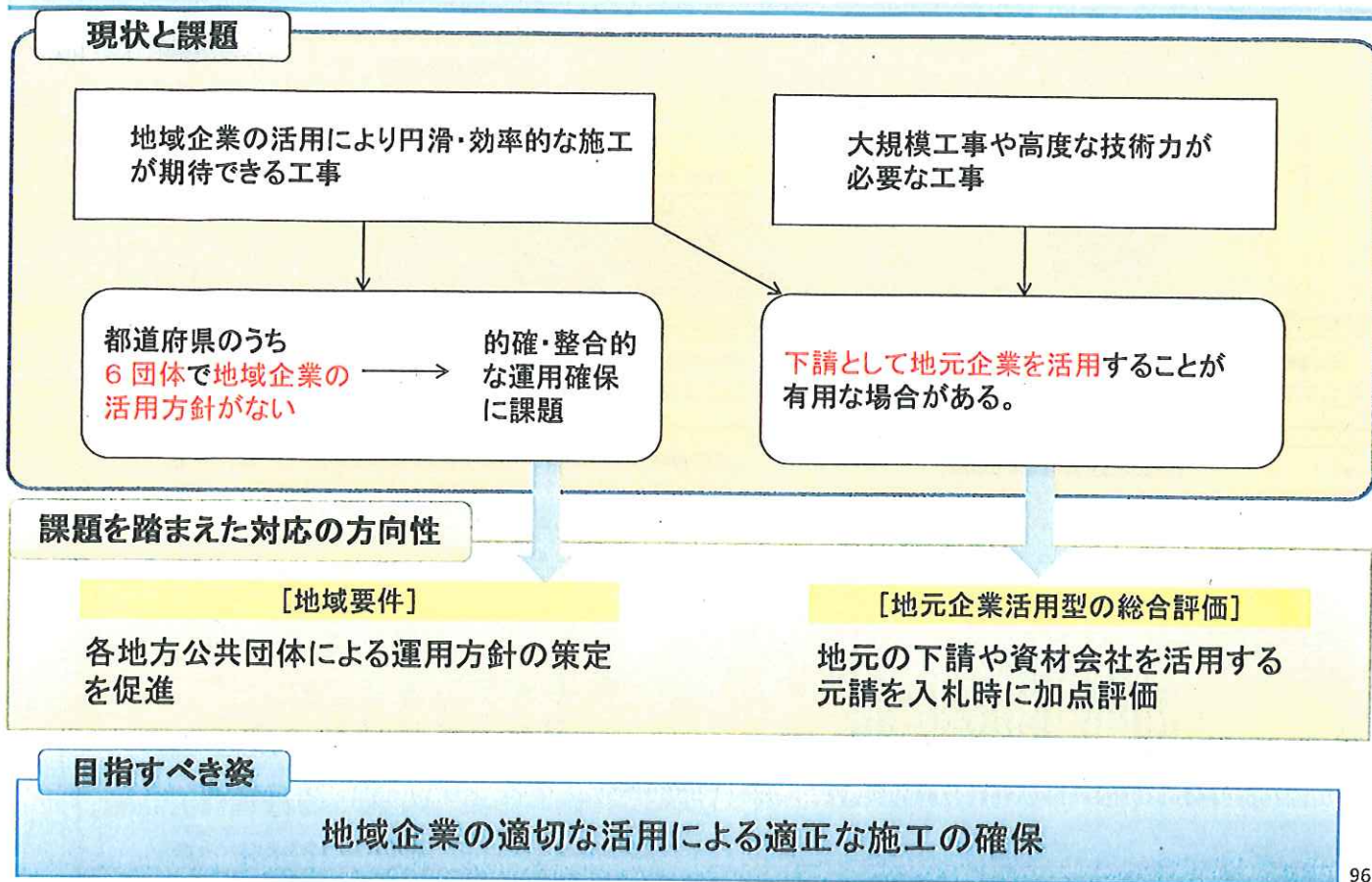


### 目指すべき姿

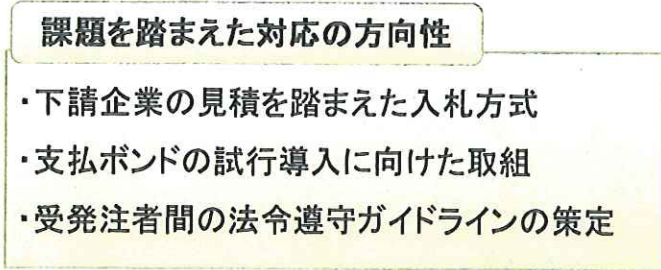
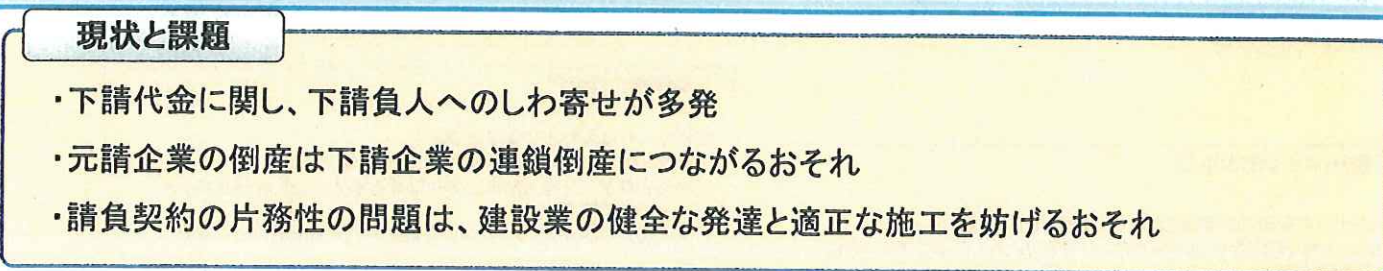
受発注者の手続コストの縮減



#### ④-3 地域企業の適切な活用

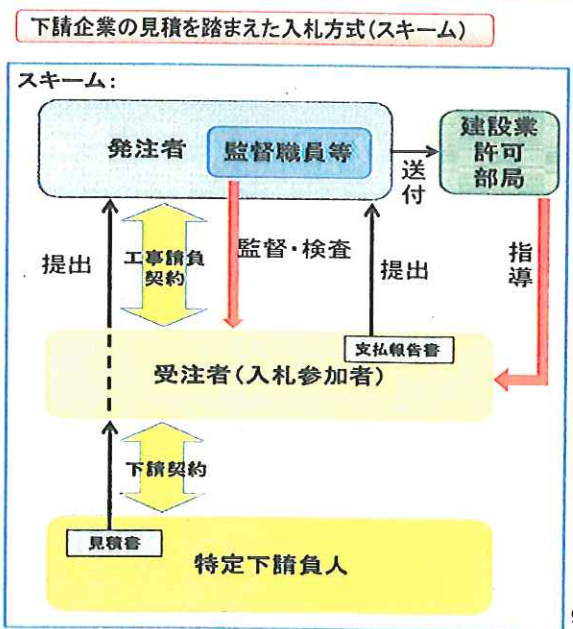


#### ④-4 入札契約制度改革の推進(その他)



**「支払ボンド」とは**

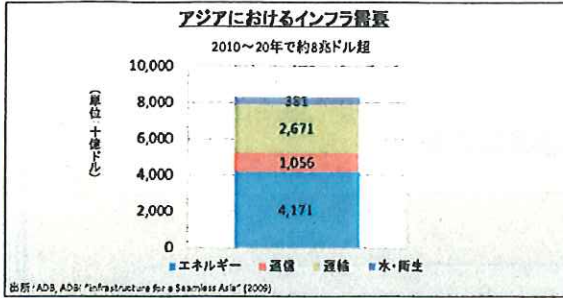
元請企業による下請代金の不払が生じた場合に、金融機関が下請企業への支払を保証する保証証書(支払ボンド)を、元請企業があらかじめ発注者に提出する仕組み。





## ⑤-1 海外展開支援策の強化(1)

### 1. 必要性



**世界の建設投資の現状** (単位: 億米ドル)

	日本	アジア太平洋	中東・アフリカ (MENA)
GDP	64,381.3	102,551.0	17,300.0
日本を100とした場合の割合	100	189	32
建設投資	4,454.3	25,898.0	1,087.0
日本を100とした場合の割合	100	581	24
建設投資の対GDP比	8.2%	25.3%	6.3%

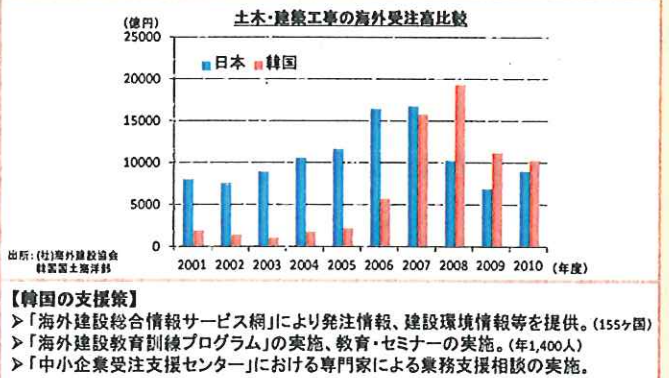
注: 日本は2010年度、アジア太平洋、MENAは2009年。  
出所: 財団法人建設経済研究所「建設経済レポート」2011年4月版

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、国土交通省成長戦略(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議報告)においても、海外展開を推進することとしている。

### 2. 現状



○韓国等諸外国では政府が手厚い支援策を講じている例もあり、競争が激化。



## ⑤-2 海外展開支援策の強化(2)

### 3. 当面の施策の方向性

#### 1. 契約・リスク管理の強化

- ・契約・リスク管理の重要性についての意識改革の推進。
- ・国内における国際的な発注・契約方式を取り入れた公共工事の実施の検討、試行。
- ・海外建設ホットラインの拡充。
- ・貿易保険の活用。

#### 2. 情報収集・提供の強化

- ・主要国の建設環境情報やトラブル情報等を収集・提供する仕組みの構築。
- ・JETROとの連携強化
- ・中小企業向け相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、専門アドバイザーとの相談をアレンジ。

#### 3. 人材育成の強化

- ・業界における人材育成体制の構築。
- ・研修プログラムの作成、公開講座に対する支援。
- ・我が国留学生、外国人研修生等に関する海外建設人材情報データベースの構築支援。
- ・日本型の建設マネジメントについて経験等有所現地人材の育成。

#### 4. 事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成

- ・トップセールスの展開。
- ・建設企業等による案件形成支援。
- ・建設交流会議(PRセミナー)の開催、国際見本市への参画等。
- ・融資(JBIC、政投銀等)の活用促進。
- ・海外現地法人の海外建設工事の完成工事高等を経営事項審査の評価の対象とする方向で検討。

#### 5. 国際建設市場の環境整備

- ・途上国等にみられる外国業者に対する外資制限の緩和等、非関税障壁の撤廃交渉(WTO、二国間)。
- ・投資協定(BIT)、経済連携協定(EPA)の活用。

### 目指すべき姿

各企業、業界団体、政府が一体となって、  
中小建設企業等を含めた我が国建設産業の海外展開を推進



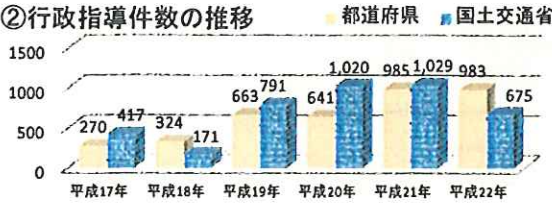
現状と課題

①建設業許可業者数について

総数	内訳		知事/総数
	大臣	知事	
498,806	9,735	489,071	98.0%

H23年3月末現在

②行政指導件数の推移



※指導件数は建設業法41条に基づく指導・助言・勧告を集計したもの。

(①、②ともに国土交通省調べ)

都道府県の指導監督体制と行政指導の状況

- ▶許可業者数の98%は知事許可業者(H23年3月末現在)
- ▶都道府県の建設業指導監督担当職員数は418人、1県あたり9人(H20年2月現在)  
(整備局は180人、1局あたり18人(H23年4月現在))  
※都道府県、整備局ともに他業務との兼任者、併任者を含む。
- ▶年間平均指導件数が50件以上の都道府県数 5
- ▶年間平均指導件数が10件未満の都道府県数 34  
うち年間平均指導件数が1件未満の都道府県数 17
- ▶平成22年の平均指導件数は、1県あたり21件  
(整備局は1局あたり68件)

課題を踏まえた対応の方向性

国と都道府県の連携強化による排除の徹底

- 【対策例】
- ①建設業取引適正化推進月間等における都道府県と合同での立入検査・業者向け講習会等の実施
  - ②国から都道府県に対する立入検査要領・審査手法等などのノウハウの提供、研修会の開催
  - ③建設業者への立入検査を行う職員の資格の緩和
  - ④特に悪質な知事許可業者に対する国土交通省職員による立入検査の実施
  - ⑤行政庁のマンパワー不足を補完する効率的な方策の整備を検討(技術者データベース)

100

現状と課題

【現状】

- 地域の建設業は、過剰供給構造の中で企業の小規模化、軽量化が進み、建設企業が従来地域社会の維持のために担ってきた役割が果たせていない状況も生じている。
- 他社との協業化や企業連携、合併等の企業再編、あるいは転業、廃業などへの意向は必ずしも高くない。

【課題】

- 建設企業が持続可能となるよう過剰供給構造を是正することが必要であり、企業再編等が効果的に行われるよう、希望する企業に対して円滑な実施が可能となる環境を整備することが必要

課題に対応した支援策の方向性

【企業再編等の際に必要な事項】

- 経営状況の把握・分析や経営戦略の検討
- 債権債務等の法律関係の整理
- 企業再編等に必要な情報等の入手
- 資金面でのバックアップ

【検討すべき施策】

- ①中小企業診断士に加えて、公認会計士、弁護士など、外部専門家による支援体制の強化
- ②地元金融機関との連携を図ることによる資金面での対応を含めた計画の策定支援
- ③合併・事業譲渡を希望する建設企業同士の情報のマッチング
- ④建設企業が転業・廃業に踏み切るメルクマールとなる廃業診断マニュアルの作成



### 現状と課題

#### 【現状】

- 建設投資の減少とPPP/PFI、リフォーム、維持管理(インフラマネジメント)等の新たな市場の拡大
- 新事業展開についてはこれまで期間限定の予算事業による支援のみであり、継続的な支援・フォローが不足(資金助成)・新分野等進出モデル事業(H15~H20)・建設業と地域の元気回復助成事業(H20~H22)(相談支援)・ワンストップサービスセンター事業(H17~H22)

#### 【課題】

- 新たな市場への参入は課題だが、新事業展開に対するノウハウが蓄積されていない
- 新たな市場において中心的な役割を果たしていくための能力の底上げが課題

### 課題に対応した支援策の方向性

#### 【新事業展開を行うに当たって必要となる事項】

- 新事業展開を行う取組に対する継続的なフォロー ○企画・立案・調整能力の底上げ
- ノウハウの蓄積 ○新事業展開に必要な資金の調達

#### 【検討すべき施策】

- 建設企業の新事業展開への継続的な支援を行う体制を構築
- 建設企業が新たなノウハウを取得・蓄積するための支援体制の確立
- 優れた新事業展開への資金調達を可能とする施策

102

### 現状と課題

#### 【現状】

- 民間における資格制度の整備等が進められる一方、国交省でも「CM方式活用ガイドライン」(H14)を発表するなど、かねてよりその導入促進の取組が行われてきた。
- CM市場は拡大傾向にあるが、公共市場における導入はあまり進んでいない。

#### 【課題】

- CM方式の共通ツールの整備、制度的制約の在り方、CM方式の普及・啓発等の課題が存在
- 建設投資が減少する中で、大手・中堅企業の高い技術力・事業企画力を生かしたCM市場の開拓の余地は大きい。

### 課題に対応した支援策の方向性

#### 【今後の対応】

- コスト・プロセスの透明化や適正施工の確保等の意義があるため、制度化に向けて関係する専門家の助言を得ながら継続的に検討することが必要
- CM方式のメリットに関する発注者の理解の促進

103